

令和5年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

令和5年3月7日開会

令和5年3月28日閉会

宿毛市議会事務局

令和5年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第 1 日 (令和5年3月 7日 火曜日) | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 出席要求による出席者 | 3 |
| 開 会 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○日程第2 会期の決定 | 5 |
| (諸般の報告) | |
| (行政方針の表明) | |
| ○日程第3 議案第1号から議案第50号まで | 14 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 14 |
| 散 会 (午前11時05分) | |
| 陳情文書表 | 18 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 2 日 (令和5年3月 8日 水曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 3 日 (令和5年3月 9日 木曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 4 日 (令和5年3月10日 金曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 5 日 (令和5年3月11日 土曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 6 日 (令和5年3月12日 日曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- . . . ----- | |
| 第 7 日 (令和5年3月13日 月曜日) | |
| 議事日程 | 19 |
| 本日の会議に付した事件 | 19 |
| 出席議員 | 19 |
| 欠席議員 | 19 |

| | |
|------------------|----|
| 事務局職員出席者 | 19 |
| 出席要求による出席者 | 19 |
| 開 議 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 一般質問 | 21 |
| 1 今城 隆議員 | 21 |
| 危機管理課長 | 21 |
| 今城 隆議員 | 21 |
| 危機管理課長 | 21 |
| 今城 隆議員 | 22 |
| 長寿政策課長 | 22 |
| 今城 隆議員 | 23 |
| 長寿政策課長 | 23 |
| 今城 隆議員 | 23 |
| 長寿政策課長 | 24 |
| 今城 隆議員 | 24 |
| 福祉事務所長 | 25 |
| 今城 隆議員 | 25 |
| 福祉事務所長 | 26 |
| 今城 隆議員 | 26 |
| 市長 | 27 |
| 今城 隆議員 | 27 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 27 |
| 今城 隆議員 | 27 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 28 |
| 今城 隆議員 | 28 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 28 |
| 今城 隆議員 | 28 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 29 |
| 今城 隆議員 | 29 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 30 |
| 今城 隆議員 | 30 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 30 |
| 今城 隆議員 | 30 |
| 教育長 | 31 |
| 今城 隆議員 | 31 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 31 |
| 今城 隆議員 | 32 |

| | | |
|---------|-------------|-----|
| | 教育次長兼学校教育課長 | 3 2 |
| 今城 | 隆議員 | 3 2 |
| | 教育長 | 3 3 |
| 今城 | 隆議員 | 3 3 |
| | 教育長 | 3 4 |
| 今城 | 隆議員 | 3 4 |
| | 市長 | 3 4 |
| 今城 | 隆議員 | 3 5 |
| | 市長 | 3 6 |
| 今城 | 隆議員 | 3 6 |
| | 市長 | 3 7 |
| 今城 | 隆議員 | 3 7 |
| 2 | 野々下昌文議員 | 3 8 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 3 8 |
| 野々下昌文議員 | | 3 8 |
| | 教育長 | 3 9 |
| 野々下昌文議員 | | 3 9 |
| | 教育長 | 3 9 |
| 野々下昌文議員 | | 4 0 |
| | 教育長 | 4 1 |
| 野々下昌文議員 | | 4 1 |
| | 教育長 | 4 1 |
| 野々下昌文議員 | | 4 2 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 4 2 |
| 野々下昌文議員 | | 4 2 |
| | 市長 | 4 3 |
| 野々下昌文議員 | | 4 3 |
| | 市長 | 4 4 |
| 野々下昌文議員 | | 4 5 |
| | 市長 | 4 5 |
| 野々下昌文議員 | | 4 6 |
| | 都市建設課長 | 4 6 |
| 野々下昌文議員 | | 4 6 |
| | 都市建設課長 | 4 7 |
| 野々下昌文議員 | | 4 7 |
| | 市長 | 4 7 |
| 野々下昌文議員 | | 4 8 |

| | | |
|---|-------------------|-----|
| 3 | 山戸 寛議員 | 4 8 |
| | 企画課長 | 4 9 |
| | 山戸 寛議員 | 5 0 |
| | 企画課長 | 5 0 |
| | 山戸 寛議員 | 5 0 |
| | 企画課長 | 5 0 |
| | 山戸 寛議員 | 5 1 |
| | 企画課長 | 5 1 |
| | 山戸 寛議員 | 5 1 |
| | 企画課長 | 5 1 |
| | 山戸 寛議員 | 5 2 |
| | 企画課長 | 5 2 |
| | 山戸 寛議員 | 5 2 |
| | 商工観光課長 | 5 3 |
| | 山戸 寛議員 | 5 3 |
| | 商工観光課長 | 5 3 |
| | 山戸 寛議員 | 5 3 |
| | 商工観光課長 | 5 3 |
| | 山戸 寛議員 | 5 4 |
| | 企画課長 | 5 4 |
| | 山戸 寛議員 | 5 4 |
| | 商工観光課長 | 5 4 |
| | 山戸 寛議員 | 5 5 |
| | 商工観光課長 | 5 5 |
| | 山戸 寛議員 | 5 5 |
| | 商工観光課長 | 5 5 |
| | 山戸 寛議員 | 5 6 |
| | 商工観光課長 | 5 6 |
| | 山戸 寛議員 | 5 6 |
| | 商工観光課長 | 5 6 |
| | 山戸 寛議員 | 5 6 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 5 7 |
| | 山戸 寛議員 | 5 7 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 5 7 |
| | 山戸 寛議員 | 5 7 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 5 8 |
| | 山戸 寛議員 | 5 8 |

| | | |
|---|-------------------|-----|
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 5 8 |
| | 山戸 寛議員 | 5 8 |
| | 市 長 | 5 9 |
| | 山戸 寛議員 | 5 9 |
| | 市 長 | 6 0 |
| | 山戸 寛議員 | 6 1 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 6 1 |
| | 山戸 寛議員 | 6 2 |
| | 企画課長 | 6 2 |
| | 山戸 寛議員 | 6 2 |
| 4 | 三木健正議員 | 6 3 |
| | 市 長 | 6 3 |
| | 三木健正議員 | 6 4 |
| | 市 長 | 6 4 |
| | 三木健正議員 | 6 5 |
| | 土木課長 | 6 6 |
| | 三木健正議員 | 6 6 |
| | 土木課長 | 6 6 |
| | 三木健正議員 | 6 6 |
| | 土木課長 | 6 6 |
| | 三木健正議員 | 6 7 |
| | 土木課長 | 6 7 |
| | 三木健正議員 | 6 7 |
| | 土木課長 | 6 7 |
| | 三木健正議員 | 6 7 |
| | 市 長 | 6 7 |
| | 三木健正議員 | 6 8 |
| | 環境課長 | 6 9 |
| | 三木健正議員 | 6 9 |
| | 環境課長 | 6 9 |
| | 三木健正議員 | 6 9 |
| | 環境課長 | 7 0 |
| | 三木健正議員 | 7 0 |
| | 環境課長 | 7 0 |
| | 三木健正議員 | 7 0 |
| | 環境課長 | 7 0 |
| | 三木健正議員 | 7 0 |

| | |
|--------------------|-----|
| 環境課長 | 7 1 |
| 三木健正議員 | 7 1 |
| 環境課長 | 7 1 |
| 三木健正議員 | 7 1 |
| 環境課長 | 7 2 |
| 三木健正議員 | 7 2 |
| 危機管理課長 | 7 3 |
| 三木健正議員 | 7 3 |
| 延 会 (午後 3 時 4 2 分) | |

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和 5 年 3 月 1 4 日 火曜日)

| | |
|----------------------|-----|
| 議事日程 | 7 5 |
| 本日の会議に付した事件 | 7 5 |
| 出席議員 | 7 5 |
| 欠席議員 | 7 5 |
| 事務局職員出席者 | 7 5 |
| 出席要求による出席者 | 7 5 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 7 7 |
| 1 高倉真弓議員 | 7 7 |
| 税務課長 | 7 7 |
| 高倉真弓議員 | 7 7 |
| 商工観光課長 | 7 7 |
| 高倉真弓議員 | 7 8 |
| 市 長 | 7 8 |
| 高倉真弓議員 | 7 9 |
| 市 長 | 7 9 |
| 高倉真弓議員 | 8 0 |
| 市 長 | 8 0 |
| 高倉真弓議員 | 8 1 |
| 土木課長 | 8 1 |
| 高倉真弓議員 | 8 2 |
| 企画課長 | 8 2 |
| 高倉真弓議員 | 8 3 |
| 企画課長 | 8 3 |
| 高倉真弓議員 | 8 3 |
| 2 岡崎利久議員 | 8 3 |

| | | |
|---|-------------------|-----|
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 8 4 |
| | 岡崎利久議員 | 8 4 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 8 4 |
| | 岡崎利久議員 | 8 5 |
| | 都市建設課長 | 8 5 |
| | 岡崎利久議員 | 8 5 |
| | 都市建設課長 | 8 5 |
| | 岡崎利久議員 | 8 5 |
| | 市長 | 8 6 |
| | 岡崎利久議員 | 8 6 |
| | 環境課長 | 8 6 |
| | 岡崎利久議員 | 8 7 |
| | 企画課長 | 8 7 |
| | 岡崎利久議員 | 8 8 |
| | 市長 | 8 8 |
| | 岡崎利久議員 | 8 9 |
| | 市長 | 8 9 |
| | 岡崎利久議員 | 9 0 |
| | 福祉事務所長 | 9 0 |
| | 岡崎利久議員 | 9 0 |
| | 福祉事務所長 | 9 1 |
| | 岡崎利久議員 | 9 1 |
| | 市長 | 9 1 |
| | 岡崎利久議員 | 9 2 |
| | 市長 | 9 2 |
| | 岡崎利久議員 | 9 2 |
| 3 | 川田栄子議員 | 9 2 |
| | 健康推進課長 | 9 3 |
| | 川田栄子議員 | 9 4 |
| | 健康推進課長 | 9 4 |
| | 川田栄子議員 | 9 4 |
| | 健康推進課長 | 9 5 |
| | 川田栄子議員 | 9 5 |
| | 健康推進課長 | 9 5 |
| | 川田栄子議員 | 9 5 |
| | 健康推進課長 | 9 6 |
| | 川田栄子議員 | 9 6 |

| | |
|------------------|-----|
| 健康推進課長 | 97 |
| 川田栄子議員 | 97 |
| 健康推進課長 | 97 |
| 川田栄子議員 | 97 |
| 健康推進課長 | 98 |
| 川田栄子議員 | 98 |
| 健康推進課長 | 98 |
| 川田栄子議員 | 98 |
| 健康推進課長 | 99 |
| 川田栄子議員 | 99 |
| 健康推進課長 | 99 |
| 川田栄子議員 | 100 |
| 健康推進課長 | 100 |
| 川田栄子議員 | 100 |
| 健康推進課長 | 100 |
| 川田栄子議員 | 101 |
| 健康推進課長 | 101 |
| 川田栄子議員 | 101 |
| 健康推進課長 | 101 |
| 川田栄子議員 | 102 |
| 健康推進課長 | 102 |
| 川田栄子議員 | 102 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 103 |
| 川田栄子議員 | 103 |
| 学校給食センター所長 | 104 |
| 川田栄子議員 | 104 |
| 産業振興課長 | 104 |
| 川田栄子議員 | 104 |
| 産業振興課長 | 104 |
| 川田栄子議員 | 105 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 105 |
| 川田栄子議員 | 105 |
| 市民課長 | 105 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 106 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 106 |

| | |
|--------|-----|
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 107 |
| 川田栄子議員 | 107 |
| 市民課長 | 107 |
| 川田栄子議員 | 108 |
| 市民課長 | 108 |
| 川田栄子議員 | 108 |

散 会 (午後3時12分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和5年3月15日 水曜日)

| | |
|-----------------------|-----|
| 議事日程 | 111 |
| 本日の会議に付した事件 | 111 |
| 出席議員 | 111 |
| 欠席議員 | 111 |
| 事務局職員出席者 | 111 |
| 出席要求による出席者 | 111 |
| 開 議 (午前10時01分) | |
| ○日程第1 議案第1号から議案第50号まで | 113 |
| 質疑 | 113 |
| 1 川村三千代議員 | 113 |
| 環境課長 | 113 |
| 川村三千代議員 | 113 |
| 環境課長 | 113 |
| 川村三千代議員 | 114 |
| 環境課長 | 114 |
| 川村三千代議員 | 114 |
| 企画課長 | 114 |
| 川村三千代議員 | 115 |
| 企画課長 | 115 |
| 川村三千代議員 | 115 |
| 人権推進課長 | 115 |
| 川村三千代議員 | 116 |
| 人権推進課長 | 116 |
| 川村三千代議員 | 116 |
| 人権推進課長 | 116 |
| 川村三千代議員 | 116 |
| 産業振興課長 | 116 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 川村三千代議員 | 117 |
| 産業振興課長 | 117 |
| 川村三千代議員 | 117 |
| 産業振興課長 | 117 |
| 川村三千代議員 | 117 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 118 |
| 川村三千代議員 | 118 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 118 |
| 川村三千代議員 | 119 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 119 |
| 川村三千代議員 | 119 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 119 |
| 川村三千代議員 | 120 |
| 水道課長 | 120 |
| 川村三千代議員 | 120 |
| 水道課長 | 120 |
| 川村三千代議員 | 120 |
| 委員会付託省略（議案第1号から議案第3号まで） | 121 |
| 委員会付託（議案第4号から議案第50号まで） | 121 |
| 散 会（午前10時42分） | |
| 議案付託表 | 122 |

----- . . ----- . . -----
第10日（令和5年3月16日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（令和5年3月17日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（令和5年3月18日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（令和5年3月19日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（令和5年3月20日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（令和5年3月21日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（令和5年3月22日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第17日（令和5年3月23日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第18日（令和5年3月24日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第19日（令和5年3月25日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第20日（令和5年3月26日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第21日（令和5年3月27日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第22日（令和5年3月28日 火曜日）

| | |
|-----------------------|-----|
| 議事日程 | 125 |
| 本日の会議に付した事件 | 125 |
| 出席議員 | 125 |
| 欠席議員 | 125 |
| 事務局職員出席者 | 125 |
| 出席要求による出席者 | 126 |
| 開 議（午前10時00分） | |
| ○日程第1 議案第1号から議案第50号まで | 127 |
| （議案第1号及び議案第2号） | |
| 討論・表決 | 127 |
| （議案第3号） | |
| 討論・表決 | 127 |
| （議案第4号から議案第50号まで） | |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長 | 127 |
| 総務文教常任委員長 | 131 |
| 産業厚生常任委員長 | 132 |
| 質疑・討論・表決 | 133 |
| ○日程第2 議案第51号 | 133 |
| （提案理由の説明） | |
| 議会運営委員長 | 133 |
| 質疑・討論・表決 | 133 |
| ○日程第3 陳情第18号 | 134 |
| 委員長報告 | |
| 産業厚生常任委員長 | 134 |
| 質疑 | 134 |
| 討論 | 134 |

| | |
|-----------------|-------|
| 今城 隆議員（反対） | 1 3 4 |
| 表決 | 1 3 6 |
| ○日程第4 委員会調査について | 1 3 6 |
| 継続調査 | 1 3 7 |
| (閉会挨拶) | |
| 市 長 | 1 3 7 |
| 閉 会 (午前10時54分) | |
| 委員会審査報告書 | 1 3 9 |
| 陳情審査報告書 | 1 4 3 |
| 閉会中の継続調査申出書 | 1 4 4 |

----- . . ----- . . -----

付 録

| | |
|---------|------|
| 一般質問通告表 | 付一 1 |
| 議決結果一覧表 | 付一 6 |
| 議 案 | 付一 6 |
| 陳 情 | 付一 9 |

令和5年

第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和5年3月7日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

○行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第50号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

議案第 4号 令和4年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 6号 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 7号 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 9号 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第10号 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第12号 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第14号 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第15号 令和5年度宿毛市一般会計予算について

議案第16号 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 令和5年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 令和5年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

議案第26号 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 27 号 令和 5 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 28 号 宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 29 号 宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について
- 議案第 30 号 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議案第 38 号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について
- 議案第 43 号 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
ことについて
- 議案第 44 号 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更すること
について
- 議案第 45 号 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更すること
について
- 議案第 46 号 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更すること
について
- 議案第 47 号 市道路線の変更について
- 議案第 48 号 市道路線の変更について
- 議案第 49 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 50 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

-----・-----・-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第50号まで

----- . . . -----

3 出席議員（12名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 7番 高倉 真弓 君 |
| 8番 山上 庄一 君 | 9番 山戸 寛 君 |
| 10番 岡崎 利久 君 | 11番 野々下 昌文 君 |
| 12番 松浦 英夫 君 | 13番 寺田 公一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|--------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 議事係 長 | 桑原 美穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|-----------------------|----------|
| 市 長 | 中平 富宏 君 |
| 副市 長 | 岩本 昌彦 君 |
| 企画課 長 | 上村 秀生 君 |
| 総務課 長兼 選挙管理委員会事務局長 | 桑原 一 君 |
| 危機管理課 長 | 有田 巧史 君 |
| 市民課 長 | 岡本 武 君 |
| 税務課 長 | 山岡 敏樹 君 |
| 会計管理者兼 会計課 長 | 佐藤 恵介 君 |
| 健康推進課 長 | 松田 まなみ 君 |
| 長寿政策課 長 | 谷本 裕子 君 |
| 環境課 長 | 谷本 和哉 君 |
| 人権推進課 長 | 川村 志保 君 |
| 産業振興課 長 | 岩本 敬二 君 |
| 商工観光課 長 | 長山 敏昭 君 |

| | |
|-----------------|--------|
| 土木課長 | 澤田英典君 |
| 都市建設課長 | 小島裕史君 |
| 福祉事務所長 | 朝比奈淳司君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 鎌田勇人君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田克哉君 |
| 生涯学習課長 | |
| 兼宿毛文教 センター所長 | 中平成也君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井建一君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより、令和5年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松浦英夫君及び今城 隆君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月28日までの22日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により欠席する旨の届出がありました。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第1回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ち、令和5年度の市政運営における重要施策につきまして、所信を表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と、ぜひ御協力をいただきたい、そのように思っております。

よろしく願いをいたします。

社会経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルスに対する感染症法上の位置づけが、ことし5月8日には、5類に引き下げられることとなったところでございます。

このように、長引く新型コロナウイルス感染症との闘いにより、大きな打撃を受けた社会経済活動が正常化に向けて、徐々に進んでいるさなか、昨年からはエネルギーや食料品を中心とする急激な物価高騰のあおりを受け、市民生活などに多大な影響が生じているところでございます。

さらに、このような問題に加えまして、喫緊の課題である人口減少や、大規模かつ多様化する自然災害に的確に対応することが求められる現代におきまして、これら課題への対応は、本市も取り組んでいるSDGsの理念である、誰一人取り残さない社会の実現につながるものであります。

市長としての市政運営2期目の任期も、残すところ10か月となったところでございますが、引き続きまして、こういった視点に基づき、令和5年度の市政運営における重要施策についての所信を、これまでも取り組んでまいりました産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、

子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興の7つの理念に沿いまして、御説明を申し上げます。

まずは、第1の理念、産業振興でございます。

農業分野におきましては、令和元年度、農業担い手の確保・育成を目的として、JA高知県と共同で、農業公社スタートアグリカルチャーすくもを設立しておりますが、農業公社を設立して以降、7名の研修生を受け入れております。令和5年度には、新たな研修生2名を受け入れる予定であり、今後も、農業担い手の確保・育成を図るため、市内外から新規研修生の受入れを積極的に行いまして、引き続き本市農業の活性化に努めてまいります。

本年度には、人・農地プランが法定化され、令和5年度、令和6年度の2か年で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することになっておりますので、農業委員会やJA高知県など関係機関と連携・協力し、農地を含め、地域農業をどのように維持・発展させていくかなど、地域の実情に沿った計画策定に取り組んでまいるところでございます。

林業分野では、平成30年度から地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、自伐型林業の取組を推進してまいりました。

これまで12名の協力隊員が着任をいたしまして、自伐型林業を実践・展開しており、うち7名が卒業する中で、市内で自伐型林家として活動を行うなど、半数以上の方の定住につながっているところでございます。

令和5年度以降も、自伐型林業の活動を主としながら、林業に興味のある方向けのすくも森林塾などの普及活動にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

また、荒瀬山森林公園について、本年度は市内を一望できるポイントにウッドデッキを設置し、宿毛工業高校の生徒が製作をいたしました

ベンチや、宿毛小学校5年生の児童に案内看板を新しく作成していただきまして、設置をいたすところでございます。

今後もこのような連携を図りながら、市民の皆様や観光客が訪れるスポットとなるよう、整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、令和3年度に覚書を締結いたしました早稲田の森について、今後は市内の子供たちや早稲田大学との連携を図りまして、森林保全活動、環境教育などの取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

水産業分野につきましては、本年度もすくも湾漁協において、高性能魚体選別機を導入し、安定した市場運営と魚価の向上を図るとともに、既存の老朽化した屋外燃油タンクを解体撤去いたしまして、新たにタンクローリーを配備することで、漁業者への安定的な燃油供給の確保と南海トラフ地震等による減災対策に努めてまいりました。

また、藻津漁協においては、製氷を直接漁船に積み込める機能を有した製氷施設を整備いたしまして、漁業者の作業時間の短縮と利便性の向上を図ってまいりました。

そして、養殖魚を出荷する際に用いる水槽車の大型化に伴い、藻津漁港と県道宿毛城辺線をつなぐ市道藻津4号線の整備を行っており、今月31日に供用開始となるところでございます。

令和5年度は、すくも湾中央市場が導入を予定している、電子入札システムの導入準備支援などを通じて、さらなる、安定した市場運営の支援を行ってまいります。

そして、令和5年度から令和8年度にかけて、藻津漁港の老朽化した物揚場の保全事業を実施し、漁業者の安全な作業場の確保に取り組んでまいります。

地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふ

るさと納税事業では、新たなポータルサイトの活用や、都市部で利用できる飲食券を追加するなど、2月21日現在で、昨年の同時期の寄附額を上回る6億714万円の御寄附を頂いているところでございます。

宿毛市を応援してくださる全国の皆様に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

頂いた御寄附は、寄附者の思いを大切にしながら、今議会に提案しております、学校給食費保護者等負担軽減対策事業や感染症予防対策、福祉・健康促進分野、そして産業振興など様々な事業に活用をさせていただきます。

今後におきましても、より多くの皆様に、宿毛市を応援していただけるよう、特産品や地域資源のPRに努めるとともに、本市の魅力を全国に発信するなど事業内容のさらなる充実を図ってまいります。

さらに、防災や観光振興に資することはもとより、産業振興の視点からも、重要な要素となる道路整備ですが、四国横断自動車道、宿毛内海道路につきましては、平成31年に計画段階評価が完了し、令和3年12月には都市計画決定がなされ、本年度に宿毛新港から一本松間の4.7キロメートルが新規事業化となりました。

本市にとって四国8の字ネットワークの新規事業化は、中村宿毛道路の平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジ以来、33年ぶりのことであり、誠に喜ばしく思っているところでございます。

宿毛内海道路は、経済活性化のために必要不可欠な社会資本であるとともに、防災上の観点からも、命の道としての重要な役割を担う路線でございます。

今後も、国・県・関係機関との連携をさらに強化をいたしまして、未事業化区間の宿毛和田～宿毛新港間の日も早い事業化と、事業化区間の宿毛新港～一本松間の早期整備に向けて、

全力で取り組んでまいります。

続きまして、第2の理念は、観光振興でございます。

新型コロナウイルスに翻弄された過去2年間を乗り越えまして、本年度はコロナ禍以前に開催していた多くの観光イベントを開催することができました。

春の観光びらきに始まり、2年ぶりに開催できた自転車イベント、四国西南・無限大ライド、中秋の名月にちなみまして林邸を彩った9月のイベント、秋宵のあかり、今年度は舞台イベントにもぎやかに開催できた秋の宿毛まつり、そして令和3年度は中止を余儀なくされた、すくもチリリンまんぷくライドは、未舗装路を走るグラベルコースも新たに受け入れまして、すくもグラベル・まんぷくライドとして、10月に開催をいたしたところでございました。

本市の核となる観光施設である、宿毛まちのえき林邸におきましては、本年度も合同会社ドラマチックによる斬新なアイデアに基づく様々なイベントが開催されまして、交流人口の増加はもとより市街地活性化の一翼を担ってくれているところでございます。

また、本年度は観光振興にも一役買うキッチンカーの導入に対する補助制度も創設をしました。

これは、新型コロナウイルスで苦しむ市内事業者を対象に、移動販売等による業態転換を行うことで、売上を確保していく取組を支援しようとするもので、本年度は当初予算と補正予算を併せまして計6件分の補助枠を用意しましたが、募集開始早々に枠が埋まってしまいました。今年度中に整備が完了する6台につきましては、この後に説明をします、道の駅すくもサニーサイドパークのオープニングイベントにて、市民の皆様にもお披露目できる方向で調整をしているところでございます。

そして、引き続き、令和5年度も新たに3件の予算を計上しておりますので、今後は市内各所の様々なイベントを盛り上げてくれるものと期待しているところでございます。

そのほかにも本年度は、市内事業者が金融機関から融資を受ける際の保証料及び利子について補助する制度も新設しました。また、原油高や物価高騰に苦しむ市民や事業者を支援するための地域振興券事業も実施をし、新型コロナウイルスで苦しむ皆様の負担軽減、並びに地域経済の活性化に寄与できたものと考えているところでございます。

昨年より建設に取りかかっております、道の駅すくもサニーサイドパークにつきましては、観光客はもとより、多くの市民の皆様も御利用いただける観光・交流拠点として、令和5年度、いよいよ新しく生まれ変わります。

具体的な整備内容としましては、インフォメーション、トイレ、シャワー、休憩スペース等の機能を備え、地元産品・地元食材の販売及び観光情報の発信基地となる管理棟を新設いたします。

新たに整備する遊具エリアには、傾斜を生かした遊具や、小さなお子様も安心して遊ぶことができるキッズスペースを整備することとしており、子育て中の御家庭の新たな憩いの場となることを願っているところでございます。

人が集まるイベント広場にはキッチンカーや、移動販売業者に対応するための給排水・給電設備も完備をしております、新たにぎわい創出の広場となってくれることを期待しております。

また、近年利用者が増えているキャンピングカー・ニーズに応えるためのRVパークエリア、そしてキャンプや市民の皆様も日帰りで行えるバーベキューサイトなど、アウトドアレジャーを楽しめるエリアも整備をしております。

施設のこけら落としも兼ねたりリニューアルオープンイベントは、ゴールデンウィークの5月3日を想定し準備を進めておりますので、ぜひ多くの皆様にお越しいただきたいと思っております。

令和5年度は、このリニューアルオープンする道の駅すくもサニーサイドパークと、宿毛まちのえき林邸を本市の観光振興の拠点施設といたしまして、様々な観光情報を発信してまいりたいと考えております。

また、これまで沖の島開発促進協議会より陳情のありました妹背山山頂の整備につきまして、令和5年度は腐食が進み、使用を禁止していただきました展望台の解体撤去及び山頂からの眺望を妨げております支障木の伐採を予定しております。

これにより、近年増加傾向にある登山客に、妹背山山頂からの絶景のオーシャンビューを提供できるものと考えているところでございます。

次に、沖の島・鶴来島と片島港を結ぶ離島航路、沖の島～片島航路においては、島民をはじめ、観光や仕事での利用で年間約1万4,000人が乗船され、生活を支える輸送手段として、重要な役割を担っております。

現在建造中の新船につきましては、名称を「おきのしま」とし、来月4月中旬に就航予定となっているところでございます。

沖の島・鶴来島と片島港を結ぶ唯一の交通手段として、島民をはじめ、広く市民の皆様安心して御利用いただけるよう、今後も安全運航に努めてまいります。

第3の理念は、防災対策でございます。

近年、温暖化の影響により、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が発生しております。本市におきましても、平成30年7月豪雨をはじめ、毎年のように風水害による様々な被害が発生しています。こうした風水害から命を守るた

めには、平時から市民一人ひとりの備えが重要となることから、配布しています各種ハザードマップのさらなる周知や防災アプリの推進、各地区への防災学習の実施などによりまして、引き続き、防災知識の普及並びに防災意識の啓発に努めてまいります。

また、懸案となっております宿毛市街地の雨水排水対策につきまして、本年度は、山手幹線貝塚分岐改良工事の実施設計を行っており、令和5年秋頃の工事着手へ向けまして、取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策といたしましては、昨年5月に災害対応の司令塔となる市役所庁舎が、津波浸水域から希望ヶ丘の高台へ移転したことにより、庁舎が津波で被災することなく、発災直後から災害対応を行うことが可能となりました。

また、昨年8月に完成した2基の津波避難タワーの設置をはじめ、避難道や避難場所の整備、住宅耐震化の補助など、命を守る対策にも取り組んでまいりました。

さらに、駅前町や新田地区などの避難道としても活用いただけるように整備を進めてまいりました与市明川に架かる廻角橋についても、今月31日に供用開始となります。

こうした施設や制度が有効に活用されるよう自主防災組織を中心とした避難訓練や、市民の防災対策を引き続き支援をしてまいります。

また昨年11月に、大規模災害に備え、応急救助機関である宿毛警察署、宿毛海上保安署及び宿毛消防署と締結した連携協定を土台として、情報共有や訓練を実施し、迅速な災害対応に引き続き取り組んでまいります。

そして、令和5年度からは、事前復興まちづくり計画の作成に着手してまいります。

この事前復興まちづくりとは、災害に被災する前から被災後にどのようにまちを復興してい

くかを考え、事前に計画しておくことです。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、住民も行政も被災し、避難所生活や災害対応に追われる中で、復興作業の着手が遅れ、事業完了までに長期間を要しました。そのため、住民や企業も、生活や事業を立て直すために移転をいたしまして、大幅な人口減少など、まちの衰退を招いたとお聞きしているところでございます。

こうした教訓から、来るべき南海トラフ地震に備えまして、事前に必要なハード整備の検討を行うとともに、宿毛市が早期に復興していくための計画を被災前に作成しておくことで、被災後のまちの復興ビジョンを市民の皆様と平時から共有していくものでございます。

このように、まちの防災・減災対策や、被災後の早期再建をイメージすることができれば、これからも、宿毛市で安心して暮らしていけるという安心感につながるのと同時に、さらには、新たな投資につながるなど、希望ある、災害に強いまちづくりの指標になるものと考えているところでございます。

私は、昨年度、そして本年度と、被害の大きかった東北の沿岸部を視察し、被災から10年が経過したまちの状況を見る中で、ますますその思いを強くしてまいったところでございます。

まずは、津波により、大規模な被害が想定される沿岸部についての計画を、令和5年度から3年間をかけまして作成してまいります。令和5年度は本市の現状と課題の整理、復興方針や復興体制の検討など行政内部の検討を行いまして、令和6年度より復興まちづくりの姿を市民の皆様と協議をし、共有をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域防災の担い手でもあります消防団の再編につきましては、本年度に策定した宿毛市消防団再編計画書に基づき、市内8地区にお

きまして住民説明会を開催し、分団ごとの計画の概要について、それぞれの地区に説明させていただき中、様々な御意見をいただいたところでございます。

令和5年度以降は、頂いた御意見を参考にしながら、詰所等の建設場所や消防団車両の更新などをはじめとする個別課題について、消防団や地区住民の皆様とさらに協議を重ね、再編に取り組んでまいります。

第4の理念は、人口減少対策でございます。

移住定住に関する取組につきましては、人の移動に制限がある状況が続きましたが、宿毛を知ってもらおうきっかけづくりや、交流人口、関係人口の拡大に向け、移住イベントやSNSを活用し本市をPRするなど、移住促進の取り組みを進めてまいりました。

本年度におきましては、都市部での移住イベントも現地で開催することができ、イベントをきっかけに3世帯の方々の移住につながりました。

また、移住体験ツアーや短期滞在助成についても、活用される移住希望者が増えてきたほか、4室ある短期滞在施設については、時期によっては満室の状態が続きまして、滞在した7組のうち4組が本市に移住するなど、一定の成果が出ており、ことし1月末時点で、昨年を上回る53組63名の方々が県外から移住されております。

令和5年度につきましては、昨年以上に現地での交流が可能になると思われましますので、移住イベントへの参加や、市内で実施する交流会や体験ツアーの充実など、近隣市町村とも連携して移住希望者に寄り添った移住支援、情報発信に取り組んでまいります。

また、移住希望者から要望の多い住まいの確保や経済面の支援などについては、活用できる住宅の掘り起こしを進めるとともに、VRを活

用したオンライン内覧を実施してまいります。

この他にも、奨学金返還助成事業や子育て世帯移住支援事業、そして結婚新生活支援事業費補助金については、若年層への補助額を増額するなど、今後も各種支援事業の拡充を図りながら地域における定住人口の増加、少子化対策を図りまして、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

続いて、本市の企業誘致について申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業22社、物流センター協業組合22社が操業、約870人が就労し、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社など3社が操業、約50名が就労しています。

本年度は、令和2年に進出協定を結びました精密金型の製造などを行っている不二精機株式会社が、高知西南中核工業団地で仮操業を開始し、宿毛湾港工業流通団地では、サンライズファーム株式会社の水産加工工場が、4月からの操業に向けて建設が進んでいるところでございます。

また、若者や女性からの就職希望の多い、事務系企業の誘致企業である株式会社ベネフィット・ワンにおきましても、現在、32名が雇用されるなど、雇用機会の創出はもとより、地域経済の活性化などに多大な貢献をいただいております。

今後におきましても、各企業や関係機関との情報共有に努めまして、企業活動を積極的に支援してまいります。

また、引き続き企業誘致に力を入れ、さらなる雇用の場の確保を図るとともに、地元企業と高校との連携を促進し、若年層の市外流出・人材確保対策に取り組んでまいります。

第5の理念は、子育て支援対策でございます。子育て支援に関わる取り組みとしましては、

第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画を基に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業や、子ども・子育て支援を推進し、子供の健全な成長のために、質の高い幼児期の教育・保育の実施や、地域の特性やニーズに沿ったサービスの提供に努めているところでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するとともに、乳幼児等医療費助成の対象年齢を中学校修了までから18歳年度末までの児童に拡大をいたしまして、18歳以下の児童がいる対象世帯の経済的負担の軽減を図ったところでございました。

また、新たな取り組みとしまして、今月から出産・子育て応援給付金事業を開始し、令和5年度も継続して実施いたします。

この事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援とともに10万円の給付を実施するもので、ニーズに即した切れ目のない支援と経済的支援の充実を図ります。

また、依然として深刻な社会問題となっております児童虐待対応につきましては、引き続き、子ども家庭総合支援拠点を軸にいたしまして、関係機関との連携強化を図りながら、切れ目のない細やかな相談支援に努めてまいります。

次に、西地域の小中学校移転につきましては、本年度に市庁舎東側の山林を適地として決定しました。令和5年度は、事業実施に向けて、基本計画を策定してまいります。

学校給食センターの建築につきましては、本年度に実施設計を完了し、令和5年度に本体工事に着手してまいります。なお、工事期間につきましては、建築資材等の不足などの影響から約15か月を予定しております。

また、学校給食費について、昨今の食材費の高騰により、現在の保護者負担額では、給食の

提供が困難な状況となっております。

しかし、急激な物価高騰などによる家計への負担軽減を考慮いたしまして、本年度に引き続き、令和5年度においては、食材費の値上げによって生じる給食費との差額について、公費で補填することとしております。

第6の理念は、高齢化社会対策でございます。

本年度においては、宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。

要介護状態になる前の高齢者のリスクや、社会参加状況を的確に把握することで、地域の抱える課題を特定するとともに、令和5年度に作成いたします第9期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画や、介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用してまいります。

令和3年度に開設いたしました、すくもいきいきサロンにつきましては、順調に運営を続けており、主に65歳以上の方を中心とした、市民の皆様の運動による健康増進に寄与できたものと思われまます。

そして12月に開設いたしました、宿毛市複合交流施設さくらにおいては、宿毛市の窓口機能を有した中央支所の設置と併せまして、あったかふれあいセンターと、すくもいきいきサロンを統合し、宿毛いきいきふれあいセンターとして移転いたしました。

あったかふれあいセンター事業につきましては、従来からの集いの場としての利用に加えまして、現在の施設に移ったことにより、近くの宿毛小学校をはじめ、街区の皆様が利用しやすいものとなっております。

令和5年度には、多世代交流事業としてワークショップを行うなど、今後さらに事業を拡充し、市民の交流と健康増進の場として利用促進を図ってまいります。

そのほか、令和5年度の新しい取り組みとい

たしましては、市民の皆様に向けた認知症対策の取り組みとして、動画配信サイトを利用し、早期に認知機能低下の予防に取り組むことにより、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにすることができるよう事業を展開してまいります。

従来より継続される事業といたしましては、健康づくり・地域交流活動として取り組みを行っておりますいきいき百歳体操や、地域元気クラブなどの自主グループ活動など、住民同士の支え合いの仕組みを引き続き支援してまいります。

また、介護が必要になられた方が、安心してサービスを利用できるよう、介護従事者の就労支援策も進めるとともに、本年度中に完成いたします。高齢者の暮らしに関する情報を網羅した介護準備ガイドブックを活用するなど、市民の皆様が高齢になられても、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

最後に、第7の理念は、文化芸術とスポーツ振興でございます。

文化芸術の推進は、市民一人一人が、心にゆとりと潤いを実感できる社会を実現していく上で、不可欠なものであります。

本年度も新型コロナウイルスの影響を受けつつも、感染防止を図りながら、教育委員会と連携をいたしまして、公民館活動はもとより、宿毛市美術展覧会や宿毛市市民講座、スマートフォン写真教室などの、文化事業を実施してまいりました。

令和5年度は、宿毛市の文化活動の中心である宿毛文教センター開館30周年にあたる年となります。

これまで実施してきた公民館活動をより充実させていき、文化の多様性を維持しつつ、時代のニーズに合わせた新たな文化活動参加者の開拓にも努めてまいりたいと考えているところで

ございます。

また、歴史ふれあい広場に、菊一會が制作いたしました岩村3兄弟胸像が寄贈されたことによりまして、広場全体で一体感が生まれました。戦時中に失われた胸像が、時を経て広場に並んだことは、大変意義深く感じております。

本年度から、市内小学校による広場を活用したふるさと学習を始めておりまして、令和5年度には、戦時中に不遇な取り扱いを受けた胸像を平和学習にも生かす一方、市民団体にも御協力をいただきまして、史跡でクイズを実施するなど、胸像により実物像をイメージしやすくなった広場で、歴史を体感していただけるよう活用してまいりたいと考えているところでございます。

また、令和5年度は、宿毛文教センターで開館30周年を記念して各種事業を実施します。

その中で、宿毛歴史館では、岩村3兄弟を主題にした企画展の開催と、日本近現代史の主な出来事と宿毛の人々との関りを追った冊子を作成いたしまして、岩村3兄弟をはじめ、宿毛から全国に飛翔して近代日本を築いていった先人の力強い歩みを見詰め直していきたいと考えております。

次に、坂本図書館では、本年度に新型コロナウイルス感染症の防止対策と利用者のプライバシーへの配慮を目的に、自動貸出返却装置を導入し、図書館利用の推進に取り組んでまいりました。

令和5年度は、図書資料の充実はもとより、市民ボランティアの方々との連携を強化し、市民の自主的な読書活動を推進するとともに、図書館内で音楽演奏を行い来館者を増やす機会を設けるなど、既存の概念に捕らわれることなく、より市民に親しまれ、利用しやすい図書館運営を目指してまいります。

スポーツ関連事業につきまして、本年度には、

四国初開催となるジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースを本市に誘致をいたしまして、高知県と共催という形で、無事、盛大に開催することができました。

コースに自動車専用道路を使ったプロ自転車レースは、日本初開催ということもありまして、レース開催前から注目度も高く、当日は県内外から訪れた約3,000人の皆様に、プロ自転車レースのスピード感、迫力を間近で体感をしていただき、レースによる高知県への経済効果は約8,700万円であったとお聞きしているところでございます。

また、レース動画配信やレース当日の様などを各メディアに取り上げていただくことで、本市の豊かな自然と、自転車を活用したまちづくりの取組を全国に知っていただける機会になったものではないかと考えております。

令和5年度も本市での継続開催が決定しておりますので、大会のさらなる磨き上げに取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大会数は減少いたしました。サッカー、ソフトボールなどのスポーツ大会やスポーツ合宿を誘致することで、交流人口の拡大に努めることができました。令和5年度も引き続き、スポーツ大会等の合宿誘致を行ってまいります。

また、令和5年度も開催を予定している宿毛マラソンや、サマーナイトラン宿毛など、各種スポーツイベントを開催することで、健康増進や体力づくりの機会を提供し、市民が健康で心身共に充実をした生活を送ることができるようスポーツ推進に取り組んでまいります。

以上が、私の掲げた重点政策である、7つの理念の概要でございます。

このほかにも、令和4年6月に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた重点計画においては、デジタルの活用により、多様な幸せが

実現できる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というビジョンが示されておりまして、その中で、特に自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が極めて重要であると掲げられています。

そうした中、マイナンバーカードの普及につきましては、昨年度に引き続き、継続した普及促進を図ってまいったところでございます。

市民の皆様の御協力をいただきまして、令和5年1月末時点における本市のマイナンバーカードの交付率は79.4%と、全国の特別区及び市におきまして第4位であり、全国平均の60.1%を大きく上回る成果を上げることができました。

マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付につきましても、夜間や休日も取り扱うことができることもあり、利用件数が増加をしているところでございます。

また本年度、子育て関係、介護関係、転出届・転入予約の手續につきまして、マイナポータルからマイナンバーカードを利用してオンラインで手續が行えるよう、システム改修を実施し、令和5年4月からは、市民の方が来庁することなく24時間いつでも手續が行えることとなります。

コンビニ交付と併せまして、利便性の向上や、市役所における窓口の密集・密接の緩和が図られるものと期待をしているところでございます。

このほかにも、本年度には、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用いたしまして、デジタルヘルスケアによる安心して暮らせるまちづくり事業を実施し、行政のデジタルサービスを市民にナビゲートするアプリ、すくナビを導入するとともに、幡多医師会が運営する幡多地域医療情報ネットワーク、はたまるねっとと連携したアプリ、はたマイカルテの導入を支援する取り組みによりまして、市民自らが医療機関

とつながる仕組みを構築し、市民の健康増進及び疾病管理に役立つ環境整備を図ったところでございました。

さらにこの事業では、はたまるねっこのIDをマイナンバーカードに付与することができるようにし、マイナンバーカードの利便性の向上も図っております。

令和5年度につきましても、地方からデジタルの実装を進めることで、地方と都市の格差を縮めまして、都市の活力と地方のゆとりの両方を楽しめる、デジタル田園都市国家構想の実現のため、全国のトップランナーとして国と一体となりまして、引き続きマイナンバーカードを活用したデジタル施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

世界規模で異常気象が発生をしております、大規模な自然災害が増加するなど、温暖化問題への対応が共通課題となる中におきまして、本市においても、2040年までにCO₂など温室効果ガスの実質排出量のゼロ実現を目指す宿毛市2040ゼロカーボンシティ宣言を令和3年度に行ったところでございます。いろいろな取組を現在、進めているところでございます。

本年度におきましては、紙ごみのリサイクル対策といたしまして、フジ宿毛店の敷地内に古紙回収ステーションを設置いたしまして、多くの市民の方に御利用いただくとともに、昨年度に引き続き、電動アシスト付自転車購入に対する補助を行うなど、様々なカーボンオフの取組を推進してまいりました。

令和5年度におきましても、グリーントランスフォーメーション（GX）を推進していくために、こういった取組を継続するとともに、省エネ機能の高い家電製品への買い換えに対する補助金制度創設などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、市本庁舎の公用車を一体的に管理する

ことで全体の台数を減少させていくとともに、電気自動車の導入を図ることで、脱炭素の取組を加速させていただきます。

このように、市民の皆様と一緒にチームすくもとして、2040年ゼロカーボンの達成と、サステナブルな脱炭素社会の実現を目指してまいりたいと強く思っているところでございます。

これまで皆様と一緒に築き上げてきました宿毛市を継続していくため、今後も挑戦心を持ちまして、変革を進めながら時代の変化とともに進化し続ける、元気な地方のまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

そのためには、市民の皆様と一緒になりまして、この歴史の大きなうねりを乗り越えまして、次世代に、この宿毛市というまちを引き継いでいけるよう、全身全霊で市政運営に取り組んでまいりたいことをここに誓わせていただきます。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます、令和5年度へ向けての私の所信の表明にさせていただきます。

どうか皆さん、令和5年度もよろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、「令和4年度宿毛市一般会計補正予算」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるも

のでございます。

内容につきましては、ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で2億3,701万9,000円を追加したものでございます。

次に、議案第2号は「令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、施設の修繕が必要となり、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で233万6,000円を追加したものでございます。

議案第3号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」でございます。

固定資産評価審査委員会の委員1名が欠けたことに伴いまして、地方税法第423条第4項の規定により、新たな委員として、黒萩幹男氏を選任したことについて、同条第5項の規定により、議会の承認を求めるものです。

議案第4号は、「令和4年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で、6億2,742万7,000円を減額しようとするものです。

内容としましては、決算額を見込んで歳入歳出予算を補正しております。

議案第5号から議案第14号までの10議案は、令和4年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

こちらも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第15号は、「令和5年度宿毛市一般会計予算について」でございます。

総額で132億9,171万2,000円を計上しており、本年度当初予算と比較して0.8%の増、金額にして1億979万6,000

円の増額予算となっております。

内容につきましては、資料としてお手元に配付しております「令和5年度当初予算の概要」に、各種新規事業や継続事業を記載しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

議案第16号から議案第27号までの12議案は、令和5年度各特別会計予算及び水道事業会計予算についてでございます。

宿毛市学校給食事業特別会計予算において、学校給食センター改築工事費として、7億9,640万円を計上するなど、11特別会計の総額は、74億5,127万8,000円を計上しており、企業会計である水道事業会計は、7億6,523万3,000円を計上しております。

議案第28号は、「宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について」でございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の保護に関する規定が同法に一元化されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

議案第29号は、「宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について」でございます。

内容につきましては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を効果的かつ総合的に推進する上で必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、議案第28号と同様に、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要

が生じることから、本条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬のマイクロチップ情報登録制度が開始されたことに伴い、マイクロチップ情報を登録した飼い主は、市への登録申請が不要となることから、当該登録申請手数料を徴収しないこととするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号は、「宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市いきいきふれあいセンターにおける、すくもいきいきサロンを回数券によって利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金が、40万8,000円から48万8,000円に増額されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、「宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、建て替え事業により取り壊した手代岡小集落地区改良住宅団地に関する項目を削るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、「宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、借地借家法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、沖の島～片島航路における新船の就航に向け必要な事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、「宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、下水道使用料等について、消費税を乗じた額の端数計算の処理方法を改正するとともに、過料の金額について改正しようとするものです。

議案第41号は、「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。内容につきましては、議案第40号と同様に、消費税の端数計算及び過料の額を改めるとともに、民法の改正に伴い、給水装置等の申し込みに関する手続きを改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、「宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国の基準に基づき、消防団員の報酬年額を3万4,000円から3万6,500円に引き上げるなど、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号から議案第46号までは、いずれも「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」でございます。

内容につきましては、議案第43号は土佐清水市と、議案第44号は大月町と、議案第45号は三原村と、議案第46号は黒潮町と、それぞれ締結している定住自立圏の形成に関する協定において、連携して取り組むこととしていた、四万十市における看護系4年制大学の誘致について断念したことから、当該取組について、それぞれの協定から削る変更を行おうとするものです。

議案第47号及び議案第48号は、「市道路線の変更について」でございます。

内容につきましては、市道坂ノ下田ノ浦線及び市道駅前3号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号及び議案第50号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、西部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月10日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月10日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月8日から3月12日までの5日間休会し、3月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時05分 散会

陳 情 文 書 表

令和5年第1回定例会

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 提 出 者 | 付託委員会 |
|------|---------------|--|-------|-------|
| 第18号 | 令和 5. 2.20 | 物価高騰に見合う生活保護基準 の引き上げを国に求める意見書 提出の陳情書 | 団 体 | 産業厚生 |

上記のとおり付託いたします。

令和5年3月7日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

令和5年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和5年3月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |
| 8番 山 上 庄 一 君 | 9番 山 戸 寛 君 |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 | |

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|-----------|
| 事務局 長 | 黒 田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 奈 良 和 美 君 |
| 議事係 長 | 桑 原 美 穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮 本 恵 里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|--------------------------|-----------|
| 市 長 | 中 平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 岩 本 昌 彦 君 |
| 企 画 課 長 | 上 村 秀 生 君 |
| 総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長 | 桑 原 一 君 |
| 危機管理課長 | 有 田 巧 史 君 |
| 市 民 課 長 | 岡 本 武 君 |

| | |
|---------------------------|--------|
| 税務課長 | 山岡敏樹君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤恵介君 |
| 健康推進課長 | 松田まなみ君 |
| 長寿政策課長 | 谷本裕子君 |
| 環境課長 | 谷本和哉君 |
| 人権推進課長 | 川村志保君 |
| 産業振興課長 | 岩本敬二君 |
| 商工観光課長 | 長山敏昭君 |
| 土木課長 | 澤田英典君 |
| 都市建設課長 | 小島裕史君 |
| 福祉事務所長 | 朝比奈淳司君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 鎌田勇人君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田克哉君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平成也君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井建一君 |

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。今回もよろしくお願ひします。

それでは、早速始めさせてもらいます。

まず、12月議会での質問事案の進捗について、伺っていきます。

防災行政無線の情報伝達について、伺います。

年明け早々に、我が家にも防災情報電話の接続、防災アプリの登録についての回覧が回ってきました。

早急に対応いただき、本当にありがとうございます。

そこで伺います。

その後、防災情報電話と、防災アプリの登録がどれだけ進んだのか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

昨年12月からの進捗状況についてでございますけれども、令和5年1月の地区長の回覧文書におきまして、「防災情報固定電話通知サービスの御案内について」という案内を、全地区へ配布をいたしました。

その内容といたしましては、本市では防災情報を各家庭の固定電話で聞くことができる防災情報固定電話通知サービスを導入しており、固定電話番号を登録していただくことで、情報を発信するタイミングで架電し、受話器にて屋外スピーカーと同様の音声を聞くことができるものですので御利用ください、といった内容でござ

いました。

また、携帯電話をお持ちの方には、情報を文字で伝達する宿毛市防災アプリへの登録についての御案内も、同時に行いました。

地区長への回覧文書の後、危機管理課への問い合わせが20件以上ございまして、固定電話通知サービスや、防災アプリへの御案内を行ってきたところでございます。

案内以降の登録状況についてでございますけれども、宿毛市防災アプリの登録者数は、本年3月7日現在で7,062人、昨年12月からでは、254人増加しております。

また、固定電話通知サービスは、同じく本年3月7日現在で28件、昨年12月からでは14件増加し、倍増をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

電話登録は、14件からさらに14件増えた。それから、アプリ登録は、254人増えた。着実に増えていって、ありがたい限りですね。

電話は、1,000件の接続ができるということだったと思いますので、実は、私も地区で、後で聞こえないと言っていた方に問い合わせたところ、回覧を見てないという話がありましたので、回覧は見ずに回してしまったというのがありましたので、今後いろいろ、回覧の機会とか呼びかけの機会を、またつくっていただきたいと思っております。

それで、今後、危機管理課として、電話接続とアプリ登録について、どの程度の登録を目標として取り組むか。それからまた、それに向けて、どう対応していくか、お聞かせください。お願ひします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、

お答えいたします。

到達目標、それから今後の対応についてでございますけれども、宿毛市防災アプリへ登録いただいている方の中には、市外の方もいらっしゃいますけれども、単純計算では、市民の3分の1以上の方に御利用いただいております。

具体的な目標件数は設定しておりませんが、住民の方で携帯電話をお持ちの全ての方に、防災アプリを登録していただけるよう、また固定電話通知サービスにつきましても、今後案内を行いまして、取組を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 数は設定はしていないけれども、どんどん努力をしていくということで理解しましたが、防災情報システムや強固な避難所があって、それで安全安心なまちになるのかといえば、それだけではないということは間違いないと思います。むしろ、常に安全や安心を考え続けている人たちが、身の回りにいるということのほうが、重要なのではないかと考えています。

その周りの人たちが気遣いあい、つながりあっているということが第一だと思います。

周りの人たちが実情を察し、防災電話やアプリ登録の声が広がるという営みのほうが、安全安心で、住みよいまちづくりの本質があると考えております。

そのような営みをつくる行政であってほしいと思いますので、危機管理課におきましては、常に地域とつながって、実情に即した対応を進めていただきたいと、そのように思います。

よろしく申し上げます。

次の項目に移ります。

在宅介護家族、在宅介護の支援の進捗を伺い

たいと思います。

アシストスーツ、訪問理美容、加齢性難聴の補聴器補助、その他の支援について、取組の進捗状況がありましたら、お聞かせください。

お願いします。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、1番、今城議員の一般質問にお答えします。

介護が必要な方や、その御家族への支援のうち、介護保険法に規定される在宅介護サービス以外での新たな支援策の制度化につきまして、先の12月定例会後から、これまでの進捗状況でございますが、現状と課題を把握するため、市内にお住まいの要介護認定を受けていない方などに介護予防日常生活圏域ニーズ調査を、在宅で生活されていて介護が必要な方に在宅介護実態調査を実施いたしました。

特にニーズ調査につきましては、回答率が75%を超える、約5,000名から回答をいただきました。

今後につきましては、これらの調査結果と市が保有する医療、介護データ等から、本市の現状と課題解決策について、来年度策定いたします第9期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画において、優先順位をつけ制度化を検討してまいります。

そのほかの支援についてでございますが、認知症の方やその御家族、おひとり暮らしで身寄りのない方への支援等、在宅介護には様々な課題がございます。

介護保険サービスや市の支援策だけではなく、医療機関と関係機関との連携や、家族や地域での支え合い、民間が実施しているインフォーマルサービスの活用が大変重要になりますので、市が主体となる支援策の充実や、その周知に加えまして、互助意識の啓発を進めるとともに、インフォーマルサービスの情報収集や発信に努

めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

5,000名の方にニーズ調査が行われたと。来年度計画に盛り込もうと考えているということで、頑張ってくださいと思います。

それから、地域の支え合いのことが出ていましたけれども、ぜひ、また後でも言うと思いますけれども、頑張ってください。

次の質問にいきます。

家族介護慰労金支給事業の申請・支給件数が、この前聞いたところでは2件と大変少なかったという印象ですが、対象家庭の把握ができていますのか。それから、制度周知はどうだったのかについて、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、今城議員の御質問にお答えいたします。

家族介護慰労金支給事業でございますが、在宅で介護をされている家族への経済的な負担軽減と、在宅生活の継続支援を目的に、要介護度3以上または3相当以上の状態の方で、介護保険サービスの利用をせず、在宅で介護をされている御家族に対し、年間10万円を支給する事業でございます。

この事業につきましては、要介護度や介護保険サービスの利用状況のほかに、医療機関での入院日数や、ショートステイと呼ばれる介護保険の利用サービス日数など、様々な支給要件がございます。それから市が把握できるサービスの利用実績が2か月前のものになるということなどから、対象となる方の特定と、その方への通知が困難な状況にあります。

そのため、議員がおっしゃるように、制度の周知が大切になります。

市では、これまで広報すくもや市公式ホーム

ページ、SWANテレビでの放映、市内介護保険事業所へのチラシ配布等を行ってまいりました。

今後につきましては、3月末に完成予定の在宅で暮らされている御高齢の方の支援を目的に制作いたしましたガイドブック、タイトルが「ずっと もっと すくも」というものを考えておりますが、それらによりまして、暮らしに役立つ情報を周知していったり、それからまた、暮らしに役立つ情報を集約したアプリ、すくナビの活用によりまして、より一層の制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 2か月前ということがあって、通知が困難という部分があると。ということは、周知ができてなかった可能性が、十分にあるということでしょうか。

ガイドブックが、対象となり得る家庭に届けられるということなんですかね。それからアプリの開発があるというようなことで、つながりやすくなっていくんだと思っております。

今言われたとおり、制度周知は窓口相談があり、ガイドブックができて、それからアプリもできる。それから、自分の感覚で言えば、一番困ったときに、動機になるというのは、活用された方とのコミュニケーションで、そんなのがあるのかというリアリティーがあるというのがあって、地域のコミュニケーションなど、これが非常に重要ではないかと思うわけです。利用された方が、利用できそうな方に伝えていくということですね。

様々な情報チャンネルを市民につなげ、支援を必要とする人に届くようにするということが、非常に重要だと思っております。

事例を言うと、前回、シルバーカーを買いに行って、買ったんだけど、大月町は出るけ

れども、宿毛市は出ないというような認識を持って買ってしまったと。

けれども、実はどこでも出るものであって、先に申請をして、認定がおりていれば、申請をした後で購入すれば、出るんだと。こういう話だったと思う。

これも利用につなげることができた可能性がありましたね。店員さんが、そういう一言が、もし声がかけたとしたら。認定はもらっていますか、利用できる制度がありますよというようなことを、一声かけていただくようなことがあれば、つながった、利用できたかもしれない。

それから、これも実例です。家族のために、体の動きが悪くなったので、トイレの修理をしたと。そのときに、業者さんに来てもらって、トイレを修理してもらって全額払ったと。後から知って、1割支給で済んだというか、制度を使えばですね。そういうこともあつたりします。

業者さんも、家族の状況を感じたときに、使えるかもしれませんよという声かけができれば、支援につながったんだろう。

その後、その方も支援につなげたというか、家の改造とかも含めて、そういったことがあります。

ですから、そういうことの行政支援のありがたさというものが、市民にも認められ、それが仲間同士で広がっていくということ、それが非常に重要じゃないかと思えます。

集会所に立ち寄ったら、ガイドブックがあつたり、例えば訪問理美容のポスターなどがあつて、ここでやっていますというのがあつたり、会話が進んで、ということで広がっていくと。こんなイメージを考えるわけですね。

その仕組みができると、いいと思うんですね。

先ほど、いろいろ構造的な概念というか、地域で支え合うという概念が言われましたけれども、何かそのような仕組みとか、何か考えがあ

るようでしたら、こんなような進め方をしていきたいと思うことがあればお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

確かに介護に直接関係をしていない事業所に対しても、市が周知をしていくということは、大変大切だと思っています。

ガイドブックを配布する場所として、今いただいた御提案から、そういったシルバーカーを置いているような量販店とかにも配布をしたりですとか、あと、今年度、民生委員から、こういった高齢者を取り巻く施策があるんだということを教えてほしいと言われて、その地区に入って説明に行かせていただいたことがありました。

民生委員さんというのは、すごく事業に入っている方なんですけれども、それでも、まだ御存じない施策などがありましたので、市のほうから積極的に地区長であったり、長寿政策課が支援している通いの場の自主グループや元気クラブであったり、民生委員さんが活動する場であったり、そういったところに、こちらのほうから積極的に出向いて行って、こういった方はいませんかとか、相談先は地域包括センターや宿毛市では長寿政策課ですよとか、それからこういった施策がありますよといったことを、常に周知していくようなことを考えてまいりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） わかりました。ぜひそういうことを進めていってください。

そんな地域社会をみんなで作ることというのが、地域振興そのものかなと思ったりもします。まちづくりそのものかなと思ったりもしま

す。

困ったときに、みんなで支え合うことができる、宿毛の長寿政策を期待しております。頑張ってください。

それでは、次のテーマに移ります。

生活保護の冬季加算の特別基準について、伺っていきます。

生活保護の冬季加算及び特別基準制度の概要について、伺います。

また、宿毛市の冬季加算について、確認させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君） 福祉事務所長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

生活保護の冬季加算とは、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月から3月の生活扶助基準に上乘せして支給されるものです。

冬季加算の特別基準とは、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅をせざるを得ないもの、またはゼロ歳児が世帯にいる場合で、通常の冬季加算額によりがたいときは、冬季加算額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、必要な額を認定して差し支えないとされているものです。

本市の冬季加算月額につきましては、単身世帯で2,630円、2人世帯で3,730円、3人世帯で4,240円、4人世帯で4,580円となっており、以降5人以上の世帯につきましても、世帯人員が増すごとに、加算される額も増やされていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 冬季加算ということは、イメージとしては、暖房ということを基本的にイメージするわけですね。

この金額、一人世帯で月額2,630円とい

うのを、11月から3月まで。ストーブ代をイメージしてみました。

2,630円ということは、灯油であれば1リットル120円程度。ということは、灯油1本分というイメージを持ちます。

自分の生活から見ても、ストーブだけでいる部屋というのは、灯油1本で1か月を過ごすというのは、なかなか大変じゃないかなという気がします。

それが冬季加算額ということ。

2人家庭で3,730円。30リットル分ぐらいですから、1.5本分ですよね。

それから、3人家庭で4,240円ですから、35リットル分。2本弱ということでしょうか。

4人家庭で4,600円ぐらいですから、38リットル分。2本分ぐらいですかね。

ということで、それを考えたら、例えば一人家庭で、その1.3倍、灯油20リットル1本があつて、ストーブを一日中つけなければならぬ状況にあつて、カートリッジ、石油ストーブでやると、一番下げても、私の経験では3日ぐらいで終わってしまうんですね。常時いる場合は、それくらいもてば十分だと思います。

それを、3回かえれないぐらいだったと思います。1本でね。

だから、一日中、家にいなければいけない状況で、あまり居住環境もよくないアパートに住まわられていて、この冬季加算の特別加算額があつたとしても、1.3倍の800円分ぐらい、7リットル分ぐらい。生活保護者であつて、外に出られない障害を持っている方が、冬を過ごすイメージすると、これはちょっときついなと思うわけです。

そういう金額であつたということになります。

この特別基準の適用実績が、まだおっしゃってないようですから、適用実績もお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君） お答えします。

本市の特別基準の適用状況につきましては、温暖な気候であることや、訪問等によりケースワーカーが把握した生活実態から、総合的に判断をいたしまして、これまで特別基準を適用したことはありませんが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限や、昨今の価格高騰による世帯への影響を考慮いたしまして、特別基準を適用することといたしました。

該当者につきましては、要介護3以上の方38名のうち、38名が入院、または施設入所中のため、1名の方が特別基準に該当となっております。

以上でございます。

すみません、最後のところでございますが、要介護3以上の方、38名のうち37名が、入院または施設入所中のため、それを除く在宅の方1名の方が、特別基準に該当となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 特別基準の国からの通達は、2015年からあったということです。

それまで、温暖な高知県ということで、特別基準は適用はされてなかったと、当然、自治体に権限がありますので、そういう判断をしたということになります。

今年度11月にさかのぼって、3月分までをやるということになるということですね。

結局、重度障害者3名、要介護3以上が38名で、施設入院中であれば、当然、施設が暖房費が出ますので、なしということで、適用者が3名だったということになります。

たしか、高知市は令和3年度の11月までさかのぼってやるというような記憶をしていますが、そんなことですが、それはいいです。

生活保護の基準が下げられているということと関わりがあると思うんですので、ちょっと話してみたいと思います。

今、裁判がいろんなところで起こっていますので、皆さん御存じと思いますが、国は物価が下がったとして、2013年から2015年にかけて、生活保護費のうち、今言った燃油費だとか、衣食の一番基本的になる生活扶助基準額を、最大10%引き下げました。

今、問題になっているのが、これが憲法25条の生存権や生活保護に違反するとして、全国で訴訟が起こっていると。

現在、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎が、原告の申し出を認めて、取消の判決が出ています。

こういった状況ですね。さらに、今、物価高騰が続いているという現状。

市民の困難に寄り添い、全力で支えるのが、行政の使命だと考えたわけです。

追質問をしますが、今度は市長にお聞きします。

生活保護引下げに加え、急激な物価高騰の中で、重度障害、要介護などの生活保護者の特別基準該当は、現状で3名であったということです。

それを該当させても、月800円から1,500円足らずの加算です。3名です。

このような状況において、宿毛市の今後の適用ですね。今後も引き続き、適用していただきたいと思うんですが。急な質問ですので、答えにくいかもしれませんが、ぜひ回答をお願いします。

今後も引き続き、特別基準に該当させて、適用していただければと思いますが、回答をよろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど担当課長のほうから御説明あったように、該当の方は1名というふうに聞いているところでございます。

先ほど説明したような形の中で、必要であれば、これからも適用していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） あと2名は見込みということを書いていましたかね。

現在は、1名ということですね。

ぜひ、置かれた状況を考えて、大丈夫だという先よりも、支援していくほうというのを優先していただくほうが、市民にとって、あるいは、誰だって困難な状況に陥る可能性があること。

支える姿勢というのは、市にあるということ、市が信頼される存在になるということでもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次のテーマです。

学校建設について、伺います。

まず、宿毛小中学校PFI事業について、伺っていきます。

学校建設におけるPFI事業の利点、難点。メリット、デメリットを伺います。

よろしくお願ひします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

宿毛小中学校建設におけるPFI事業のメリットにつきましては、工期が従来方式より短いこと、また、設計から維持管理までを相手方である宿毛学校PFI株式会社が専門的に担っていくため、契約終了までの30年間の間、児童

生徒が快適に過ごすことのできる状態に、施設を保っていけることなどではないかと考えております。

また、デメリットにつきましては、本市の単年度型の予算方式との整合性や、長期的な負担への配慮が必要になること。そして、PFI事業そのものの制度が複雑で、準備や手続に係る行政コストが膨らむことや、新たな取組であったため、御理解いただくための時間と労力を費やしたことなどが考えられます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） メリットをいっぱい言ってくれるかと思っていましたが、意外に少なかったのです。

短期間の工期で仕上げることができたり、それから、快適な状態、管理の状態がよいままで長期でやっていけるということですね。

それから、資金調達なんかも、民間にしているだけというところもあると思います。

私のほうでは、課題が、いろいろな論文とか、学校建設におけるPFIの活用、営利事業じゃない分ですね。そういうレポートが結構ありまして、見てみました。

まず、将来への負担が大きいことや、それから民間のノウハウをあまり生かしてない現実とか、結局、集客に関わるような体育館や図書館とかの一体化や福祉施設の一体化。民間の営業に関わって利益を出していきながら、学校も教育課程に生かしていくというような取組のよさもありながら、難点は、そういうことができないところは、PFIでやる必要がよかったのかというのが、よく出てきます。

それから、それは民間企業というのは、どうしても利益のためにやっているわけですので、利益優先になってしまうと。自治体が目指すべき第1点に置くものと、どうしてもずれてしま

うという側面があると。

それから、契約が複雑ですよね。私も見さしてもらいましたけれども、契約書が複雑で、問題が生じた場合に解決が難しいというのが出てきます。

次の質問です。

宿毛小中学校校舎建設からPFI事業終了までの流れについて、説明を求めます。

資金調達や事業形態、維持管理運営などや、それから事業総額、現在支払っている額、今後の支払い等についても、お聞かせ願います。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

宿毛小中学校の建設につきましては、本市で初めてとなるPFI事業として、平成31年3月27日に、総額42億9,492万1,603円で、宿毛学校PFI株式会社を相手として30年間の契約を締結いたしまして、現在では、2回の契約変更を経て、契約金額は総額で45億5,456万921円となっております。本年度末までに32億1,416万7,411円を支払うこととなっております。

なお、新規の施設整備につきましては、全て終了をしております。国、県の補助金と起債を活用し、施設整備費33億7,073万9,318円のうち、30億4,966万3,297円を施設完成時に支払いをしており、残りの差額につきましては、契約期間で割賦払いすることとなっております。

また、事業形態につきましては、施設完成時に本市に所有権が移転されるBTO方式を採用しております。

施設整備費以外では、宿毛学校PFI株式会社に、契約満了まで施設の維持管理業務を7億3,000万円、プロジェクトマネジメント業

務を4億1,688万円で担っていただくこととなっておりますが、今後、物価変動等によって、契約金額は変更となる場合もございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 混乱してきました。混乱というか、結局は事業総額45億円かかったということですか。今、支払っているのは、32億円ですか。ということは、まだ総事業費に対して、13億円分がまだ出せてなかったと。

それを、民間資金で行って、30年間で返していくということですよ。

その30年間で、金利も含めて払っていくので、結局、サービス料という形で、なかなか建設工事費に対する残額支払いという中身が見えにくいですけれども、ざっくり言っているんですけれども、金利合わせて、建設事業として、資金調達分の返済に対して何億円分ぐらいに膨れ上がっているんですかね。

13億円が金利つけてどのぐらいになって返していくのか。

あとは、維持管理費というのは、どうしても必要な分ですから、建設費とは関係ないと思いますけれども、そのあたり分かりましたら、ざっくりでいいですから、教えてください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、今、御指摘いただきました建設に係る割賦におきまして、利子等を含めた額については、現在ちょっと資料がございませんので、分かりかねます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 恐らく利率が3%超すんじゃないかと思います。

ですから、非常に高い利率になっていると。ただし、業務と合わせてやるので、トータルコ

ストがどうかというのは、判断によると思います。

ただ、民間資金調達をした13億円に対して、それを返済するのにかかった費用というのは、決して安いものではないということになると思いますので、それも次の学校建設もありますから、また考えていただきたいと思いますね。

次の質問。今後の年間費用について、伺います。

さっきも言ってくれました。30年間で言ってくれたかもしれませんが、今後の年間費用について、プロジェクトマネジメント費、維持管理業務費、施設設備開発費の金額、それから、それぞれの内容ですね。その事業の内容、内訳を簡単に聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛小中学校建設後の支払う必要のある年間費用につきましては、委託料として3種類ございます。

令和5年度の当初予算を例に申し上げますと、1つ目といたしまして、事業者の財務管理やセルフモニタリング、宿毛市との連絡調整、業務全体のマネジメントを行うための費用としてのプロジェクトマネジメント費といたしまして、1,453万1,000円。

2つ目は、学校の設備や外構施設、備品を含む建物全体の維持管理、機械警備業務、清掃・点検といった管理業務に加えまして、日頃発生する修繕を行うための費用。また、令和5年度に関しましては、既存校舎の改修費用等もございますので、それを含めました維持管理業務費といたしまして、3,198万円。

3つ目といたしましては、校舎等の施設整備

費用のうち、完成後に支払った費用を除いた額。完成後には、地方債でありますとか、国庫補助金とか当たりますけれども、地方債も100%借りるわけではございませんので、それにかわる一般財源分を今年度に負担している関係もありまして、それを事業期間で分割して支払う費用として、施設整備開発費といたしまして、1,212万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） プロジェクトマネジメント費ということですね。プロジェクトマネジメント費が1,453万円というようなことで、これは、結局、民間事業者の内部管理という、基本的にはですね。内部管理。それから、市との調整に係ると。

契約書を見たら、相手方の弁護士費用なんていうのも入っていました。弁護士費用というのは、市と民間業者にトラブルが起こって、それを解消するために、相手方を弁護するための弁護士費用が払われている。これはどうかかなと思ったんですけども、そんなのも入っています。

トータルすると、6,000万円近く、毎年払っていくという見積もりをしたときに、6,000万円として、30年間であれば18億円の支払いが、今後にわたって続いていくということですね。そういうふうには、ざっくりと見ました。

普通に宿毛市独自の学校建設ならば、SPCに支払うプロジェクトマネジメント費は要らないということになります。

地方債のほうが、利子率も半分以下と低いわけですね。

そういうことも考えて、宿毛で営利活動もないと、基本的にはね。ということですから、宿毛市の管理が、業者にとっては営利活動になっていると。あとは利率が営利活動になっている、

こういうふうに捉えるわけです。

じゃあ質問します。

PFIは市に準備積立金がなくても、交付措置を受けて、起債して事業実施ができる。そして、民間事業者にサービス料支払形式で、起債分以外を繰延払いにするという形ですが、単なる校舎建替えなら、民間事業者の創意工夫を引き出す余地はなく、自治体にはPFI活用はコスト高になり、本市にメリットは少ないのではないかと、こういう質問です。

本市にメリットが少ないのではないかと。ないとは言いませんが、その点について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

PFI事業におきまして、民間の創意工夫の部分が、学校建設においては少ないのではないかとということがございますけれども、学校建設の当初からメリットとしてお話しさせていただいているように、設計時から全ての管理を一括でやっていただける。それに伴って、30年間の学校におけるこちらの求めるものが担保されていくということがございますので、そういったメリットがあるというふうに考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 設計と工事の一括契約というのは、PFIによらなくてもできます。そのようにしている自治体も、幾らでもあります。

そういうことも含めて、また検討の余地があるかどうかと思うわけです。

次に質問する内容なんですが、追質問です。PFIに指摘される問題点は、契約の複雑さ、契約上のトラブルの解決の困難性。民間ゆえに、施設運用の不自由さがあります。運営の不透明

さもあります。

ですから、定期的に監視、監査。つまりモニタリングが行われているという契約状態になっているわけですね。モニタリング。

そういうことですが、ここで質問です。提出された維持管理業務報告書、プロジェクトマネジメント業務報告書、それから監視報告会議事録等をホームページ上に公開していただきたいと思います。

これは定期的にやっていますよね。定期的に年何回かで報告書が届き、それから監視報告会がなされ、いろいろ審議していると思います。

問題ないとして進んでいるわけですが、それをホームページ上に公開していただきたいと思いますが、この件について、よろしく願います。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

議員おっしゃられるように、監視報告会等につきましては、定期的に行っておりまして、これまでやってきております。

その中で、業者のほうから、そういった書類等も出てきておりますが、公開の有無につきましては、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これもPFIの問題として、情報の不透明さがあるので、いろんなところで公開の原則で、当然、こんなものは隠すものでもないですので、個人的な情報とか企業の運営上のテクニックとか、そういうことではなくて、実務として、どういうことをやって、どういう金額、どれに使われたと。今の学校の状態は、どういうふうにあるとか。

当然、そういうものが見える状況を市民に開放していただく。

これは必須だと思うわけです。こういう論文なんかを見ても、そういうのが出てきます。ぜひよい状態で進められているという実例を、宿毛で広げて行っていただきたいと思うので、差し支えないと思いますので、やってください。もし駄目なら、情報公開とって開示します。

開示で黒塗りのところがあったら、不服審査にいたします。

開くべきところが開いてないなら、手続をとってやっていきたいと思いますので、ぜひ自主的に開いて、みんなに安心の材料を与えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次にいきます。

それでは、西地区の小中学校建設について、伺っていきます。

まず、基本方針及びスケジュールですが、最初に、西地区小中学校建設における市としての基本方針や理念を伺っていききたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

西地区小中学校における基本方針につきましては、まず第一に、現在、津波浸水想定区域内にある咸陽小学校、大島小学校、片島中学校を高台に移転し、子供たちの安全を確保することにあります。

そして、老朽化しております校舎を改築することにより、子供たちの教育環境の改善を図り、学校教育のより円滑な実施を図ります。

また、小中一貫教育を効果的に発揮できる、小中一体型校舎の建設を検討することとしております。

現在の建設予定地は、市役所をはじめとして、

各種公共機関に隣接すること、またきぼうが丘保育園とも隣接しますので、保育園と学校の連携が取りやすいなどのメリットが考えられ、今後、児童生徒の推移を見ながら、どの程度の学校規模がよいのかなど、令和5年度に実施を予定しております西地区学校基本計画策定業務においては、ワークショップの開催も計画しており、教職員、地域住民の意見を聞きながら、どのような学校を目指していくのか、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 30年後には子供も半減してということもあるので、小中一貫は納得ですが、合理性があると思うし、保小中のつながりの中で、学びの展開があるということは非常に合理的だと思っております。

それから、ワークショップなども行い、住民の意見、地域、保護者の声も取り入れていくと。安心しました。

それで、次、開校までのスケジュールの概略をお答えください。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

西地区の学校のスケジュールにつきましては、今年度、移転適地を希望ヶ丘に選定いたしまして、保護者や地域住民への説明会を行ってきたところでございます。

令和5年度に、先ほど教育長が言いました基本計画を策定いたしまして、令和5年度から6年度で必要となる用地の調査、購入を行う予定としております。

その後のスケジュールにつきましては、必ずしもPFI事業と決定したものではございませ

んが、従来の建設の事業と比較した場合に、一般的に事業期間が短期間となることが考えられるPFI事業で考えますと、令和7年度に事業者選定、令和8年度にかけて造成設計や開発許可協議を実施いたしまして、令和9年度から10年度の2年で造成工事を、さらに11年度、12年度の2年間で、校舎等の建物の建築を行いまして、今の段階では、令和13年度に開校するスケジュールとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 令和5年度に基本構想を完成させて、令和5年から6年度で用地の調査、購入。それから、令和7年度に事業者選定をして、令和9年度、10年度で造成、それから11年度、12年度で建設工事をして、13年度開校と、大体この線ということになりますね。結構、先がありますね。頑張ってくださいと思います。

PFIの8月30日付の工程表を見ましたが、PFIで行った場合ということですが、これについては、さっきも、自分も主張したとおり、利点、難点というのが様々ありますから、この西地区小中学校に適したものはどちらかというのを、しっかりと検討していただくということで、お願いしたいと思います。十分に検討していただきたい。

それから、次の基本計画のことですけれども質問です。

業務委託をする予定のようですが、なぜ学校基本計画を業務委託するのか。理由はあると思いますけれども。

本市が目指す、教育実現のための西地区小中学校の構想づくりを本市独自で行わないのでしょうかということです。

いきなり基本計画を業務委託するんですかと

いう意味において、聞いていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

西地域学校基本計画策定業務につきましては、法令等、諸条件の整理、事業コンセプトの立案、学校規模の算定、校舎等のゾーニング、造成計画の検討、事業手法の比較検討、事業スケジュールの検討、ワークショップの開催等の業務内容を予定しているところでございます。

これらの業務内容を実施するに当たっては、造成や建築に精通し、学校改築事業に携わっている民間事業者のノウハウが必要であることから、業務委託を行おうとしているものであります。

なお、事業実施に当たりまして、請負業者に任せることなく、教育委員会、学校、地域の意見が計画に反映されるよう、請負業者と協議を重ね、計画を策定したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今、聞いた話でいくと、造成や建設に関わるテクニカルなものを急ぐと。それで、購入手続のために、認可を早くとらなければならない、そういうことが趣旨だと思います。

それはわかりますが、ここによって、敷地利用や学校デザインの大枠が決まってしまうことになりますよね。

小中一貫ということは分かりましたけれども、これに先立って、住民の意見をしっかりとって、構想を練るということをしていただきたいんですね。

基本計画が策定されたときには、ほぼいじる
というか、声を入れることができないというよ
うな状況は、つくらないでほしいと思うわけ
です。

ということは、地域住民と一緒に作り
上げていくというものに仕上げていただきたい
と思っているわけですので、その点、考慮に入
れていただきたい。

次の項目。学校を地域づくりの核とするため
にということで、項目がありますけれども、学
校施設整備指針が昨年6月に出たものがありま
す。

その基本方針に、少子化等変化に対応し得る
施設環境の整備。当然、変化しますから、こう
いうことを盛り込んでください。

もちろん2番目として、健康、安全な施設を
つくってください。

3番目が、特に新たに加わったものだと思
います。地域づくりの核としてください。学校が、
地域づくりの核となるようにということが書か
れています。

住民に身近で生涯学習やまちづくりの核とな
る場という、これが重要です。重要というの
は、やってくださいというものです、この指
針について。

ということは、どういうことかという、こ
のまちづくり、学校を中心としたまちづくりに
ついては、住民が関わってくださいと、はっきり
と書いているということになります。

教育長に伺いたいと思います。

子供、保護者、地域、教職員の声を十分に拾
い上げ、学校基本計画に反映させるために、早
急に、西地区3校の学校運営協議会を機能させ
ていただきたいと思うんですが、約束してもら
えるでしょうかということで、伺います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の一般質問

にお答えいたします。

学校運営協議会につきましては、現在、市内
小中学校14校中9校が設置しており、地域の
方に、学校運営の基本方針の承認をいただくと
ともに、学校行事や通学時の見守り、学習支援
等において、多くの方に積極的に学校運営に参
画をいただいているところでございます。

協議会におきましては、地域の人々と学校教
育目標や教育ビジョンを共有し、地域と一体と
なって、子供たちを育む、地域とともにある学
校を目指し、地域、学校、保護者がともに責任
を持ち、連携・協働し、学校のそれぞれの実態
の課題解決に向け、取り組んでいるところでご
ざいます。

現在のところ、咸陽小学校、大島小学校、片
島中学校には、学校運営協議会が設置されてお
りませんが、未設置のその他2校も含め、まだ
学校運営協議会が設置できていない5校につき
ましては、年度内の設置に向け、準備をしてお
りますので、来年度には市内全ての学校に設置
されることとなっております。

西地区小中学校建設に際しましては、学校運
営協議会をはじめとする、地域の皆様の御意見
もいただきながら、地域づくりの核となり得る
よりよい学校をつくってまいりたいと考えてお
ります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そこで、長期に運営委
員会を機能させる。学校運営に関わっては、当
然、そうなんですけれども、じっくりやってい
ただきたい。

急ぐことは、学校建設が地域の宝となるよう
な構想を、基本計画に参考意見として持ち込ん
でいただきたい。ということであれば、結構、
急ぎますね。

ですから、それを約束してもらえるかという

話なんです、どうでしょう。もう一回聞きます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、西地区の3校につきましては、本年度中に学校運営協議会の設置というふうなことも、学校長からも聞いておりますので、来年度早々には、学校の運営方針であったり、そういったところの話が、コミュニティスクールを中心にはできるのではないかと、いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 教育長としても、まちの未来を、宿毛の未来をつくる一つの事例となると、思いますので、ぜひここに関しては、積極的に関わって、よろしくお願ひしたいと思ます。

市長に伺います。

まちづくりは住民の参画と協働が、最も必要になってくるんだと思ます。西地区小中学校建設を、宿毛の未来への希望を具現化するモデルとして、位置づけてほしいと。そういう意味で、市民と協働で取り組むよう求めます。

特に、若者、子育て層の参画を期待しています。これについて、市長の回答をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

西地区の小中学校建設に向けましては、子供たちの安心安全と、子供たちにとりまして、よい教育環境を整えることを第一と考えているところでございます。

今後の建設に当たって、様々な協議を行っていく中で、まずは、令和5年度の基本計画の策

定を行うこととなっております、その際には、ワークショップの開催も計画をしているところでございまして、こういった形の中で、先ほど議員おっしゃられた、市民との協働という形で、しっかりと話もしていきたいというふうに思っております。

その後も、学校と地域との連携や、少子化や財政負担などの課題を含めまして、どのような学校が望ましいのかなど、様々な観点から御協議をいただきまして、多くの御意見や地域からの御提案もいただければと、そのように思っているところでもございます。

西地域の学校建設は、これまで長年の歴史を培ってきた3校を統合することとなりますので、これまでの学校の歴史も大切にしながら、西地域の核となり得る、そういった学校の建設に向け、今後も教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、先ほど来、議員おっしゃられたPFI、宿毛小中学校の件につきましても、財政的な面でも、当然、考慮した中で、財政的にもそのほうがコストがかからないという判断のもと、やっておりますが、何よりも30年間、そこに通う児童生徒たちに、ある一定の勉強する、学べる環境を担保してあげたい、そういった思いが強く、そういった形の中で、30年間の契約というふうな形にさせていただいております。

やはり行政、30年もたちますと、いろいろなことが起こるといふふうに思ます。

現在も、コロナ、かなり収束には向かっておりますが、コロナであったり、ロシアによるウクライナの侵攻であったり、いろいろなことで世の中は変動をし続けております。

行政が財政的に厳しいからといって、決して子供たちの学びの場である学校に、その影響がないように、最大限、配慮をしたような形での

P F I となっているところでもございます。

今城議員も、以前、教壇に立たれておられましたので、よく御存じだと思いますが、なかなか学校の施設が、しっかりと管理ができなかった、そういった時代もあったかのように、自分も親として感じたときがありました。

そういった形の中で、そういったことがないように、今後、P F I のみならず、どういった手法が、最も地域、そして子供たちにとってよい学校なのか、しっかりと議論を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） 今、言ったのは宿毛小中学校のことですね。P F I の 3 0 年間の契約です。

西地区は、また今後の検討、財政上の検討も含めてしていくと。

財政上の効果を生む可能性も、十分にありますよ。ただし、建設だけではどうしても難しいということになるということで、そういうことも含めて、考えていただくということになります。

悩ましい問題ですので、これを評価するのか、ちょっとまずかったのかという、自分もいろいろありましたので。

最近話題になっているネット上の A I で、チャット G P T というのを聞きまして、早速入力してみました。すごいですね。すごい回答が返ってきます。

こんな回答というか、質問を入れました。将来への負担や施設運用の自由度、地域住民の意見を反映させた学校づくりには、P F I より自治体独自による学校建設が効果的と考えてよいのでしょうか。自分の思いを込めて、よいのでしょうかと聞いてみました。

そうすると、A I の回答は、自治体独自による学校建設では、自治体が建設や運営に関する自由度を持っており、地域の特性や要望を反映した学校づくりができます。

また、将来に運営費用や改修費用が必要になった場合も、自治体が自己責任で対応することができます。

一方、P F I による学校建設は、民間企業が資金を提供するために、契約期間中に支払う総費用が高額になる場合があります。また、民間企業が管理運営すれば、自治体の意向や地域の要望を反映できるとは限りません。

さらに、P F I による学校建設では、契約期間が長期になる場合があります、将来的に自治体に負担をもたらす可能性があるという問題もあります。

以上の点から、将来への負担や自治体の運用の自由度、地域住民への意見を反映させた学校づくりを行う場合には、自治体独自による学校建設が効果的であるといえます。

これは、あくまでもチャット G P T がネット上に上がっている論文とか、行政文書とかをずっと引っ張ってきて、そこの中の言葉を使って、論理的に並べ替えているだけです。別の要素、質問の要素を変えれば、反対の回答も出てきます。

こういった場合には、活用すべきだと思います。

今、私が質問するのは、住民の意見を尊重するのに、どちらが効果的ですか。そういった意味でのまちづくりには、どちらが効果的ですかという側面の質問になりましたので。

だから、こういったところの要素を、しっかり、どちらにしても取り入れる必要があると思っております。

最後の質問になりますが、市長に伺っておきたいと思います。

要請でもありますが、4つ構えました。

4つ一遍には難しいので、2つずつ聞いていきたいと思います。市長をお願いします。

1つ目、コミュニティースクール、学校運営協議会のことですね。

ワークショップ、市民説明会、パブコメ、アンケートなど多様なものを行い、住民、市民に西地区学校づくりへの参画の場を広げてください。

いろんな手法を使って、広く市民に学校づくりへの参画を広げてくださいという、1つ目。

2つ目、住民の参画を促すとともに、住民としては、市職員も大人数います。働く世代、子育て世代。ぜひ、市職員にも、一市民としての参画を促してください。

結構、公務員が意見を言うのは難しいですけども、一市民としての参画を促してください。

その際には、職員の匿名性を保護して、意見表明権を守ってあげてください。ということは、アンケートなどがいいかもしれませんね。誰が書いたかわからないけれども、こういう意見が提出されましたということが書きやすい状況をつくるかもしれません。

そんなことも配慮しながら、何らかの形で市職員にも、市民として学校建設、こういうものもいいという意見が出されたという希望です。

この2つについて、まず回答お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通告を受けておりませんでしたので、回答が足りない部分があるかもしれませんが、自分なりにしっかりと回答をさせていただきたいと思えます。

コミュニティースクールであったり、ワークショップであったりとか、そういった形の中で、

そういった皆さんの意見を広く聞く場というのは、必要だというふうに考えております。

スケジュール的にどういった形になろうかわかりませんが、そういった意見を聞く場を設けるように、ぜひ教育委員会のほうにもお願いをしていきたい、そのように思っております。

それから、あと住民の参画の中で、市職員のほうも参画ということでございます。

いろいろ地域の活動の中で、また子供たちの保護者として、職員一人一人、積極的に参画をしていただいているというふうに思っているところでございます。

市長としては、そういったところで、どういった形で市職員として、余り目立つというか、そういうことがないように、しっかりと意見が述べられるような場をつくっていったらいいのか、また考えて模索をしていきたいというふうには思いますが、やはり市職員としては、結構、そのあたりはプレッシャーを感じながら、そういった場に参加しているのではないかなというふうに思っているところでもございます。

それぞれのいろいろな会のリーダー的存在になって、頑張っていたりしている職員もいますので、そういった職員とどういうふうな形で参画するのが望ましいというふうに考えているのか、そういったことも聞きながら、アンケートというお話もありましたが、職員が一市民としてしっかりと意見が述べるような場という場所を、できるだけつくってきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それは素晴らしいことだと思います。

職員が市民の会の中に入って意見を言うと、一定線、その人が行政の意見だと判断してしまうようなマイナス要素もできますので、そのあ

たりはいろんな形で、庁内で職員の言葉でいうと、誰が何を言ったからといって、行政方針と違う意見が述べにくいというような、そういうことがないようにということです。

それぞれの思いで、意見がとれると。それが行政方針に反映されていく、よいものはですね。ということになれば、最高だと思っています。

次の質問です。

学校づくりの意見集約や、意思決定における恣意性、一定方向に進めようという出来上がったことはもうやめてくださいということですね。恣意性を排除し、協議、審議、決定過程等をホームページ上に公開するなど、情報を透明化してください。

意見決定に関わるというか、その情報をホームページ等で知らせて、市民に広げてくださいということです。

それから最後に、PFIを活用する場合は、十分な市民合意の上で行うように、その手続を進めてください。結局、さっき言ったワークショップとか様々な意見交換の中で、納得という線が導かれていくような手続をとってください。

この2つです。回答をお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず学校づくり、どういった形の中で審議をされているのかというのを、できるだけ公開ということだというふうに思いますので、できる限り公開するように、こちらについても教育委員会のほうにも、またお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、PFI等をもしするのであればということですが、PFIに関わらず、何をするにしても、決定のプロセスというものがありませんので、特に議会の皆様方の合意というものも必要になってきますので、そういった

形の中で、市民の方々へも周知をしながら、当然、議会の方々、議員の皆様方の合意をいただきながら、事業を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

できるだけ公開という形で、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 提案がなされて、議会決議で決定していく。当然のことですね。

だから、その過程が、市民がその論議の経過によって、何も知らなかったところで、その決定がいいのか悪いのかという情報が全く前提がなく決まってしまうということはないように、まずこれですね。

なぜそういう結論が議会でもたらされたのかということが、はっきりと、この面については、そうだなということが、どちらも反対意見についても、市民が納得したというか、わかるような取組を進めていただきたい、そういうことです。

質問は以上で終わります。

色々言ってきましたが、基本的に、まちづくりに、結局、金でががが動かして、何かショッピングモールをつくったりとか、そういうことではなく、小さな自治体でいかに自分たちの希望のまちをつかって、そしてそこで人が、住民の暮らしがよみがえっていく、こういう実例をぜひつくっていただきたい。

それにはやっぱり、市民と行政が、コールアンドレスポンス、調和しながら、問いに対して的確な答えを返す。そして納得をつくり出して決まっていく。こういう過程をつくっていただきたいと思います。

今後のまちづくり、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩
します。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 改めまして、おは
ようございます。11番、野々下昌文でござい
ます。議長より発言のお許しをいただきました
ので、通告に従いまして、一般質問をさせてい
ただきます。

はじめに、ロシアによるウクライナ侵攻でお
亡くなりになられた方々に、追悼の意を表する
とともに、一日も早い紛争の終結を望むもので
あります。

私の質問は大枠で、宿毛市の教育行政につい
てと、宿毛市陸上競技場についての2題であり
ます。

それでは、早速、一般質問を始めます。本日
も、市民の声を取り上げて質問させていただきます。
中平市長、執行部の皆さんには、市民にと
って希望の持てる、前向きな御答弁をよろし
くお願いをしておきたいと思えます。

はじめに、教育行政について。本市の主権者
教育について、お尋ねをいたします。

まず、はじめに、宿毛市では、子供たちに政
治に関心を持っていただくための取組として、
昨年12月、市内の中学生の代表による子ども
議会が開催をされましたが、教育委員会の取組
として行われましたので、議員の目にはあまり
触れなかったわけですが、このときの子ども議
会の内容や、子どもたちの意見をどのように受
けたのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課

長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教
育次長兼学校教育課長、野々下議員の一般質問
にお答えいたします。

12月26日に開催いたしました子ども議会
の実施につきましては、市の関係課や校長会を
通じて、協議を進めてまいったところござい
ます。

日程につきましては、学期中は、学校行事等
により日程調整は難しいため、令和4年度につ
きましては、2学期が終了をしました12月2
6日に開催することといたしました。

また、子ども議会に参加する子供の人選につ
きましては、本年度は中学生を対象とし、各校
2名以内で質問者を調整していただき、9名の
参加をいただいているところでございます。

当日は、市議会さながらに、中学生が議長、
副議長として議会の運営も務め、質問も各中学
校の代表者が行いました。

質問の内容は、宿毛市の空家の問題や災害対
策、子育てをしやすい環境をつくる取組など
についての質問がありまして、市長を中心に答
弁を行ったところでございます。

今回の子ども議会につきましては、子供たち
にとって貴重な経験であったということの御意
見もいただいております、議会の雰囲気を感じ
たり、宿毛市のことを子供たちが知るよいき
っかけであったと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今回の取組は、子
供たちに宿毛市のことを知っていただくための
よいきっかけとなったということでございます。

他市においては、小学生、中学生による子
ども議会について、よく耳にしますし、テレビ等
でも放映をしているところを見ますので、本市
でもぜひやっていただきたいなと思っております。

した。

県下市町村でも、議員の成り手不足が話題になります。また、無投票であるところが増え、投票率が下がる一方でございます。

先日、高知新聞でも特集が組まれておりました。理由はいろいろあるかと思いますが、議会のことがよく知られていないことも、その一つであろうかと思っております。

何でもそうでありますけれども、本物に触れる、このことが大事だと思っております。

そういう意味から、大変よかったのではないかと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

このような取組は、主権者教育の一環として、非常に大事なことだと思います。ぜひ継続をしていただきたいと思っておりますが、生徒側も継続することによって、練度を深めるといいですか、洗練された主権者教育につながっていき、興味を持ってもらえるのではないかと考えますので、教育長のお考えを伺います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本年度の子ども議会の開催を協議する中で、令和4年度は中学生、令和5年度は小学生を対象として計画しているところでございます。

令和5年度につきましては、先日の校長会で協議を行い、小学生を対象に、夏休み中に実施する方向との御意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ぜひ続けていただきたいと思います。宿毛市は、幕末から近代史の礎を築いた多くの政界人を輩出している土壌でもございます。

このような、主権者教育が伝統になるような取組を、続けていただきたいと思いますというふう

に願っております。

続いて、政府は、子ども政策の司令塔となる子ども家庭庁に関する基本方針を、閣議決定いたしております。

2023年のできるだけ早い時期の創設を目指しておりますが、公明党も子育て、教育を国家戦略に据えて、取組を進めるべきと訴えております。

そのため、子供たちの声を政策に反映させるため、子どもの未来創造特命チームをつくり、オンラインで会合を開き、子供たちと意見交換をしているところでございます。

栃木県では、子供のころからふるさと栃木について考え、関心と親近感を持ってもらうため、小学校4年生、5年生、6年生を対象に、もし私が知事になったら、こんなことをしてみたいというテーマで作文を募集し、各年より5名を選出し、知事賞などの授賞式を行い、副賞などには、ふるさと栃木への愛着と親近感を一層高めてもらうため、県産ヒノキ材を使用した木製の賞状などを授与し、受賞作品は、ホームページにも掲載され、地元の新聞、テレビなどにも取り上げられて、好評を博しております。

そこで、本市においても、市政に対する理解と関心を深めてもらうため、もし自分が市長になったらとの作文募集を行ってみてはどうかと思っております。

子供たちのユニークな発想や、意見を受け止める市になっていただきたいと思いますし、当たり前でないものから、新たな発想が生まれてくるところでございます。

こども家庭庁の先進地として取り組んでいただきたいの思いで、1番目の質問に取り上げた次第でございます。

教育長の御意見を伺います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質

問にお答えいたします。

子供たちに宿毛市のことを知ってもらい、考えてもらうことは、大切なことではないかと考えております。

本市が、現在、行っている取組としましては、総合的な学習の時間などを活用し、市役所等の公共施設の見学や地域学習、また宿毛の偉人や歴史を知ってもらうなどのふるさと教育を行っております。

その成果として、ある学校では、学習内容を市役所で説明を行ったほか、小野 梓先生をはじめとする、宿毛の偉人の功績を学んだ学習結果として絵画や作文を書き、優秀者には梓立祭で表彰を行っております。

議員からの御提案の作文の募集につきましては、宿毛市の未来を子供たちが考えていくことの一つのきっかけとしては、よい取組ではないかと考えております。

しかしながら、本市におきましては、先ほどの本市独自の様々な取組を行っておりますので、教員の多忙解消や、各校で決まっている授業のスケジュール等も考慮すると、実施は難しいのではないかというふうに考えておりますが、実施の可否について、校長会等、学校現場の御意見も聞いてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 本市においても、学校現場での多くの取組を行われているということは、存じております。

今後の取組の一つとして、御検討を願いたいと思っております。

次の質問でございます。

公立中学校の部活動の地域移行についてでございますが、この問題は、高知新聞の2月24日からの1面で、部活の移行、高知の地域移行を考えると、特集記事が掲載をされてお

りました。

公立中学校の休日部活動を、地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行が、2023年から段階的に始まります。

政府は、25年度までの3年間を改革集中期間と位置づけて、移行を進めるとしておりましたが、昨年12月に地域移行を3年間で行うことにはこだわらない方針に、転換をいたしております。

いずれにしても、将来的には、平日の指導も地域に委ねることを目指すこととなります。

部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけでなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら、丁寧に進める必要があると思います。

地域移行が求められる背景の一つに、教員の長時間労働が深刻化しており、働き方改革が求められております。

このほか、少子化に伴う部員の減少により、学校ごとの部活運営は困難になりつつあるという現状も、地域移行の必要性を高められる要因と伺います。

部活動には、スポーツや文化活動を通じて、子供たちの健やかな成長を促すという役割がありますが、地域移行には解決すべき課題も多いと伺います。

具体的には、受け皿となる適切な民間団体や、外部指導者をどう確保するかという問題がありますし、また部活動の事故についても、誰が責任を持つのか。そして民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担の在り方などが挙げられております。

本市にあつては、様々な課題があつても、子供たちがスポーツや文化に親しめる機会を確保できるよう、子供のために最優先に対策を考えていただきたいと思っております。

そこで、本市における公立中学校の休日部活

動の地域移行を、どのように推進をしていくとお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

中学校の部活動につきましては、教員の多忙化、少子化を背景として、将来にわたり、子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、国が掲げている部活動の地域移行が進められることとなりました。

宿毛市内の中学校の運動部及び文化部活動の状況を見ますと、現在、16の種目、延べ35の部活動がございますが、少子化による部員数の減少で、合同チームの編成を余儀なくされたり、教員が部活動を含めて長時間労働となっている状況があり、教育委員会としましても、高知県教育委員会の方針のもと、部活動が長時間とならないよう、指針を示したり、外部指導員を配置するなど、教員の多忙化解消に向けて、対応しているところでございます。

部活動の地域移行につきましては、議員おっしゃったように、令和5年から3年間を改革集中期間とされており、スポーツ庁及び文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、早急に取り組んでいく必要があります。

本市におきましては、令和4年11月に、行政、学校、スポーツ団体、保護者からなる部活動検討委員会を立ち上げ、部活動の在り方について、現在、検討しているところでございます。

部活動の移行に当たりましては、国や地元自治体は予算を含めた環境整備に努め、生徒、保護者側にも一定の御負担を御理解いただいた上で、新しい仕組みを整えていく必要があります、受け皿となるクラブチームや、総合型スポーツクラブなどの指導者の確保や育成なども含め、合

意形成にはかなりの時間を要すると考えております。

しかしながら、種目によっては、スムーズな地域移行が可能と思われるものもございますので、できるところから、段階的に移行するなど、今後も学校とクラブチームとの協議を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） この地域移行に関しては、長らく時間を経ながら、徐々にということでございます。種目によっては、スムーズに移行できることもあるのではないかとことですが、この地域移行によって、学校教育から社会教育へ移行していくことになるわけですが、そこで、今まで、学校教育のほうで持っていた責任や保障、そういったものが民間へ移行されると、謝礼金であったり、保険や入会金の負担が求められる。

先ほど教育長も言われておりましたが、生徒の負担が大幅に増えるのではないかと、心配をいたしております。

今までのように、誰でもが文化やスポーツに親しめる環境づくりを行っていただきたいと思えます。そのあたりはどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の再質問にお答えいたします。

部活動の地域移行が進みますと、これまで学校が担っていたものを地域が担うこととなり、クラブチームの運営は、当該クラブチームが行っていくこととなります。

クラブ運営には、指導者への謝礼やスポーツ保険の保険料などが必要ですが、クラブの運営費を捻出するためには、必然的にクラブ員に会費を求めることになると考えます。

このことにつきましては、これまでも中学校での部活動も同様に、部活動ごとに部費を集めて活動しておりますので、地域移行によって、各家庭の金銭的負担が、部活動と比較して大幅に増えるということにはならないよう、今後、地域移行に向けた、国及び県の制度整備の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今まで以上に大幅に生徒の負担が大きくなり、クラブ活動に入ることをちゅうちょするようなことが起きないように、誰でもがクラブ活動に参加できるような環境にしていきたいと思っておりますので、その辺り、どうかよろしくお願いをしたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

平成29年に、学校教育法で制度化されております部活動指導員の導入及び配置について、本市ではどのような状況であるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

部活動指導員の配置の状況についてでございますが、本市におきましては、今年度より高知県部活動指導員配置促進事業補助金を活用しまして、市内3中学校7部活動に部活動指導員を配置しているところでございます。

内訳としましては、宿毛中学校がバレーボール部、陸上部、卓球部、バスケットボール部の4部活動。片島中学校が、バレーボール部、ソフトテニス部の2部活動。東中学校が、バレーボール部のみで、合計7部活動となっております。

配置につきましては、顧問教諭が競技経験がないことや、部活動に係る負担を軽減するため、学校から要望のあった部活動に配置しており、部活動指導員の配置によりまして、専門的な指導による技術力の向上や、顧問の精神的な負担の軽減、教科指導や文書業務に従事する時間の確保につながっており、効果的な事業が実施できていると考えております。

課題といたしましては、日常的に指導いただける専門的な技術を持たれている人材が少ないことや、部活動の指導が、平日は夕方2時間など時間的な制約があること、また、原則、練習や引率等、部活動指導員が顧問として活動が重複した場合につきましては、補助対象事業として認められないことなどがあります。

しかしながら、部活動指導員の活用は、学校の働き方改革にも効果的な取組の一つではないかと考えますので、学校から要望がありましたら、適宜、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 配置に関しては課題があるものの、学校側からの求めに対しては、おおむね応えることができているということでありますので、了としたいと思います。

これからも人材確保という面では、大変であろうかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

続けていきます。

宿毛市陸上競技場について、お伺いをいたします。

この問題は、高知新聞1月16日（月曜日）の1面と23面に掲載され、大見出しには、「陸上記録 幡多では不可能?」、「宿毛市競技場12月公認失効へ 地盤沈み変形 改修断念」という、大変ショッキングな記事が載りま

した。

この日は、市民からも市内を歩く中で、何件かの問い合わせや意見があり、後のテレビ放送後には、さらに多くの方から意見を頂戴し、反響の大きさを感じた次第であります。

記事では、3種公認の競技場としての要件が、400メートルトラックの長さの誤差がプラス4センチメートル以内のところ、地盤沈下等により誤差が9センチとなり、公認競技場としての基準を満たさなくなったことが判明し、トラックの表面も波打っており、これらの修繕費を見積もると、数億円以上かかる可能性が算出されたため、また公認競技場としての維持費も毎年多額にのぼっていることから、これ以上、維持することは厳しいと修繕を断念し、日本陸連による5年に1度の継続検定を本年12月に予定していたが、この検定も受けないことを決めたという担当者の言葉として、掲載をさせていただきます。

そこでお聞きをいたしますが、宿毛市として、3種公認を諦めることを決定したのは、いつだったのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市総合運動公園内の陸上競技場につきましては、平成13年4月に供用開始し、平成13年10月に第5種公認競技場、その後、平成15年12月に第3種公認競技場としての要件を満たしまして、20年目を迎えたところでございますが、今年の12月6日で4期目の公認期間が満了するといった予定となっているところでございます。

令和3年の6月定例会におきまして、川村議員からの一般質問に対しまして、私のほうから、宿毛市陸上競技場は、高知県西部唯一の第3種公認競技場であり、本市はもとより、県西部の

スポーツ振興を図る上で、重要な施設となっているが、地盤沈下等を改善するには、多額の修繕費が必要となることが想定され、防災対策や大型事業が山積する中で、本市の財政状況を考えると、現状の改善は非常に困難な状況であると答弁をさせていただいているところでございまして、既にこの時点で、市単独で改修を行い3種公認を継続させるのは、非常に困難であるという認識を持っていたところでございました。

そして、令和5年12月の更新時期までに、検定に合格するための改修工事を行うには、令和4年度当初予算に、改修工事に係る設計業務委託料を計上しないと、更新時期に間に合わないということで、令和3年8月に、公認基準を満たしているのかどうなのかの再調査を行いました。結果、先ほど、議員のほうからも数値述べられておりましたが、400メートルのトラックの長さが、規定よりも長くなっているということでございました。

この結果を受けまして、算出した改修費用や、今後、将来にわたって発生する維持経費など、総合的に検討した結果、宿毛市単独で3種公認に係る改修工事を行うことは、難しいという判断をし、公認継続へ向けての改修工事に係る設計委託料を令和4年度当初予算へ計上をいたさなかったところでございます。

宿毛市単独での3種公認に係る改修工事は、断念せざるを得ないと判断しておりますが、幡多の5市町村の首長からは、宿毛市陸上競技場の公認継続の御協力をいただけるとの御意見をいただいておりますので、現在、高知県とも協議をする中で、その方法を模索している、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 市長のお話ですと、令和3年の6月議会の川村議員への答弁で、地

盤沈下等を改善するには、多額な費用が必要となることが想定されるため、防災対策や大型事業が山積する中で、本市の財政状況を考えると、現状の改善は非常に困難な状況にある。

この答弁の時点で、市単独で3種公認を継続するのは無理と判断をしていた。

その後の調査で、400メートルトラックが規定より長くなってしまったため、令和4年3月の当初予算への計上をしなかった。

このことをもって、日本陸連の継続検定を断念したことになるということですが、新聞にも掲載されておりますが、記録を取るために遠征が必要となれば、選手や家族、指導者に負担がかかるだけでなく、競技人口の減少にもつながりかねないと、心配の声や、四万十市長からは、幡多の市町村が協力して、維持管理する道もあるのではないか、との言葉も掲載をされておるように、幡多地域にとって、大変大きく重要な問題であろうかと思えます。

ここで確認をしておきたいと思いますが、議会は市民を代表する市議会議員が市政課題を話し合い、方針や施策を決定するチェック機関であり、議決機関であるということでございます。

市単独で3種公認は断念したということ、議会への報告があったのは、今議会初日の議員協議会で、初めて報告したという市長の言葉がありました。

令和3年6月議会からは1年9か月、令和4年3月議会からでも丸1年になります。なぜこのような重要なことが、議会へ報告がなく、メディア、新聞報道やテレビ放映がされた後となったのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市総合運動公園内の陸上競技場の3種公認に係る経過について、先日、議員協議会にお

きましても、担当課から詳細を御説明をさせていただいたところでしたが、令和3年6月の定例議会におきまして、川村議員の一般質問に対して答弁をさせていただいた後、その後の経過について、市議会へ説明をできていなかったことに対しては、おわびを申し上げます。

この件については、非常に、諦めることなく、いろいろ多方面に御協力をいただけないかというお話もさせていただいたところでもございました。そんな中ではありましたが、結果的に、市議会のほうへ、しっかりとした御説明ができていなかったということでございます。

宿毛市陸上競技場では、本年度におきましては、3種公認競技場として、陸上大会や記録会が12回、開催をされております。このうち、7つの大会が次の県大会へ出場する選考を兼ねているといった大会でございます。

また、2つの小学生対象の大会は、記録が優秀であれば、各種全国大会へ出場ができる、そのようになっております。

宿毛市陸上競技場が3種公認競技場となり、今年で20年目を迎えますが、以前は、県陸上大会などの県大会に進むための選考大会につきましては、各中学校のグラウンドなどで開催されておりましたが、宿毛市陸上競技場が供用開始された翌年、平成14年ころになりますが、このころに選考大会の規定が厳しくなるとして、公認競技場での選考大会で記録されることが、県大会以上のほとんどの大会へ進むための必須要件となったところをございまして、現在では、幡多郡での選考大会は、宿毛市陸上競技場で開催されるようになったところをございまして。

幡多郡での選考大会には、宿毛市内だけではなく、幡多全域から陸上競技をされている子供たちが参加しております。

幡多地域に公認競技場がなくなれば、春野陸上競技場など、県中心部にしか公認競技場はあ

りませんので、議員がおっしゃられるように、記録を取るために遠征が必要となれば、陸上競技者やその家族及び指導者の負担が増えるだけではなくて、幡多郡の陸上競技人口の減少につながっていくおそれがあると、私もそういった状況を思っておりまして、またそういった状況を、四万十市長をはじめとする幡多5市町村の首長には御理解をいただいております、幡多の市町村が協力して、維持管理する道もあるのではないかと、四万十市長からの言葉があったものだと考えているところでもございます。

現在も、何とか幡多郡に3種公認競技場を残していく方法はないか、幡多5市町村及び高知県との協議を行っているところですが、今後は、陸上競技場の公認に係る経過につきましては、その都度、委員会等で、市議会のほうにも御報告をさせていただきたい、そのように思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） このことに限らず、市民へ報告の必要があることは、必ず議会へまず報告をしていただきたいと思います。

今回の問題、議会と執行部との緊張感が少しなくなっているのではないかと、心配をするところでもあります。

市長も御存じのように、私たち議会、議員は、宿毛市議会では平成27年、議会基本条例特別委員会を開いて、これは市長が議員だったときに、特別委員長として決めました。

第5条1項には、議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

また、第2条3項には、市の議決機関として、適正な市政運営が行われているか監視し、評価することと定めております。

市長もこの議員の立場、自分たちで議会基本

条例をしぼっているわけでありますので、この立場も十分に分かっている市長だと思っておりますので、以後、十分に気をつけていただきたいと思います。

それでは、次の質問になります。

それでは、改めまして、5年前の検定時、今回の公認は難しいと言われていたというように聞きますが、そのときの状況について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの説明等、また担当課ともしっかり話をし、こういったことについては、議員の皆さん方に、委員会等もございますので、その都度、御説明させていただくように心がけていきたいというふうに思います。

それでは、野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

陸上競技場の公認に係る検定は、5年に1度行う必要がありまして、3度目の継続検査として、これは平成26年7月5日になりますが、3度目の継続検査の話です。

このときに、公益財団法人日本陸上競技連盟施設用具委員会による実測調査が行われた際に、既に400メートル3.866センチメートル、3.866延びているという実測結果でありました。

そして400メートルトラックの長さが、プラス4センチ以内の長さではあるという規定にぎりぎり合致している。そういった状況でございました。

当時から、南側の走路で地盤沈下の傾向が見られるという意見があり、次回、継続検査が通るかどうかわからないという、そういった非常に厳しいものでございました。

そして、平成30年12月1日に、4度目の

継続検査をその後、行っております。

4度目の継続検査を行った結果、400メートルトラックの長さは、400メートル3.181。要するに3.181延びているということであり、前回とはほぼ同じ数値、若干、短くなっていますが、ほぼ同じ数値でありました。

前回に続きまして、プラス4センチ以内という規定に合致はしているものの、南側走路の地盤沈下が見られるため、次回検定までには、改修について検討するよう検定員から指摘を受けているということで、同じような結果だったということでございます。

ちなみに、つくられたときの平成13年10月26日にも、実測調査をしていますが、このときに400メートル2.797センチ。400メートルをつくったときに、2.797センチ、既に長いということで、これちょっとお伺いすると、400メートルよりも短かったら、検定には通らないということございまして、自分たちから見ると、本当に少しのことはあるんですが、こういった状況で、非常に厳しいという結果が出たもとに、調査を進めていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 調査表を見させていただきましたけれども、平成26年、前々回は400メートルと3.866センチメートル。

平成30年、前回は実測で400メートルと3.181センチメートルと、4センチメートル以内であるが、基準値ぎりぎりクリアしているわけで、1センチ伸びれば、公認基準が失効してしまう状態であったということですし、また、南側走路に対する地盤沈下が認められたために、改修に対する検討をするように指摘をされたということですが、地盤沈下の兆候が、平成26年には確認をされていたことになりま

す。

通常であれば、地盤沈下に対する半年ごととか、また1年間の定点観測などの調査を行って、1年間の伸び率はどのぐらいになるかということを考えるということは、常識かと思えます。

このような調査は行ってこられたのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、地盤の観測について、お答えします。

平成30年の公認検定時に、次回の公認が難しいと言われたことを受けまして、令和2年10月に都市建設課の職員が高さを測量し、令和3年8月に生涯学習課と都市建設課の職員が、公認検定員と一緒に事前測量を行っています。

ここ2回の測量値に大きな変化はありませんが、傾向として、トラックの北側と南側の一部が、周囲に比べ、少し低くなっています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） ただいま説明にありました、整備的な地盤沈下に関する調査を行ってこなかったが、平成30年の検定以後、令和2年の10月と令和3年の8月、2回事前測量を行ったが、定点測量、レベル、地盤の上下の測量においては、大きな変化はなかったということではありますが、実測調査では、400メートルと9.159センチメートルとなっており、平成30年、前回の検定から5年間で5.978センチメートル、約6センチ長くなっていることになり、公認基準を大きく超えてしまったということになるわけです。

私、定点観測に関して言ったのは、経年沈下によるものであれば、いずれ止まります。しかし、陸上競技場南側ののり面には、地下水が出ているところもあり、水の浸食によるものであれば、地盤は下がり続けることになり、改修し

ても同じことを繰り返すこととなりますので、そのあたりのことを心配してのことです。

今回の議員協議会の説明では、インフィールドの芝の張替えも含めると、競技場の改修費に6億5,580万円を見積もっておるということですが、地盤沈下の原因は特定できているのか。また、全体的にどのような改修を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、地盤沈下の特定と、改修見込みの内容について、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園の造成時の図面、施工前の地形図を照らし合わせると、陸上競技場の北側と南側は盛り土で造成していることが確認でき、沈下が見られる範囲と、おおむね重なるため、盛り土の経年沈下が原因ではないかと推測しています。

改修で見込んでいる内容につきましては、縁石や助走路、排水処理施設等の改修を積み上げていますが、改修費の大部分は、舗装工事が占めています。

陸上競技場の舗装は、排水性アスファルト舗装の上にゴムチップ舗装、ゴムチップ舗装の上にウレタン舗装、ウレタン舗装の上にエンボス加工が施されており、沈下が見られる盛り土範囲のレーンについては、一番下層の排水性アスファルト舗装から全て撤去し、基盤高を調整した後、再施工、その他の範囲は、表面のウレタン舗装とエンボス加工を切削し、オーバーレイを見込んでいます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今の説明でありますと、地盤沈下している部分は全部のけてしまつて、路盤から整備をして、調整舗装をかけていって、その上、オーバーレイをかけている。

その不陸の少ないところに関しては、オーバーレイだけで済ませていく、部分補修にしていこうという内容でございます。それで6億5,000万円。これは、インフィールドも一緒に直したという場合ですね。

そういうふうに乗っておりますが、今回、宿毛市陸上競技場での公認記録がとれなくなる問題は、市民の大変関心の大きいことでもあります。

また、幡多地区陸上競技会をはじめ、各市町村長も大変心配をしております。

そこで、県の対応や宿毛市の今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、陸上競技場について、非常に400メートルにおいて4センチ以内という一つのハードルというものがあるというふうに思います。

先ほども言いましたように、できた直後でも2.8センチぐらい、既に伸びている。

平成30年との誤差でいうと、平成30年、17年間で4ミリ伸びているということで、平成26年のときが、一番長く実測されているんですが、このときでさえ、13年で11ミリ程度伸びているというような状況です。

それを改修するに当たって、非常に大きなお金がかかる。

また、以前、平成26年のときに、3.866伸びているということでございますが、その直前に、上のオーバーレイの改修も、1億円以上のものをかけて改修した直後であったと。

そういうふうな状況で、単独では非常に厳しいなというのが、自分の頭の中にもあったということございまして、それはせんだっての一般質問の場でも答えさせてもらったとおりでございます。

そういった形の中で、宿毛市陸上競技場に対する幡多5市町村の首長の考え方や、県に対する本市の取組についてでございますが、昨年11月、県庁にて幡多5市町村の首長に集まっておいただきまして、協議を行った結果、幡多郡に3種公認競技場は必要ということで、意見統一が行われました。

その後、選択肢の一つである宿毛市陸上競技場に関する改修工事の内容や規模、負担割合につきまして、幡多5市町村と協議を行ったところでございました。

高知県に対しましては、県担当部署である文化スポーツ部のスポーツ課などとの協議を行っておりまして、本市の財政的な問題や、制度の要件を満たせないため、既存の補助事業が活用できない旨を伝えているとともに、新しい補助制度を県として創設するなど、相当程度の財政負担を本市から求めているといった状況でございます。

この中の既存の補助事業を活用できないというのは、先ほど申しました平成26年だったと思いますが、補助事業で既に工事をしているといったような状況でございまして、これについては、先日、議員協議会で説明したとおりでございます。

令和5年3月9日の高知県議会、令和5年2月定例会におきまして、加藤県議の一般質問に対しまして、濱田知事は、宿毛市陸上競技場は県西部唯一の公認競技場として、大きな役割を果たしており、公認失効となると、競技者やその家族、関係者への負担は相当大きい。

一方、宿毛市陸上競技場の改修費用は、高額であり、改修したとしても、地盤沈下が止まるとは限らないという問題もお聞きしている。

10月には、県土木部へ土佐西南大規模公園期成同盟会から、土佐西南大規模公園の再整備についての要望もいただいております、県として、

総合的に考え、宿毛市総合運動公園の改修か、それとも土佐西南大規模公園の再整備か、まず県として、来年度早い時期に方針を示した上で、幡多6市町村と協議して、合意形成を図りたいと、答弁をされました。

このことを受けまして、現在、本市を含め、幡多6市町村としては、県の方針決定を待っている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 今のお話ですと、県としては、宿毛市運動公園の改修か、土佐西南大規模公園の再整備か、来年早い時期に方針を示すということではありますが、宿毛市運動公園は、津波浸水区域ではないということも、十分にアピールしていただいて、引き続き、運動公園が公認グラウンドとして改修されることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時40分まで休憩いたします。

午後 0時24分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今回、私は宿毛市自転車を活用したまちづくり計画と、それに伴って展開されている事業について、質問したいと思います。

一口に自転車といっても、例えばロードバイクやマウンテンバイクのように、スポーツやレジャーとして、それを使うこと自体が目的になるものと、世に言うママチャリや通勤・通学用の自転車など、主として近距離での移動のための手段として使われるもの、それぞれ大きな違

いがある、乗るときの服装からして違うように、利用者そのものにも大きな違いがある。

また、それぞれのレベルにあった使い方によって、極めて有効な運動手段として、健康保持に役立つ反面、転倒や交通事故など、場合によっては大きな損傷を受けかねない危険性も存在する。

短距離、あるいは中距離の居住範囲内でのみ、自己の所有物として使用される例もあれば、観光のためなど、通常の生活圏を離れて、旅先などでの一時的な道具として、レンタルを希望される例もある。

私も自転車は所有していますが、年に4回、つまり3か月に1度、5日間、平均2時間程度ずつ、近隣地域を回るときに使うくらいで、あとは時々、タイヤに触って空気圧を確かめる程度のことでしかない。

自動車依存の塊でしかないことから、今回の質問を行うに当たっては、あまりにも無知なことが多過ぎて、既に議会でも議論され、説明を受けたはずの事柄まで、一々確認しながら行わなくてはならないような状態です。

今さら分かり切ったことを聞くなど御批判もあるかとは思いますが、この宿毛市自転車を活用したまちづくりという、極めて意欲的でもあり、また多くの困難もあるかと思われる計画の全貌とまではいかないまでも、一部なりとも市民の皆様方の御理解を深めるための機会として、どうか御容赦くださいますようお願い申し上げます。

さて、これから質問に入らせていただきますが、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画と、それに伴う事業について、どうも市民の中には、一種の誤解というか、思い込みがあるのではないかと思われる節があります。

これ以降は、この自転車を活用したまちづくり計画を計画と略して呼びますが、この計画は、

中平市長の個人的な好みというか、趣味を反映した形で策定されたかのように、その策定の根拠について、疑義とまでは言わないまでも、何かうさんくさい話でもあるかのように取りざたする声が、私の耳にも入ってきます。

この点は、平成31年3月付で公表されている計画書の中に、計画の位置づけという形で記載されていて、背景として存在する国家的な方針に沿った形で策定され、地域の実態を考慮しながら、積極的な展開を図られていると。そういうだけのことなのだろうとは思いますが、市民の誤解を解く意味で、再確認という形にはなりますが、この計画の位置づけについて、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の位置づけにつきましては、先ほど、山戸議員もおっしゃられたように、計画の中に記載しておりますが、国におきましては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど、新たな課題に対応するため、平成29年5月1日に、自転車活用推進法が施行され、その法律に基づき、平成30年6月8日には、国の自転車の活用の推進に関して、基本となる計画として、自転車活用推進計画が閣議決定されております。

同法律におきましては、第11条で、自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとなっております。本市におきましても、同法律に基づき、本市の自転車を活用したまちづくりの基本的な方向性を示す計画を策定いたしました。

計画の策定に当たっては、本市の最上位計画

である宿毛市振興計画との整合性を図りつつ、具体的な目標、施策を位置づけており、施策の推進におきましては、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策との相乗的な効果の向上を目指し、包括的な視野に基づき行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 平成30年度の決算書によれば、この計画の策定のための業務委託料として、299万3,760円が支出されています。

そうして、その翌年、平成31年（令和元年）度の決算書に記載されている、宿毛市自転車を活用したまちづくりプロデュース事業委託料、314万5,186円というこの委託業務の内容について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、一般質問にお答えいたします。

平成30年度の自転車を活用したまちづくり計画策定に引き続いて行いました、令和元年度の自転車を活用したまちづくりプロデュース事業の内容について、お答えいたします。

平成30年度に策定いたしました計画は、自転車を活用したまちづくりの基本的な方向を示すものとなっております。本事業は、その計画策定後の中長期的な視野に立った自転車を活用したまちづくり施策に係る情報発信方法や、事業実施方法について、アドバイス及びプロデュースを目的として実施いたしました。

そして、そのアドバイスや庁内で協議した内容を取りまとめ、実際の施策を進めていくための実施計画を作成しています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 基本となる平成30年

度策定の計画を、さらに1段階進めたものとして、平成31年、つまり令和元年にその実施計画が策定され、令和2年3月付で公表された。

実施計画は、計画で示された自転車活用のまちづくりを推進する上での、宿毛市における現状と課題を考慮する中で、様々なアクションプランを各担当課に割り振る形で、具体的に示したものとなっている。

数あるアクションプランの現状や展望について、幾つかお尋ねしたいと思うのですが、まずはじめに、この実施計画の表紙に記載されている宿毛市自転車を活用したまちづくり推進本部会、大本となる計画書の記載によれば、この本部会の審議は、平成30年4月26日から平成31年3月28日まで10回にわたって行われ、市長を本部長として、云々となっております。推進本部要綱の制定ともあることから、この要綱に沿って活動がなされたものと判断します。

具体的に、この本部会というのは、どのようなメンバーによって構成され、どのような権限で、どのような業務をいつまで行うことになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画推進本部につきましては、本部長は市長、副本部長は副市長となっております。本部員は庁内の関係する部署の課長で構成されており、企画課長、総務課長、危機管理課長、学校教育課長、健康推進課長、土木課長、商工観光課長、生涯学習課長、環境課長、以上の9名がメンバーとなっております。

業務につきましては、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の策定に関することと、計画の実施状況の総合的な検証となっております。期間につきましては、庁内のメンバーで構成されて

いるため、特に設けられておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 推進本部会というのは、本部長と副本部長に市長と副市長が当たっているということと、あとは関係する各課長がメンバーであるということで、おおよそどのようなものであるか了解いたしました。

ところで、この推進本部会と、計画や実施計画を策定した業者との関係はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

推進本部と計画策定などを行った事業者との関係という御質問でございますが、推進本部会は、庁内メンバーだけの会となっております、計画や実施計画を策定した事業者は、メンバーには入っておりません。

また、計画等、その実施計画を受託した事業者は同一ではなく、事業者選定もプロポーザル方式の公募で行っておりまして、その後の事業も受託等をしていないことから、特に推進本部と関係というものはございません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 実施計画の中には、自転車活用の動機づけ、安全性の担保、利便性の向上、機会の提供という4つの基本目標に従って、健康推進課、長寿政策課、危機管理課、環境課、学校教育課、生涯学習課、商工観光課、企画課といった形で、関連各課の担当する業務が、合同で行うものを含めて列挙されています。

この内容を見ただけで、宿毛市の意欲のほどがうかがわれ、既に定着した感じで継続して行われている事業も少なくない。

そうした中で、各課の事業について、一々説

明まで加えていただくとすると、私の質問時間では足りないなどということになるかと思うのですが、宿毛市の自転車を活用したまちづくりの活動に関して、各担当課がどのような事業を実施しているのか、できるだけ簡潔に、しかし分かりやすく、自分のことは棚に上げて誠に恐縮ですが、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、一般質問にお答えいたします。

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画に基づく各事業について、お答えいたします。

様々な事業を実施しておりますが、計画に定めます4つの基本方針に沿って説明させていただきます。

まず、基本方針の1つ目となります動機づけ。自転車利用のきっかけづくりについては、生涯学習課で行っているサイクルフェスティバルや、総合運動公園のオフロードサイクリングコースの整備。商工観光課のサイクリングロード体験プログラムの造成。長寿政策課のフィットネスバイクを活用した健康増進の取組。健康推進課では、高知家健康パスポートをランクアップした際に、抽せんで当たる商品に自転車を取り入れたり、健診時の健康指導において、運動習慣をつけていただくために、チラシを作成し、自転車の健康増進効果を説明したりという事業を行っております。

次に、基本方針の2つ目、安全性の担保。安心して自転車に乗れるまちづくりでは、危機管理課で実施している保育園、小中学校での自転車の交通安全教室、学校教育課が行っている新入学児童、自転車用ヘルメット配付事業。今年度から始めました、小学4年生から中学3年生を対象とした、通学用自転車のヘルメットを購入する費用に対する補助などがあります。

3つ目の利便性の向上。自転車が一番便利

まちづくりに関する事業としましては、商工観光課が実施しておりますサイクルスタンドの設置や、宿毛駅などのレンタサイクル事業がございます。

4つ目の機会の提供。地域の魅力を知るきっかけづくりでは、ジャパンサイクルリーグ高知大会、四国西南無限大ライド、まんぷくライドなどの事業を実施しております。

市役所庁舎に関しましては、環境課のエコ通勤の取組や公用自転車の導入などを実施しております。

また、宿毛市観光協会におけるサイクリングイベントや、そのほかにも、様々なイベントでサイクリング体験を実施するなど、市全体で自転車を活用したまちづくりにつながる事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいま、いろんな各担当課が行っている事業についての説明がございました。

令和3年度からは、連動アシスト自転車購入費の補助事業が始まっています。

令和3年度は、決算額で62万5,800円、令和4年度は予算額で90万円、そして今度の令和5年度では60万円の計上となっていて、補助事業の発足時である令和3年度には、9月の補正にも関わらず、150万円を計上してあったのが、実際には、その半分にも満たない額しか消化されずに終わった。

その上に、年度を追って90万円、60万円と、当初予算レベルでの計上額が減少していますが、この事業、どうなのでしょう。やはり市民の交通手段としての自転車への関心が、あまり高まりそうもないとしたものなのか、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

電動アシスト自転車購入費補助金についてでございますが、この補助金は、令和3年度にコロナ交付金を活用した事業として、開始いたしました。

確かに年度を追うごとに予算計上額は減少しておりますが、申請件数としましては、令和3年度が22件、令和4年度が、3月7日現在18件と極端に減っているわけではございません。

事業設立当初は、どの程度の方が申請していただけるか、把握が難しかったこともあり、多めの予算を計上していたところですが、年を追うごとに、ある程度の見込みが立てられる状況になったため、その見込みをもとに、予算計上をさせていただいております。

この補助金につきましては、年度当初に申請が集中したりするわけではなく、今現在も、定期的にお問い合わせや申請をいただいている状況でございます。

通常の自転車に比べますと、高額なものになってしまいますので、すぐに購入することは難しいかもしれませんが、この2年で、宿毛市で約40台が新たに乘られているということは、徐々に皆様が、電動自転車のよさを感じ始めていただいているのではないかと考えております。

申請いただいた電動自転車は、ほぼ全てが一般的にシティサイクルと呼ばれている買い物などの通常の生活で利用される自転車となっておりますので、利用する方が多くなれば、ふだんから目にする機会も多くなり、これからはさらに電動自転車のよさが、皆さんに浸透していくものではないかと期待しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） レンタサイクルの事業について、お尋ねいたします。

レンタサイクルは、質問の導入部分で申し上げましたが、観光客など、希望される方が結構おるのではないかと期待される事業であり、私も以前、石見銀山を訪れた際に、電動自転車をお借りして、非常に重宝したことがあります。

インターネットでも公開されているとおり、現在、沖の島集落活動センターと、宿毛駅の宿毛市観光協会を拠点として行われ、観光協会に対しては、レンタサイクル運営管理委託料として、毎年、予算の計上が行われています。

この運営管理として委託されている業務の内容・範囲についてお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

本市におけるレンタサイクル事業につきましては、市が宿毛市観光協会に委託して実施するものと、沖の島集落活動センター妹背家が実施するものがございます。

沖の島集落活動センター妹背家が実施するレンタサイクル事業につきましては、高知県の集落活動センター推進事業費補助金を活用して施設整備等を行い、沖の島において独自に運営をしておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

本市が実施するレンタサイクル運営管理委託の業務内容につきましては、市が所有するロードバイク6台、電動アシストマウンテンバイク4台を宿毛駅構内に事務所を置く宿毛市観光協会に設置をいたしまして、その貸出業務を委託するもので、具体的には、自転車の貸出管理や、それに付随する事務、保守点検、修繕等となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 沖の島に関しては、一種独立採算ということで、運営管理委託料とい

うのは観光協会にのみ支出されている。

この運営管理委託料ですが、平成30年度は57万1,919円。それ以後3年間、66万円で変化がなく、令和4年度65万8,000円。さらに、5年度の当初予算では、64万4,000円、このようになっていますが、この委託料の額というのは、どのような基準によって算定されているものなのか、再質問、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、再質問にお答えをいたします。

レンタサイクル運営管理委託料につきましては、貸出業務等に係る事務費、利用者のための傷害保険料、自転車の保管料、修繕料、その他消耗品費等を積算したものとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 令和3年度からは、レンタサイクルインセンティブ事業委託料というものが登場し、32万4,143円が支出され、4年度、5年度ともに59万6,000円が予算計上されていますが、この事業の内容と委託先についてお尋ねいたします。

冒頭、お断り申し上げましたとおり、こんなことは令和3年の時点で、とっからやって済んだことで、全く恐縮の限りなのですが、このレンタサイクル事業には、これだけ力を入れて取り組んでいるんだと市民にお示しする、それぐらいの考えでお教えいただけますよう、お願いします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、山戸議員の質問にお答えをいたします。

レンタサイクルインセンティブ事業につきましては、観光客への訴求力が高い宿毛市の食と自転車を組み合わせた事業として、実施をして

おります。

自転車の利用率の向上はもとより、市内の観光施設や飲食店への誘客促進を目的として、レンタサイクル利用者へ、市内飲食店等で使用できる500円分のクーポン券を配布するものです。

業務の委託先は、レンタサイクルの委託先と同じ宿毛市観光協会となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） さらに令和4年度には、9月議会でレンタサイクル施設整備補助金として、581万7,000円が計上されています。

実はこの件、予算を審査する過程で、しっかりと御説明をいただいているであろうにも関わらず、私自身、全く失念してしまっている。何とも申し訳ない限りですが、自転車とついただけで、まるで自分の守備範囲とは違うみたいなの、一種お任せというか、信頼しているというか、判断停止が私の中で行っていたのではないだろうか、我ながら反省しているところでもあります。

これまた申し訳ない限りですが、このレンタサイクル施設整備費補助金の内容と支給先について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

9月議会で補正予算計上させていただきました、レンタサイクル施設整備費補助金についてでございます。

この補助金につきましては、コロナ禍で利用者が減少している公共交通機関の利活用を推進する目的で、公共交通機関の集積地となっている宿毛駅へレンタル用の電動アシスト付自転車と、その倉庫を整備するための補助金となっております。現在も駅でレンタサイクル事業を

行っている宿毛市観光協会に対する補助事業となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） レンタサイクルの利用者数については、令和元年6月議会で松浦議員、同じく2年6月議会で寺田議員、さらに令和3年6月議会で川村議員という形で、それぞれ質問をしています。

その際に御答弁いただいた数値として、沖の島の分については、市の管轄とは別ということですので、観光協会の分に限定して取り上げますが、平成30年度の取扱分245人、令和元年度416人、令和2年度は363人ということでした。

それで、今回も、私も同様の質問となるんですが、少しだけ形を変えて、確定した数値が得られている令和3年度の利用者数と、この平成30年度分から令和3年度分まで、4年間のレンタサイクルの利用料収入について、それぞれ幾らだったのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えいたします。

山戸議員が示されました過去3か年のレンタサイクルの利用者数は、観光協会が所有し、独自に貸出を行っております3台の電動自転車分も含まれております。

同じ条件のもと、令和3年度に宿毛市観光協会がレンタサイクルを利用された方の数は、409人となっております、そのうち市所有のレンタサイクルの利用者数としましては、89人となっております。

また、4年間のレンタサイクル利用料収入につきましては、平成30年度が6万9,000円、令和元年度が18万8,000円、令和2年度、7万1,000円、令和3年度、12万

9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 再質問です。

利用者に負担いただくレンタル料は、観光協会の預かり分について、1台1日2,000円のロードバイクと、5時間500円の電動自転車の2種類が、インターネットの観光協会のページに明記されてあります。

これらの利用料については、それぞれに徴収管理していただいているものと思うのですが、この利用料の扱いは一体どうなっているのか。

予算書や決算書で、市の諸収入のうち、商工費、雑入にあるレンタサイクル利用料を見ると、平成30年度から令和3年度まで、それぞれ決算額として、今、御答弁いただいたとおり、6万9,000円、18万8,000円、7万1,000円、12万9,000円となっていて、4年度は4万8,000円、5年度は10万円という金額で予算計上されています。

これは、今述べました利用者から頂く1台2,000円と500円という基準額と、人数を掛けて得られる数値とは、どう考えても一致しないことになりはしないか。

言うならば、異常ともいえる低い数値となっているように思われてならないのですが、正規のレンタル料金と予算書、あるいは決算書との間に見られる差額は、一体どうなっているのか。どんな形で消えたのかと、不思議に思えてなりません。

この相違というのは、どういう理由で発生するのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

レンタサイクルの利用料につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、1台1

日2,000円と定めておりますが、自転車を活用したまちづくりを推進していくにあたり、レンタサイクルの利用率を向上させるための施策といたしまして、様々な場面で利用料の割引を行ってまいりました。

そのため、利用料収入の決算額は、単純に利用者数掛けることの2,000円という計算にはなっていないものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 再質問を続けます。

それに対して、先ほども申し上げましたが、業務管理委託料、毎年60万円余りの額が例年計上されている。

割引分を度外視して、1台2,000円としても、先ほど御答弁いただいた令和3年度の市のレンタサイクル利用者89人で得られる利用料は、17万8,000円にしかならない。それなのに、運営管理委託料として、観光協会へ支払う額は66万円。あまりな落差の大きさと思わないではいられません。

この運営管理委託料と実際の事業としての実績との整合性について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えいたします。

レンタサイクルの業務委託料と利用料収入の整合性について、との御質問でございますが、毎年度、65万円前後のレンタサイクル業務委託料に対する利用料収入は、約1割から2割程度となっております。

金額ベースで見るところの費用対効果は、決して高いとは言えませんが、市外から宿毛市へ訪れる観光客が、車の移動では味わえない宿毛観光の魅力やよさを、レンタサイクルを通して実感し、宿毛市内の周遊観光を楽しんでいただけているものというふうに、分析をしております。

す。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） まだ続けます。

利用者数409人、委託料66万円なら、まあ、さもありなんの範囲でしょうが、レンタサイクルには2種類、つまり市の所有するものとは別に、観光協会が独自で所有する電動自転車が3台ある。

令和3年度の利用者数、総計409人の中から、市所有の分89人を引いた320人は、観光協会所有のレンタサイクルの利用者ということになります。

観光協会が独自で貸出を行っている分のレンタル料金の扱いはどうなるのか。市に還元されることはなく、観光協会の収入になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

先ほど、議員が言われましたように、観光協会が所有をしております自転車に係る利用料収入につきましては、観光協会の収入となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） レンタサイクル業務の運営管理委託料は、市の所有分のみではなしに、観光協会が独自に行っている分にまで支給されることになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

レンタサイクル事業の自転車の所有の範囲に関する再質問だったと思いますが、本市が委託をしておりますレンタサイクル事業の対象となるのは、本市が所有している分のみになりますので、観光協会が所有をして、そして独自に

運営を行っておりますレンタサイクル事業につきましては、本委託事業の対象外となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 89人分で66万円の管理料。かかるものはかかるとしても、観光協会に委託しているこのレンタサイクルの事業、いささか厚い下駄ばきではないかと思われる節がないではない。

とは言いながらも、先ほどのインセンティブ事業とレンタサイクル施設の整備を含めて、自転車の活用を通じた観光客の導入拡大の試みとして、受入対象である観光客へのアピール度の強化と受入側としての体制強化、確立という両面での展開が図られているゆえのことかと、判断できないこともない。

しかしながら、自転車を活用した事業が、観光資源と結びついた形で、定評を得て定着するまでの期間の長さを考慮するなら、いまだ発足して間もない、言うならば先行投資的な段階にあるとはいえ、採算を度外視した色彩が非常に強いものとなっている印象を、強く抱かざるを得ません。

PDC Aサイクルについては、今回、私の質問の最後で取り上げますけれども、このレンタサイクル事業に対する、合理的かつ客観的な評価を御検討いただきますよう、御指摘申し上げて、次の質問に移ります。

次に、総合運動公園マウンテンバイクコース整備事業について、お尋ねいたします。

令和2年度の新規事業等調査票によれば、ヨーロッパで活躍している竹之内 悠氏にコースを監修していただき、世界から人を呼べるようなマウンテンバイクコースを整備することで、本市の交流人口の拡大やスポーツ合宿誘致につなげていくという触れ込みで始まったこの事業。

マウンテンバイクコース整備アドバイザー

業務委託料という形で、令和2年度決算額120万円、同じく3年度、192万1,000円が支出され、4年度は当初予算額として、270万円が計上されているのですが、令和4年度分の決算額を含めて、この事業の総額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、山戸議員の一般質問にお答えします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコース整備についての御質問でございます。

本マウンテンバイクコースは、プロライダーの竹之内 悠氏の監修によりまして、初心者から楽しみ、さらに電動マウンテンバイクでも楽しめるコースという2つのコンセプトをもとに、令和2年度から今年度末にかけての3年間で、宿毛市総合運動公園内にコースを整備しているところでございます。

マウンテンバイクコース整備アドバイザー業務等委託料につきましては、内訳として、コース監修業務委託と実際にコースを整備する業務委託の2種類となっております。令和4年度は、一部予算執行中のため、見込み金額となりますが、令和2年度から令和4年度までの3年間で、総額582万1,100円となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 再質問を行います。

マウンテンバイクコース整備アドバイザー業務等委託と銘打たれたこの事業、3年間で総額582万1,100円が、アドバイザーとしての竹之内氏にお支払いしたことになるのか。それとも、ほかの経費が含まれているとしたら、その分は幾らになって、竹之内氏にお支払いした金額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、再質問にお答えします。

先ほどの答弁でも御説明させていただきましたが、マウンテンバイクコース整備アドバイザー業務等委託料につきましては、内訳として、コース監修業務委託と実際にコースを整備する業務委託の2種類となっております。

このうち、竹之内氏のコース監修につきましては、竹之内氏のマネジメントをされている、大阪にあります東洋フレーム株式会社と契約し、竹之内氏の派遣はもとより、東洋フレーム株式会社からもスタッフを1名から2名派遣していただき、3年間で合計12回、宿毛市へお越しいただき、アドバイスをいただいております。

コース監修業務委託料といたしましては、令和2年度は120万円、令和3年度が60万円、令和4年度が120万円となり、3年間の合計としては、300万円となる見込みとなっております。

なお、実際にコースを整備する業務委託料につきましては、宿毛市地域おこし協力隊を卒業し、本市で自伐林業を行っている方に委託し、業務を行っております。

令和3年度は、132万1,100円、令和4年度が150万円、合計が282万1,100円となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 予算も決算も、自分たちで認定しておいて、今さら、それに対して、高いの安いの云々については一切ないと、まずはお断り申し上げておきます。

世界的に、と名のつくネームバリューを考えれば、かかるだけの費用がかかるのは、当たり前のことだろうと思います。

あのマウンテンバイクコース、大きくは南、東、北、西の4つのコースがあるようですが、もう一つあるようにも聞いたんですが、先日、私も東コースから順番に3つのコースを歩いてみました。

歩いて登るだけでも大変なのに、ここを自転車で登るなんて、さすがに世界的なレベルとなると違うなとも思い、ひょっとして、この急な部分は、自転車を担いで駆け上がるんだろうかと。いずれにしても、すごい話だなと感心した箇所があったり、高所恐怖症を自認する自分など、コースからこけ落ちたら、大けがではすまないなど、恐怖感を覚える場所も数か所あった気がするのですが、現時点で、あのコースの整備事業を完了して、すぐにも使用可能であると。あるいは、既に使っていると、そういうことになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースは、5つのコースに分かれておりまして、そのうち2つは、昨年度までに完成し、一般開放しているところでございます。

残りの3つのコースにつきましては、今年度事業として、現在、整備中であり、危険な箇所に防護ネットを設置するなどの安全対策や、コース内に看板を設置するなどの細かな仕上げ作業を今月中に行い、4月から一般開放する予定となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この4月には、全体が完成するというので、そこでお尋ねいたします。

あのコース、ランクづけというか、レベル別で考えるなら、どれくらいなコースに位置づけ

られることになるのでしょうか。

世界的なサイクリストが線引きして整備されたからといって、それがそのまま世界的なコースになるほど、単純な話ではないように思われて気がかりです。

その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースにつきましては、初心者から楽しめるコースとして監修をいただき、整備をしております。

その中で、コースによっては、初心者向けであったり、中級者向けとなるコースも整備しておりますので、幅広く楽しめるコースとして、多くの皆様に御利用いただけたと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この事業が初めて、具体的な事業として、議会に提示された令和2年度当初予算の新規事業等調査票では、世界を強調した表現が目につく一方で、実施計画の総合運動公園のサイクリングコースの部分では、初心者や子供、ファミリー、シニア、サイクリストのみならず、誰もが楽しめるオフロードコースということで、さらには、ただいまの御答弁からも、ちょっと世界レベルとの触れ込みからは、トーンが相当違う感じを受けるのですが、マウンテンバイクなど全く門外漢の私の目には、あのバイクコースにハイレベルなサイクリストを引きつけようと思うなら、かなりの工夫が必要なのではないだろうかと思えます。

新規事業等調査票に記載されているような、竹之内 悠氏が、立命館大学自転車競技部の監督に就任されたということで、今後、合宿誘致につながっていったり、またコース整備後、自

転車チームのスポーツ合宿による市内泊数、200泊以上を目標としていると。

これについては、どのような事業展開がなされることになっているのか、そのもくろみというか、あのコースの有効な活用ビジョンをどのように思い描いておられるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

総合運動公園内のマウンテンバイクコースにつきましても、世界レベルのサイクリストが監修をした、初心者から幅広く楽しめるコースとして、多くの皆様に御利用していただきたい、そのように考えているところでございます。

国内外のサイクリストへの発信力を持つ竹之内 悠氏は、これまでも宿毛大使として、積極的にコースの情報や、宿毛市の魅力などをSNSなどで発信をしていただいているところでございます。

これについては、世界共通ですので、世界中に発信をしていただいているというところでございましたが、先日、東京お台場で開催をされましたシクロクロス東京で優勝をされました。

そういったことなどで、大変、現在注目をされておりますので、今後もさらなる発信を行っていただき、全国からの誘客を図ってまいりたい、そのように思っているところでございまして、竹之内 悠選手本人も、海外にもう一度出て行って、レースをしたいというような発言もされているところでございます。

また、宿毛サイクルフェスティバルや産業祭など、総合運動公園で行われる市のイベントでの試乗会や、定期的な体験会などを実施いたしまして、積極的にコースの活用を行ってまいりたい、そのように思っております。

合宿誘致につきましても、コロナ禍ではあり

ましたが、昨年8月に竹之内 悠氏が監督をされている立命館大学の自転車競技部の方々が、本市に合宿に来ていただきまして、市内宿泊施設に延べ51日泊していただきました。

今後は、関西の大学などを中心に、竹之内 悠氏にも御紹介をいただきながら、積極的に誘致活動を展開していくとともに、本年9月24日に開催予定のJCL高知県宿毛市ロードレースで、宿毛市を訪れるチームの方々にも、合宿誘致のPRを積極的に実施したいと考えているところでございまして、昨年訪れていただいて、翌日も残っていただき、東中学校のほうで自転車の楽しみであるとか、安全教室をしていただいた方々も、ぜひ合宿にというお言葉をいただいております、こちらについても、積極的に売り込みをかけているところでございます。

また、コースの活用方法といたしまして、マウンテンバイクコースのほうですが、レースでの活用も考えられますが、愛媛県八幡浜市の八幡浜市民スポーツパーク・マウンテンバイクコースでは、既にマウンテンバイクの国際レースが行われているところでございまして、大会運営等について、本市と協力する取組を進めているといったところでもございます。

今後も、八幡浜市とも連携する中で、両市のコースを活用したイベント等についても検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 新規事業等調査票の内容との食い違いが気にかかって、このマウンテンバイクコース整備事業について、一連の質問を行いました。

どうもこのコース自体は、触れ込みとは違って竜頭蛇尾。途中で触れ込みが大きかっただけに、一種期待外れかなとも思ったことでした

が、総合的な形での有効活用というのが、考慮されているということで、今後の展開に期待したいと思います。

竜頭蛇尾の親戚筋、羊頭狗肉などということのないよう、しっかりと活用されることをお願い申し上げます。

続いて、先日、高知新聞でも報道され、よかった今年も開催される。今年こそは、何があるうとは是非もない、絶対に見に行くと、今から楽しみにしている、あのプロ選手たちによる自転車のロードレース、ジャパンサイクルリーグ高知大会というのが、正式な名称になるんですかね。

実は、昨年開催されたその日には、ちょうど鶴来島の戦争遺跡の調査活動の先約があって、いっそのこと、約束をすっぽかしてでも見に行こうかとまで思いながら、それまで、それこそ毎回毎回、死ぬ思いで、俺は鶴来島で確実に命を削り取られているとまで感じながら続けてきた、遺跡調査のお仲間たちを裏切るわけにもいかず、義理の縦じま横に渡るだけの度胸もないまま、泣きの涙で諦めざるを得なかった、あのレースの見学。

実際に沿道で見た支持者からは、後日、そのすばらしさを絶賛する感想を聞かされて、ああ、やっぱり鶴来島はさぼるべきだったと、そんな思いが頭をかすめたことでしたが、今年も9月24日に同じコースで開催されると聞いて、安堵の思いを深めているところです。

さて、このレース、それこそ全国的な位置づけのロードレースを全く想像もできないような、高速道路の一部とはいえ閉鎖してまで開催されるに至った経緯について、言い換えれば、どのような努力によって実現に至ったのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

まず、その前に新規事業等調査票のほうと若干違うような、若干というか、かなり違うようにということでございます。

竹之内 悠選手は、ヨーロッパのほうで、いろんなコースを見てこられているということで、自転車もいろんな競技がございまして、ダウンヒルのようなものからシクロクロス、それからクロスカンントリーとか、いろんなのがあって、単純に危険な状況じゃなくても楽しめるようなコーナリングであったりとか、いろんな設定があるようにお伺いをしているところでございました。

そういった形の中で、プロの方々も楽しめるようなコースレイアウトにはしていただいた上で、今から自転車を始めたような方々も、楽しんでいただけるというような形で、両どりのような形でコースをつくってくださいということをお願いをして、つくっていただいているような状況でございます。

自分たちも自転車に関しては、そこまで詳しくありませんので、わからないところもあるんですが、その辺りも、本人のほうからPRしていただけるものだというふうに期待をしているところでもございます。

昨年、実施されたジャパンサイクルリーグ高知県宿毛市ロードレース開催に至った経緯について、お答えをさせていただきます。

ジャパンサイクルリーグは、令和3年度に始まった日本のプロロードレースリーグですが、リーグチェアマンである元F1レーサーの片山右京さんが、リーグ発足前の令和元年の9月になります、宿毛市へお越しになり、周辺地域を視察をされました。

私も食事と一緒にしながら、いろいろなお話をさせていただいたところでもございました。

当時、既に日本のプロ自転車ロードレースリ

リーグを立ち上げるという構想を進めておりました、公道を使った自転車レースを開催するには、開催地の理解と、そして協力が不可欠であり、四国ではプロ自転車ロードレースが開催されたことはなかったことから、県内で先んじて、自転車によるまちづくりに取り組んでいる本市を候補地の一つとして、視察に訪れたということが、最初のきっかけとなったところでございます。

その後、本市といたしましても、大分市で開催された自転車レースを視察するなどして、チェアマンである片山右京さん本人とも協議を重ねてまいってきたところでございました。

リーグ2年目となる令和4年度の開催に向けまして、全国から開催したいという多数の引き合いがある中ではありましたが、事務局を高知県が主体となって取り組んでいただけることとなりまして、本市が四国初のレース開催地となることが決定をしたという経過になっております。

また、コースの選定につきましては、国土交通省四国地方整備局長をはじめ、中村宿毛道路を管理する中村河川国道事務所に相談したところ、大変前向きなお話をいただいたことから、日本初となる高規格道路を使ったコースが採用されまして、宿毛警察署、高知県、そのほかの関係者と幾度となく協議を重ね、スタートゴール地点の高知西南物流センター協同組合をはじめ、コース沿線地域の地区長や、そして農道も通りましたので、農地を所有する方など、1軒1軒、御説明と御協力をお願いをする中で、関係者と住民の皆様の御理解と御協力をいただけることとなりまして、日本初の高規格道路を利用したジャパンサイクルリーグ高知県宿毛市ロードレースの開催が実現したというのが、大まかな経過となっているところでございます。

議員の御承知のとおり、宿毛市は今、高規格

道路の要望活動もしております、そういった形の中で、日頃より国土交通省の皆様方との面識がありまして、そういった人間関係もある中で、実現したものだというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 再質問です。

気になることは経費です。このような全国的に注目され、宿毛市と自転車との関係を県内はいうまでもなく、全国にまでアピールできる事業となると、それはそれなり相当なお金が動くのではないだろうかと思うのですが、このレースの開催に関する宿毛市の負担があるとすれば、それは一体、どれだけの額になるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、山戸議員の再質問にお答えいたします。

レース開催に当たっての宿毛市の金銭的負担についてですが、今回が初開催ということで、正確な経費の把握が難しいという状況の中、費用については、ジャパンサイクルリーグ高知大会実行委員会の事務局である高知県に御負担いただき、本市としては、基本的に金銭的負担ではなく、人的負担や市所有備品の貸出等の物的な負担をすることになりました。

しかしながら、開催地として追加で安全対策を行う必要があったコース上の転落防止用のネットフェンスの購入費用などの消耗品費として、24万2,690円を支出しております。

また、人的負担につきましては、大会前日までの準備、当日の交通整理や受付、片づけなどに多くの市職員を動員し、物的な負担としては、スタート・ゴール会場におきまして、テントや机、椅子など市所有備品を使用しております。

なお、今回、令和5年度の大会につきましては、宿毛市での継続開催となることを理由に、高知県より費用の3分の1の負担を求められておりますので、令和5年度当初予算に250万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次は、PDCAサイクルについて、お尋ねいたします。

これは、実施計画の中に書かれていることですが、新たに派生する課題や目的をPDCAスキームを持ちながら、展開していく実施過程が必要です、とあるこの部分、まさしくそのとおりだろうと思います。

P、プラン、計画。D、ドゥー、実行。C、チェック、評価。A、アクション、改善という流れ。

私など部外者から見れば、とかく行政の活動というのは、配置転換やら退職やらで数年のうちに事業を計画したり、開始した担当者が変わってしまっている上に先任者とか同僚とかに遠慮してか、あるいは首長の政治的な判断に付度してかどうかは知りませんが、とかく評価が甘くなったり、あるいはその評価そのものを抜きにして踏襲するか、まるで新たな計画を始めるみたいに扱ってしまう傾向がありはしないか、不安になります。

一体どれだけの成果を上げるために、どのような活動を展開し、どれだけの資源を投入したのか、資源の投入は適宜適切になされたのかどうか、期待されただけの成果が上がっていなかったとしたら、一体どこに問題があったのか、そしてどのように改善していくのか。

このPDCAサイクルは、どのようなスキームで実施されるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、山戸議員の質問にお答えいたします。

自転車を活用したまちづくり計画のPDCAサイクルのスキームについてでございます。

平成30年に計画を策定し、その後、推進本部会を毎年継続的に開催しております。

また推進本部会とは別に、各部署の実務担当者で構成される部会も実施しております。

実施計画に基づく事業につきましては、各課で予算化し実施をしておりますが、その内容を推進本部会で検証することで、各事業の見直しや、また改善をしながら実施していく体制を取っております。

また、事業改善だけでなく、市全体で行う事業を部会内で担当者が情報共有することにより、事業が横断的かつ効率的に進めることができるよう、工夫しながら実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 推進本部会にしろ、あるいは各部署の実務担当者の部会にしろ、いずれも市の職員によって構成され、様々な事業等の最終的な評価や見直しに関しては、本部長である市長の判断が決定的な意味合いを持つ、そういう構造が見えてきます。

中平市長の意気込みが、独善や空転に陥ることなく、押すべきは押し、引くべきは引く、健全なPDCAサイクルに基づいて、この計画が推進されているものと信頼して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時57分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、三木でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。

市長の政治姿勢について、お伺いをいたします。

市長の2期目の任期で7年が経過しております。これまでは、庁舎の高台移転、宿毛小中学校建設、避難タワーの設置、防災コミュニティセンターの設置、林邸の改修など、数えればたくさんの大型事業をはじめ、多種多様な事業を行ってこられました。

そこで、この7年を振り返りまして、この7年をどのように考察されているのか、開会日の行政方針でもお聞きした部分と重なる部分があるとは思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私は市長就任後、重点政策を産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、そして子育て支援対策の5本の柱に集約をいたしまして、取組をさせていただきました。

そして、2期目からは、高齢化社会対策、さらには文化芸術とスポーツ振興を加えた7本の柱といたしまして、常に挑戦することを諦めず、宿毛市の可能性を信じまして、市政浮揚に向け果敢に取り組んでまいってきたところでございます。

産業振興では、持続可能な農業の確立、畜産業の生産効率の向上やブランド化の推進、林業従事者の育成、養殖業の外商推進、そして直七などの地域資源を活用した6次産業化の取組な

ど、様々な事業を展開してまいりました。

特にふるさと納税事業につきましては、私の就任前は数百万円だった寄附額を、返礼品を充実させることや、そしてまた、返礼品を生産やつくってくださる方々の御努力、そして御協力をいただきながら、いただいた寄附金の使い道を充実させるということも述べながら、年々増加をさせて、こさせていただきました。

現在は6億円を超えるまで、成長いたしましたところでございます。

観光振興では、いかにして観光客を呼び込むかを重要なテーマといたしまして、宿毛市観光協会を中心として、宿毛市の観光資源である海を活用した自然体験型メニューの開発や、新たな切り口といたしまして、自転車を活用するなど、幡多広域観光協議会と連携を図る中で、観光客を誘致できるような広域的な観光振興にも取り組んでまいりました。

防災対策では、南海トラフ地震を想定をいたしまして、津波避難道や津波避難場所の整備、各種計画の策定や耐震施策など、命を守る、そういった対策に積極的に取り組んでまいりました。

そして、避難困難地区には、津波避難タワー2基を整備をいたしまして、駅前の避難タワーにおきましては、公園との一体化を図るということで、市民のにぎわいの場としても利活用をされているところでございます。

また、津波浸水域にあった保育園を園児の命を守るべく、高台に整備をいたしまして、発災後の迅速な復旧作業が行える司令塔機能を有する庁舎も、この高台に移転をさせたところでございます。

人口減少対策といたしましては、この7年間、移住定住推進室の創設や、ふるさとワーキングホリデー事業など、様々な施策を講じさせていただきました。

市長就任以後、700人を超える方が、本市へ移住をしてきていただいているところでございます。

次に、子育て支援対策では、18歳年度末までの医療費の無料化や、多子世帯の保育料軽減及び副食費の無償化など、宿毛市独自の支援を拡充をさせていただいたところでございます。

また、教育環境の充実を図りまして、児童生徒に対しまして、1人1台となる端末設置及び通信網の基盤を整備するGIGAスクールの構築など、幼児から中学生まで幅広い対策を進めてきたところでございます。

高齢化社会対策では、高齢者に関する相談や各種サービスの提供に関するワンストップ拠点として、新たに長寿政策課を設置いたしました。1か所の窓口で、いろんな相談ができる、そういった形を整えさせていただきました。

また、運動による健康増進や、多くの方と交流が持てる集いの場といたしまして、すくもいきいきサロンの開設をいたしましたところでもございました。

そのほかにも、食の自立支援事業や宿毛オンライン医療実証事業などによりまして、高齢者の支援に努めてまいりました。

昨年12月からは、高齢者や子供たちが集えるあったかふれあいセンターと、すくもいきいきサロンを統合させていただきました。宿毛いきいきふれあいセンターを旧庁舎に新設をし、多くの市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

本当に行くと、高齢者の方々が、いきいきとして、元気に活動されているその姿を見ることができて、本当にうれしく思っているところでございます。

そして、文化芸術とスポーツ振興におきましては、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画に基づき、自転車が市民にとりまして、環境に

優しく、健康的で身近な乗り物であるということを実感してもらい、そういった取組を進めてまいりました。

何よりも市民の方々が身近な乗り物として、自転車が近くにあり、いつでも乗れる、そういった環境を整備していきたいというふうに思っております。

そういったものを進めるに当たって、いろいろなイベントもしているところでございます。

すくもサイクルフェスティバルでは、就学前の子供から大人まで幅広い年代の方に、自転車に親しみ、サイクルスポーツを楽しんでもらうことができた、そのように考えているところでもございます。

このほかにも、この7年間でいろいろなことを皆様方の御協力をいただきながら、行ってまいったところでございますが、主な取組といたしまして、これだけのことを集約した形で、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 行政方針にありました、一つ一つ細かく取ると、本当、時間が幾らあっても足りないぐらいの答弁になろうかと思われましたので、集約していただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問ですが、市長の今後について、お伺いをいたします。

市長として、市政運営2期目も残すところあと10か月となりました。というふうに、行政方針の中の一部にもございましたが、そこで、任期満了に伴う次期市長選挙に対する考えと、その後の市政に対するお考えをお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

今後の進退についてということでございます。

市長就任以降、市政浮揚に向け、この7年間、果敢に、そして積極的に取り組んできたつもりでございます。

産業振興や防災対策など宿毛市の未来へつながる、先ほども申しましたが、7つの柱を実行に移してまいりましたが、本市が元気になるために、取り組むべき課題というのは、まだまだ山積をしているといった状況でございます。

私は、宿毛市を今よりもっと元気にしたい、そういった思いでございます。宿毛市に生まれた子供たちに、明るい未来を残してあげたい、そのように思っております。

市長に就任して以来、一つ一つ課題に取り組む中で、その気持ちというものは一層強くなってきているところでございます。

この7年間、様々な施策に取り組み、たくさんのお言葉や、そして叱咤激励をいただいたところでございます。

その中で見えてきた将来像、そして進むべき明るい未来に向けまして、市民の皆様の声を真摯に受け止め、これまで以上に、宿毛市の未来を考えていきたい、そのように思っております。

宿毛市は、まだまだ進化の過程でございます。行政のデジタル化では、全国でも抜けて高い交付率となっているマイナンバーカードを活用し、オンライン診療による医療のICT化など、様々な利活用について取組の検討を始めた、そういったばかりでございます。

そして、何より、南海トラフ巨大地震は、いつ起きてもおかしくなく、東日本大震災での復興の遅れを教訓とした事前復興計画、こちらについて、前に進めていかなければなりません。

復興方針や対象地域の選定などの事前準備や、各地域に入っているワークショップを行いまして、被災後どのように地域が、自分たちが住んでい

るところがどのように復興していくのかを市民と共に検討をしていく、そういった準備を、今、スタートをさせようとしているところでございます。

それについては、過去2年間にわたって、職員とともに現地も視察する中で、その方向性について、協議、同じ方向性を持って取り組む、そういった形にやっとなったところでございます。

この取組を迅速に行うことで、復興までの期間短縮や、また復興できるといった安心感が生まれ、宿毛市に対する新たな投資も生まれるというふうに確信をしているところでございます。

防災健康づくり、コミュニティづくり、デジタル化による医療・教育の充実、インフラ整備による流通や企業誘致による雇用の創出、これらを実現するため、これからも積極的に行動いたしまして、宿毛市を元気に、そういった地方のまちに進化をさせていきたい、そのように決意をしているところでございます。

こんな時代だからこそ、決して歩みを止めてはいけない、そのように思っております。ましてや、後戻りをさせては絶対いけません。そんな思いから、これからの宿毛市の未来のために、宿毛市民のために、引き続き、信念を持って頑張っていきたい、そのように思っているところでございます。

そういった形の中で、今年行われる宿毛市長選挙に向けて、出馬することを決意していることを、この場をおかりしまして表明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 行政方針の中の結びの部分にもございましたが、市民の皆様と一緒に、この歴史の大きなうねりを乗り越え、次世代に、この宿毛市というまちを引き継いで

いけるよう、全身全霊で市政運営に取り組んでまいりますと、今、強い決意の言葉が、市政方針のもとございましたけれども、節目は節目としてきます。残り10か月後の市長選挙ということで、ただいま、出馬表明ということで答弁をいただきました。

歩みを止めてはいけないと、今、市長の言葉にもありましたけれども、この10か月間であっても、当然ですけれども、職責をしっかりと果たしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

農道の維持管理について、お伺いをいたします。

一般農道の現況について、お伺いをいたします。

1次産業は、当市においては、重要な基幹産業であり、それらを守り育てることが、行政としての役割の一つと考えております。

そこで、今回は、農業活動に直接関りを持つ道路、農道の維持管理の状況や、修繕に係る費用への受益者負担率などについて、質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

この質問につきまして、効率のよい農作業を行う上では重要であり、直接ということではないとは思いますが、今後さらに進む1次産業事業者の高齢化への対策や、担い手不足解消につながっていく一つになるのではないかと考えておりますので、御答弁をよろしく願いいたします。

農道は、地元市町村の要望により事業が設計され、事業規模により都道府県が補助事業によって建設整備し、完成後には地元市町村に移管し、農道台帳に記載した後、市町村が農道として管理することとなっていると思います。

まず、1点目の質問です。

宿毛市内において、農道台帳に記載のある一般農道は、どの程度あるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の一般質問にお答えします。

現在、農道台帳に記載されている農道は、226路線で、総延長約58キロメートルとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質問をいたします。

それでは、農道の維持や修繕はどのような手順で行われているのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の再質問にお答えします。

農道の維持修繕を実施するまでの手順についてであります。地区長などからの要望を受けまして現地を確認した後、地区などから受益者負担の同意をいただいた上で予算を計上し、農道の維持修繕を実施しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） それでは、維持や修繕等に係る、先ほど、答弁の中にありました受益者負担率について、お伺いをいたします。

修繕などを行う際に、受益者負担の観点から、一定の負担が必要と思われませんが、農道の維持や修繕に係る受益者の負担率は、どのようになっているのか。また、それは農道の種別や条件によって、負担率というのは、変わってくるものなのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議

員の一般質問にお答えします。

市の単独事業で行う農道の維持修繕につきましては、工事費の15%を受益者負担として御負担いただいております、負担率につきましては、農道の種別や条件による変動はございません。

ただし、災害などにより被災を受けた場合は、例外となります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質問させていただきます。

それでは、事業を行う際の実施対象は、どのように設定されているのかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の再質問にお答えします。

実施対象の設定につきましては、地区長などから要望をお受けした受益戸数が2戸以上の施設につきまして、緊急性などにより優先順位をつけた上で、事業を実施しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

それでは、近年の実施件数と金額的な面から見た事業の実績というのは、どういうふうに推移しているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、三木議員の一般質問にお答えします。

近年の件数と金額的な事業実績についてですが、受益者負担をいただいて修繕を行った実績につきましては、農業用の水路なども含めると、令和2年度には13件で、事業費は約250万円。令和3年度は、11件で、事業費は約450万円となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 当然、これは年度年度、状況によって、なかなか予算が立てにくいというか、目に見えるものはできるにしても、時間がたつてくると、突然の修繕が必要になる場所が出てきたりということも考えられますので、それぞれの農道利用者の方と、地区長さんをはじめ、情報収集というのを小まめにされることを希望いたしまして、次の質問に移ります。

それでは、今後の維持管理について、お伺いをいたします。

冒頭で申し上げましたが、効率のよい農作業を行う上では、農道の維持や管理は重要であり、今後さらに進む高齢化への対策、また新規就農やUターンによる事業承継などの担い手不足解消につながるのではないかと、いうふうに考えております。

また、特に当市の特産品でもある文旦は、ふるさと納税事業においても、主力となる商品であります。しかしながら、今後は生産者の高齢化や担い手不足により、生産者及び生産量の減少が懸念されております。

さらには、宿毛新港から愛媛県内海につながる高規格道路の事業化が決定し、現在の文旦の圃場そのものが減少することも想定されております。

この点につきまして、どういうふうにお考えなのか、これをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まさにその感覚、非常に必要だというふうに私も思っているところがございます、まず、農道の維持や管理についてであります、地元の要望を受けて、市が直接工事を実施する場合は別に、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金の制度の中で、地域の活動組織が自ら実施する活動に対しまして、支援を

しているといった状況でございます。

なお、議員が先ほど懸念されました、宿毛内海道路による農地の減少についてでございますが、宿毛市にとって文旦などの果樹は、主要な産地でもあることから、宿毛市にとって非常に大切なものがございますので、影響を受ける農地の代替地の確保といったものは、非常に重要なことであると認識をしているところでございます。

もう既にそういったお話もさせていただいているところなんです、今後も、国と協議を進める中で、工事用道路といったものなどを活用した新たな農地の確保、当然、農地とともに道路を活用した農道、そういったものの確保について検討を進め、逆に産地の維持・拡大を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

さらに、現在、耕作放棄地などの条件不利農地の有効活用、新規就農や担い手農家の規模拡大を促進することを目的といたしまして、収益性の高い農地への転換を目指す圃場整備事業に取り組んでいるところでございます。

地元負担分を国費で賄え、農家に負担の少ない形での整備が可能である中間管理機構関連農地整備事業を活用したいと考えておまして、大深浦地区、そして藻津地区などの候補地で、地権者などと協議を進めているといった状況で、現在でございます。

早期事業化を目指して、これからもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

こういった対策を進めることによりまして、優良農地を維持確保し担い手への集積に努めまして、宿毛市の農業生産基盤を維持するとともに、農業者の安定的な支援、それから働く場の環境、そういったものをしっかり支援してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 非常に希望の持てる答弁をありがとうございました。

特に、文旦に関しては、先ほど、何回か申し上げましたふるさと納税でも、かなりの売上、売上という言葉が正しいのかどうか、寄附金額をいただいている主要品目でもあろうかと思えます。

ここはやはり維持していく。農業はこれだけでは当然ないんですけれども、その中では、ふるさと寄附金を活用した財源などを使って、いろんな事業へ、今、市長が言われたような取組に活用していくということは、非常に重要じゃないかというふうに思いますので、その点も含めて、今後、ぜひとも検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

また、代替地の問題等も、かなり農家さんそれぞれが心配されている。あとは土地があっても誰がそれを継ぐんだという問題、2弾、3弾と問題は山積しておりますので、その点につきましても、細心の注意を払いながら、事業展開や補助事業を創設すると。そういった部分が仮にあるとするならば、配慮していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

宿毛市斎場における災害発生時の広域火葬計画について、お伺いをいたします。

高知県ホームページに、公開日2015年1月6日として、高知県広域火葬計画が掲載されております。

これは、計画の目的として、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び火葬場

設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保を図るとなっており、この中の1-4、縣市町村及び火葬場設置者の役割の2に、市町村は市町村内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための措置を行う。

また、1-4-3として、火葬場設置者は県と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するとあります。

そこで質問をいたします。

この高知県広域火葬計画に対して、現在、宿毛市としては、どのような対応をしていくことになっているのか、この点をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

広域火葬計画とは、南海トラフ地震など大規模災害が発生し、市町村が被災した場合に、平時に使用している火葬場の火葬能力では、遺体の火葬を行うことが不可能となる場合を想定し、県内外の火葬場を活用して、広域で火葬が行えるように、県、市町村、火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めたもので、高知県地域防災計画に基づき、平成26年6月に高知県が広域火葬計画を策定しております。

この計画の中で、市町村や火葬場設置者の災害発生時における役割や、対応策について示されておりますので、本市といたしましては、高知県の本計画に基づき対応していくこととなります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 災害発生の場合は、多種多様な対応が迫られると思いますので、これという取り決めができるかできないか、厳密にあっても、それが役立つかどうかというのは疑問でもありますので、そうした連携を県ととり

ながら、災害発災時には対応をしていただきたいと思います。

そこで1点、広域火葬計画において、少し掘り下げた質問になるんですが、宿毛市と近隣の市町村との連携の取り方などというのは、何か取り決めがあるのか。もしくは、どういうふうに対応していくようになっているのか、その点お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

広域火葬計画における県の役割としまして、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し提供するとともに、市町村火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど、必要な措置を講じることとなっております。仮に本市が被災し、市での火葬が不可能と判断した場合には、県に広域火葬の応援要請を行いまして、県が広域火葬の実施に向けて、関係機関と連絡調整を行うこととなりますので、市が直接、近隣市町村と各種連絡調整などの業務を行うことはなく、県を通じて広域火葬の業務を実施していくこととなります。

そのため、高知県とは、毎年、広域火葬訓練において、情報伝達の訓練等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 次の質問に移ります。

それでは、この広域火葬に対応するという一連の流れの中の質問にはなるかと思うんですが、今現在の宿毛市斎場について、お伺いをいたします。

宿毛市斎場の事業継続計画について、お伺いをいたします。

現在、運営を委託している宿毛斎場についてですが、この宿毛斎場において、大規模災害発

生時の事業継続計画（BCP）というのは、作成されているのでしょうか。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症や、今後、出るやもしれない新型インフルエンザなど感染症による影響が出た場合などの計画は、そういったものには含まれているのか、この点をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

本市では、平成27年3月に、火葬場業務継続計画を策定しております。

火葬場業務継続計画におきましては、地震や災害、風水害などの災害発生時に火葬場の機能を停止させないために、災害への事前対策や災害発生時の行動指針、火葬事業の増大に対応するための緊急火葬計画などの内容が含まれた計画になっております。

そのため作成した時期が、新型コロナウイルスの発症前に策定しておりましたので、現計画においては、新型コロナウイルス等の感染症への対応については、記載はありません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、感染症等に対する対策は取られていないと、計画は追加されていないということでございましたが、こういった感染症などに対応した事業継続計画を作成する予定というのはありますでしょうか、お答え願います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症や、インフルエンザなどが蔓延した場合には、施設職員が感染し

病欠となることで、斎場の火葬業務が実施困難となり、施設を閉鎖せざるを得ない状況となることや、伝染病以外でも事故などにより、施設職員の人員確保が困難となる場合も想定されますので、今後、業務継続計画の改定につきましても、必要に応じて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） できるだけ早期に、こうした対策をされた上での事業継続計画を立てられることを、切に望む次第でございます。

それでは、もう1点、再質問させていただきます。

今現在の施設運営、今、課長の答弁の中にもございましたが、そうした作業内容に対する人間的な要素など改善点や問題点について、今現在、何か検討されていること、このほかにも検討されていることがありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

斎場の運営につきましては、市内の葬儀社に運営を委託してはいますが、令和5年度からは、非常時の対応力を高めるため、複数名で業務実施が可能となるように、委託条件の改善を図る予定としているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 少し安心をいたしました。

一足飛びではいけない、完全なものはすぐにはできないと思いますので、第1弾として、そうした取組が進められる令和5年度ということで、期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

現在の施設の状況について、お伺いをいたします。

宿毛市斎場の施設の状況ですが、施設及び設備の修繕や維持管理は、通常はもちろん、先ほど質問させていただきました災害発生時においても、稼働に支障がないよう、日頃からの小まめなメンテナンスが必要ではないかというふうに考えるわけですが、現在、設備の点検や修繕は、どのような手順で行われているのか。また、今現在、早急に修繕が必要と思われる部分があるようでしたら、合わせてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

斎場の施設修繕に関しましては、火葬炉のメンテナンスが中心となっております。毎年、専門業者による現場での定期点検を実施する中で、必要に応じて施設修繕を実施しております。

修繕作業の際には、火葬炉2基同時に休止することがないように、また友引で利用者がいない日を選ぶなどの配慮を行っております。

しかしながら、2号炉につきましては、設置後20年以上が経過しておりまして、老朽化に伴う突発的な故障も発生しており、修繕作業に伴う長期間の火葬炉休止など、利用者の皆様に御迷惑をおかけしておりますので、計画的なメンテナンスを実施し、火葬炉休止など、トラブルが発生しないよう今後も善処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点、再質問をさせていただきます。

回数ですけれども、今の点検の状況は、年に1回ということでもいいのかと、それから今後について定期的なメンテナンス、確認、点検の作

業を行っていくというふうな答弁だったと思うんですけども、この計画というか、この部分に関しては、どの程度の頻度で行うことが適正と今のところ考えられているのか、その点、分かるようでしたらお答え願います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 三木議員の質問にお答えいたします。

年に1回、必ず年度当初に定期点検を実施しまして、その中で、専門業者さんが、いろいろ情報収集していただく中で、今年はここを修繕しましょう。来年は、こういうふうな計画でいきたいと思いますというものを担当課と話し合っ、定期検査は年に1回で、定期修繕も年1回発生するんですけども、それ以外に緊急の修繕等も発生はしますので、どうしても火葬場の運営上、必要な修繕については、予算的なこともあるんですけども、臨機応変に追加で修繕をしておるようなところでして、そういうふうな緊急修繕も、先ほど、答弁しましたけれども、年々増えているような状況もありましたので、今後もそういうふうな利用者の方に迷惑にならないような形で、修繕をしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

どんどん頻度が増えてきていると。修繕が必要な回数等も増えてきているということで、施設をやり替えるとか、そういった部分になると、とても一足飛びでは、これもまたいかな事業だと思います。

ただ、日頃、メンテナンスの回数を増やすなどして、できるだけ利用ができない期間を短縮していける努力を、この先も続けていっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

たします。

それでは、施設の維持管理、事業継続計画の見直しを含めた今後の計画について、お伺いをいたします。

庁舎の高台移転、避難タワーの設置、防災コミュニティセンターの設置、また自主防災組織への取組など、多くの政策が実施されておりますが、細部にわたる防災への対応についても、今後、さらに進めていく必要があるように思います。

災害発生時の対応は、迅速な復興にも向けた重要な要素でもあると考えますので、その中の一つでもある宿毛斎場というのがあるのではないかとこのように思う次第でございます。

その思いありまして、今回、質問に取り上げたわけではございますが、まとめまして、委託業務の内容や、その施設や設備の維持管理の体制及び災害発生時への備えとして、事業の継続計画の見直しに対して、今後どのように取り組んでいけるのか、お聞かせ願います。

先の質問と、かなり重複した部分もあろうかと思っておりますが、まとめた形で答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

斎場の災害対策としましては、平成20年3月、先ほど説明させていただきましたが、火葬場の業務継続計画、それから火葬の関連では、平成29年10月策定の宿毛市遺体対応マニュアル、それから、高知県が策定いたしました高知県広域火葬計画などに基づき、災害発生時におきましても、迅速な火葬が実施できるよう、日頃から備えることが大変重要であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまし

て、本市斎場の運営体制の課題も明らかになりましたので、火葬場業務継続計画などの改定を通じまして、不測の事態にも臨機応変に対応できるように、運営体制の強化に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

こうした広域火葬の計画というのは、本来、実施されることがないことを願うばかりではあります。ただ、備えというのは必要です。そういった、今、時代にきておりますので、どうぞ綿密な計画のもとに、速やかに有事際には動けるような体制を整えていただきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、最後の質問に移ります。

避難道の維持管理について、お伺いをいたします。

先日、数年ぶりに帰省された方は、コロナの影響があつて、ここ数年、帰ってこれなかったということでしたが、お会いいたしまして、その方から、こういう言葉を聞きました。久しぶりに帰省して地域を散歩していたら、避難道の階段がぼろぼろで、家族の高齢化も進み、非常時のことを考えると心配になった、ということをお聞かせされました。

これまでも再三、議会において、避難道に関する質問が繰り返されてきておりますが、この令和5年度といたしまして、市内の避難道の整備や点検及び修繕の計画をお聞きいたします。

また、先ほど紹介いたしましたとおり、それぞれの避難道が設置されており、時間がたち、地域住民の高齢化や人口動態などの変化も考慮しなければならないのではないかとこのように考えますが、その点も含めまして、お伺いをい

たします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市におきましては、津波避難対策としまして、これまで市内に89か所の津波避難道を整備いたしております。

整備した避難道につきましては、地区が維持管理を行うこととしていますが、宿毛市も避難道の現地点検を行っておりまして、今年度は沖の島地区を整備いたしております。

また、そのほかの避難道につきましても、各地区での避難訓練等を行っていただく中で、様々な課題を検証し、必要があれば、地区による避難道修繕を行っております。

この地区が行う軽微な避難道修繕に係る費用につきましては、宿毛市の補助金を活用させていただいております。令和元年度から令和4年度の4年間で、手すりの設置や歩道など、11か所の修繕を行っております。

ただし、地区による修繕がかなわない場合には、その都度、協議を行いまして、必要があれば改修工事を行っている状況でございます。

今後につきましても、地域とともに避難道の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 市長の行政方針等にもありましたが、防災への対策の中で一番、もしかしたら身近な部分というのは、避難道なのかもしれませんので、日頃の情報収集の在り方とか迅速な修繕であったり、そうした部分に力を注いでいていただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時42分 延会

令和5年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和5年3月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |
| 8番 山 上 庄 一 君 | 9番 山 戸 寛 君 |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 | |

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|-----------|
| 事務局 長 | 黒 田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 奈 良 和 美 君 |
| 議事係 長 | 桑 原 美 穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮 本 恵 里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|--------------------------|-----------|
| 市 長 | 中 平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 岩 本 昌 彦 君 |
| 企 画 課 長 | 上 村 秀 生 君 |
| 総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長 | 桑 原 一 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 有 田 巧 史 君 |
| 市 民 課 長 | 岡 本 武 君 |

| | |
|---------------------------|--------|
| 税務課長 | 山岡敏樹君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤恵介君 |
| 健康推進課長 | 松田まなみ君 |
| 長寿政策課長 | 谷本裕子君 |
| 環境課長 | 谷本和哉君 |
| 人権推進課長 | 川村志保君 |
| 産業振興課長 | 岩本敬二君 |
| 商工観光課長 | 長山敏昭君 |
| 土木課長 | 澤田英典君 |
| 都市建設課長 | 小島裕史君 |
| 福祉事務所長 | 朝比奈淳司君 |
| 水道課長 | 川島義之君 |
| 教育長 | 鎌田勇人君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田克哉君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平成也君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井建一君 |

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） おはようございます。7番、高倉真弓でございます。一般質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

今回は、4項目、8点についてをお尋ねいたします。

1項目め、インボイス導入についてをお伺ひいたします。

令和4年9月議会において、三木議員が質問されましたが、時間があると油断しておりました。改めまして、1番目に、本年10月から事業間取引に導入されます、インボイス制度についての現状をお伺ひいたします。

○議長（寺田公一君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） おはようございます。7番、高倉議員の一般質問にお答えします。

インボイス制度は、消費税の8%及び10%の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日より導入されるものです。

インボイス制度が開始されることにより、仕入税額控除を受ける課税事業者は、適格請求書、いわゆるインボイス発行事業者として登録申請を行うとともに、登録後は事業者が発行する請求書等に、登録番号や適用税率等の定められた事項を記載する必要があります。

また、年間の売上が1,000万円以下の免税事業者については、引き続き、免税事業者となるのか、取引先において仕入の100%控除が可能となる課税事業者へと転換するか対応を検討する必要があります。

課税事業者への転換の可否につきましては、売上や取引先の状況等の個々の事情によるところではありますが、国が対応を検討する間の経過措置として、免税事業者からの仕入税額控除を、令和元年10月から10年の間に、段階的に減少させる経過措置を設けています。

なお、インボイス発行事業者としての登録申請期限につきましては、当初は令和5年3月31日までとされていましたが、昨年12月に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱により、令和5年9月30日まで期限が延長されることとなったほか、本市の所管税務署である中村税務署におきまして、令和5年3月28日、29日の2日間、インボイス制度説明会が開催されることとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 了解いたしました。

次に、事業者の皆様へ再度の周知の意味を含めまして、導入について、2番目に零細企業への対策と対応についてをお伺ひいたします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

事業者がインボイス制度を導入するにあたり必要となる設備更新について、国において各種支援策が講じられており、本市はその周知や申請サポートを行っております。

代表的な支援策としましては、小規模事業者持続化補助金インボイス特例枠及びサービス等生産性向上IT導入支援事業：IT導入補助金があります。

経済産業省による小規模事業者持続化補助金インボイス特例枠については、インボイス発行事業者への転換を行う事業者を支援するものでございまして、また、独立行政法人 中小企業基盤整備機構によるサービス等生産性向上IT

導入支援事業：IT導入補助金につきましては、インボイス制度に対応するためのパソコンやレジ、会計ソフト等のITツールを導入する際の経費を補助するものでございます。

これらの補助制度は、令和5年度も継続される予定でございまして、本市としましても、引き続き市内事業者への支援制度の周知に努めるとともに、補助金申請の際の関係機関となります宿毛商工会議所や、高知県よろず支援拠点との連携を密にしながら、より効果的な申請サポートを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、了解いたしました。

我が家も、登録について迷っています。水稻一本の農家ですので、売値を自分で決められないので必要ないかなと思ったりもするんですが、先ほどの御答弁にもありましたように、3月28日、29日に説明会もあるという御案内をいただきましたので、またいろいろお尋ねしてみたいと思います。

2項目めです。

災害に対する事前復興についてをお伺いいたします。

3月11日、東日本大震災から12年の時がたちました。宿毛市でも、放送にて周知、多くの皆様が黙禱にて、しのびを申し上げたことと存じます。

被災されました皆様方に、改めてお見舞い申し上げます。

本年3月7日、高知新聞紙上に、福島3町村の復興の記事があり、3万1,000人の方々が、いまだに避難を余儀なくされている現実がありました。

1番目に、復興に重要な地籍調査の現状をお

伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私も、2時46分に黙禱をささげさせていただきました。

自分たちも、職員とともに、2年にわたって現地のほうを視察もさせていただいているところでございますが、とても大きな災害でございました。

しかしながら、それが10年以上たった今も非常に厳しい現状が残っている。いろいろなハード整備が進む中で、復興が進んでいるのであろうけれども、先ほど言った避難者3万1,000人という形の中で、この方々はもう10年以上たって、避難者というべきなのかどうなのか。どういった状況で、現在帰れないのか。

それぞれ個々に、その事情、わけがあるというふうに思います。

そういったものを、つぶらに見させていただいてきているところございまして、現在、宿毛市が進めようとしている事前復興計画において、地震は必ず起きます。そして、津波の規模は分かりませんが、津波も襲ってきます。

その後、しっかりと、どういった復興をしていくのか、そういったのを被災する前に、住民の方々と共有をしたい、そういった思いで、現在、取組を進めさせていただいているところでございます。

本市の地籍調査につきましては、昭和57年度に、藻津地区から開始をいたしまして、近年では、長年にわたり要望している高規格道路（宿毛～内海間）ですが、こちらの延伸ルートに係る地籍を優先的に進めてまいったところでございます。

令和3年度には、これらの地域の現地調査が終わりまして、今年度より小筑紫町栄喜地区に

着手をしているといった現状でございます。

地籍調査は、東日本大震災、議員からもお話ありましたが、復旧復興の際、その重要性が再認識をされまして、高知県事前復興まちづくり計画策定指針におきまして、津波被害警戒区域など、沿岸部の地籍調査推進が求められている、そういった現状でございます。

本市におきましては、令和5年度に、令和4年度の約2.7倍の調査面積を計画しているところでございますが、まだ多くの未実施地域があるため、今後も国の補正予算や、新たな調査手法を取り入れるなどいたしまして、引き続き、進捗率向上に向けて全力で取り組んでまいります。そういった思いでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 了解いたしました。

費用も人材育成にも、また時間もかかる仕事ですが、とても重要なことだと存じます。

どんどん前倒しの計画をしていただきたいと存じます。

次に、平成30年の宿毛市の自然災害も、皆様の御記憶に新しいことと存じます。

2番目に、自然災害に対する対策をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

7月豪雨をはじめとした甚大な被害をもたらす豪雨災害に対しましては、国、県、市町村など、関係機関が連携した豪雨に強い地域づくり推進会議といったのがございますが、こちらにより、連携して取組を推進しておりまして、与市明川の錦地区の河川改修や道路のかさ上げ、錦川のゲートポンプの整備、そして懸案である市街地の雨水排水対策として、山手幹線のバイパスしゅんせつや、貝塚分岐改良工事の着手に

向けた実施計画を行っているところでございます。

現在、市役所の周辺も、工事はいろいろ進められているところだというふうに、見ていただいていると思いますが、懸案であった与市明川であるとか、街区であるとか、こういった雨水対策に対して、就任後、7年前より、手をかけていっている、そういったところでございます。

また、自然災害の中でも、南海トラフ地震に対しましては、建物の耐震化や、高知県による河川や海岸の堤防の耐震化及びかさ上げ等が進んでいるといった状況でございます。

一方、これらの大規模災害に対しまして、洪水や津波を全て堤防等で防ぎきることは、過去の災害の教訓からも、困難であると考えているところでございます。

そのため、豪雨災害においては、土砂災害の洪水のハザードマップの周知や、防災アプリ等による早期避難を促す対策、また、南海トラフ地震においても、避難道や津波避難タワーの整備など、避難を前提とした対策も進めているといったところでございます。

このように、大規模災害に対しましては、まちが被災することも視野に入れまして、その中で人命を確保し、速やかな災害対応ができる庁舎の高台移転など、被害を最小限に抑えるための減災対策も進めている、そういったところでございます。

そして、これらの対策は、市民の皆様においても、自ら備えまして、訓練等への積極的な参加があって、大きな効果を発揮するものと考えておりまして、自主防災組織を中心とした避難訓練及び防災学習への参加や、補助金制度等により、市民の皆様の主体的な取組を支援させていただいているところでございます。

今後も、本市の防災対策の様々な取組を強く

進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、了解いたしました。

被災当時のことですが、当時、社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げて、ボランティアに参加いたしました。

家屋に流入した泥出しが主でございました。

現場で山戸 寛さんの奥様にお目にかかりました。あつて、泥だらけの状況で手を振ったことでした。

7日目の最終日に、2歳児の子守のほうの担当になりまして、だるまさんの絵本が大好きなお嬢さんでして、孫のいなかった私にとっては、不謹慎なことですが、ボランティア活動の御褒美だと思えました。

彼女のおばあちゃんにあたる方が、お孫さんに、今日は一緒にいてくれる人だからねと言って、家屋の片づけに出られました。

彼女の飲み水を取りに行くのに、元保育士さんに、少しの間、彼女を見てほしいとお願いしたんですが、彼女のほうが離れるのが駄目だといつてついてきました。

おばあちゃんのあの一言があったからだと思います。

わずか1時間前に会ったので、心を開いてくれたことがとてもうれしいことでしたが、わずか2歳の彼女にとって、この災害がとっても大変な出来事だったということが想像できます。

避難所暮らしの辛さや不安、不自由さを、そして家族の身近な人の言葉、コミュニケーションがとても大事だなと思って、改めて感じた出来事でした。

3番目に、宿毛市の事前復興への取組についてを、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成30年の西日本豪雨でございます。本当に大変大きな雨でございまして、市内各地において、甚大な被害をもたらしたところでございます。

私も福祉センターを訪れた際に、高倉議員のお姿を拝見しておりまして、本当にその節は、大変お世話になったところでございます。ありがとうございました。

そういったことも踏まえまして、お話をさせていただきたいと思えます。

令和5年度の行政方針の所信表明と重複いたしますが、事前復興まちづくりは、災害に被災する前から被災後にどのようにまちを復興していくのかを考え、計画していくこととでございます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、住民も行政も被災をし、避難所生活や災害対応に追われる中で、すぐには復興まちづくりに着手することができませんでした。

そのため、議員言われますように、まちの復興は遅れまして、住民も企業も生活や活動を立て直すために移転をし、甚大な被害を受けた多くの自治体では、被災前の2010年からの10年間の間に、20%以上人口が減少するなど、まちの衰退を招いたところでございました。

こうした教訓から、来るべき南海トラフ地震から、宿毛市が早期に復興していくための計画を作成していくことが、重要となってきます。

また、被災後のまちの復興ビジョンを市民と共有をいたしまして、市民の皆さんが早期再建といったものを、どのように再建していくのかをイメージすることができれば、これからも宿毛市で安心して暮らしていけることにつながりまして、被災後においては、希望の指標になる

ものと考えているところでございます。

私は、令和3年度から、被害の大きかった東北の沿岸部を視察をいたしまして、被災から10年が経過したまちの復興の状況を見的过程中で、ますますその思いを強くしてまいったところでございました。

まずは、津波により大きい被害が想定される沿岸部の計画を、令和5年度から3年間をかけて作成してまいります。

令和5年度は、本市の現状と課題の整理、復興方針や復興体制の検討など、行政内部の検討を行いまして、令和6年度より復興まちづくりの姿を市民の皆様と協議・共有し、事前復興まちづくり計画の取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほども申しましたように、市民と共に、市役所の職員も被災をするということを前提として、考えていきたいというふうに思っているところでございまして、被災後、どのようにこのまちが復興していくのかを、被災前から皆さんとそのビジョン、考え方、方向性を共有しておきたい。そのようにすることによって、希望が持てるまちづくりができるものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、市長のはっきりしたお返事をいただいて、大変うれしいです。

初めて議席を与えていただいた後、会派で事前復興の研修会、勉強会をしました。

山上議員の恩師、神戸大学の天津俊雄教授や、また南海トラフ地震の研究者、土佐市の中村不二夫氏をお迎えしてしました。

3回ぐらいだったと思いますが、150人以上の市民の方に御参加をいただきましたが、市長もおっしゃったように、私も災害現場に行かせていただくことがありましたので、それを見

てきた私としては、まだまだ伝え方が足りないのでかな。どうしたら皆様に関心を持っていただけるのか。子供のころ、津波で避難した記憶のある私の課題でした。

ですから、庁舎は高台にと、強く望みました。

今、お答えをいただき、市民の皆様にご安心安全をお届けできる体制が整いつつあることは、うれしく思いますが、御答弁にもありましたように、皆様の御協力こそが身を守る第一歩であると思います。

まず、助かりましょう。これは東北の方、いっぱい言われていますが、私もそれをいただきます。

まず助かりましょう。そして、助ける人になりましょう。私自身も、事前復興しますので、どうぞ皆様方にも、よろしくお願い申し上げます。

3項目めにまいります。

中村宿毛道路高架下付近（平田町戸内）の排水路についてをお伺いいたします。

高規格道路の雨水の流入や、近辺の消火栓の土砂により、排水路の排出状態が悪いと地区の方より御意見をいただきました。

場所は、天下茶屋さんの付近といえば、大体、御想像がつくかと思えます。

中村宿毛道路高架下付近の排水路についてを、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、高倉議員の一般質問にお答えします。

排水路などの日常的な維持管理につきましては、日頃より地域の皆様にご清掃作業などを御協力いただいているところではあります。現地の状況によっては、地域の皆様だけでは作業が困難な箇所もあり、その際には、市の維持工事にて実施しているところであります。

今回、御質問のありました排水路につきまし

ては、現地調査を行った結果、市道の排水も流入しており、その影響によって部分的に著しく土砂などが堆積している箇所が見られ、地域の皆様での人力作業では、対応が難しいことから、今回につきましては、来年度の市の維持工事の中で土砂の撤去を実施する予定としております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） ありがとうございます。

前向きの御答弁に、関係地区の方の笑顔が浮かんでまいります。

あの付近は、以前から出水に悩まされているところでもあります。国・県、関係機関へ働きかけをしていただきまして、排出能力の改善が、今以上にできないか、今後の検討課題として、いただきたいと存じます。

4項目めに入ります。

ダブル成人式における移住Uターンについてをお伺いいたします。

今回、上程中の案件に、ダブル成人式があります。大変前向きな、よい案件で、大いに賛成の立場です。

1番目に、現在の移住状況、助成事業についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

現在、実施している移住者支援についてでございますが、実際に移住をするに当たっては、住居や仕事の確保、生活環境の整備などが必要でありまして、多方面にわたる相談をいただいております。

支援事業についてですが、まず、住居に関わる支援事業につきましては、宿毛市空き家活用事業費補助金としまして、空き家を活用しようとする所有者、または移住者が空き家を改修する場合、185万7,000円を上限に補助を

行っております。

要件といたしましては、改修後の上部構造評点が1.0以上の耐震性を有することや、補助事業完了後、10年以上移住者の住居として使用する必要がございます。

次に、仕事に関わる支援事業として、宿毛市地方創生移住支援事業補助金がございます。これは、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、関東圏に在住していることや、東京23区へ通勤をしていた方について、平成31年4月1日以降、本市に転入し、高知県や他都道府県が運営する求人情報サイトに掲載されている就業先への就職、または自己の意思で移住した先で移住元の業務を引き続き行うテレワーク、移住先で起業する場合について、単身で60万円、2人以上の世帯で100万円、18歳未満の世帯員を帯同している場合には、ひとりにつき30万円を加算するものとなっております。

そのほか、Uターンした方に対しましては、宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金として、返還した奨学金の月額、または1万円のいずれか低い額を60か月を限度として助成する制度もございます。

これは、令和4年3月1日以降に本市にUターンした40歳以下の方が対象となり、返済を遅滞なく行っていることや、市内や近隣市町村において、就業や起業、個人事業を営む方に申請いただける制度となっております。

また、これらの補助事業に加えまして、市内での短期滞在助成や、体験ツアーなども実施しております。

次に、本年度の移住実績についてでございますが、令和5年2月末時点で、昨年を上回る55組、68名の方に移住いただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） ありがとうございます。

2番目に、Uターンに対する助成事業についてをお伺いいたします。

再質問させていただきます。

Uターンする事情、状況はそれぞれあると思います。帰りたくないけど、親の介護で仕方なく、また、コロナの状況下や、離職、転職。先ほどおっしゃった40歳以上に該当しない方ですね。

今回のダブル成人式をきっかけに、ふるさとへと思われる方もおありになるかと思いますが、ただ、今、拝見しお聞きして、移住やその他のネットにかからない方がいると思います。

新規事業等調査票の事業の目的に対する成果の目標の部分に、市外転出者のUターン促進、人口減少対策とありますが、ただ帰ってきてだけの発信では、ちょっと弱いのではないかと思います。

いまひとつ、ふるさとへふるさとへと向かう後押しができないか、対策を検討していただけないかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、高倉議員の質問にお答えいたします。

ダブル成人式補助事業につきましては、Uターンの促進や交流人口の増加、再会の場の提供、また地域経済の活性化などを目的として、実施をするものでございます。

参加いただく方におかれましては、本式典をきっかけに本市へ帰省され、宿毛市の魅力の再確認や旧友と再会いただきたいと考えております。

また、ふるさとでの子育てや、住み慣れた環境での勤務など、宿毛へのUターンを考えるきっかけにもしていきたいと考えておりますが、ダブル成人式の対象となる40歳という年齢であれば、家庭を持たれている方や、責任のある

業務を任されている方など、様々な事情の方がいらっしゃると思います。

ダブル成人式をきっかけに、移住を検討する方の後押しとなるような支援、事業につきましては、この世代の支援ニーズを調査・分析した上で、高知県や他市町村の状況なども踏まえつつ、効果的な支援策を今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 何もかも、助成金や補助金ありがたいとは思いません。あまり感心しませんが、やっぱり魅力のある対策は必要であると思います。

そのためには、この案件を議決しまして、ダブル成人式をまずは成功できるように、皆様のお知恵を出していただき、お力を借りて、大成功という形ですと前に行けると思います。

早咲きの桜も咲いています。また、今からソメイヨシノの開花も近いです。コイの川渡しも、今年も見れるかもしれません。

宿毛の明るい未来に、御一緒に手を携えていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

-----・-----・-----

午前10時46分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 皆さん、こんにちは。それでは、10番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、宿毛市総合運動公園について、

マウンテンバイクコースについてお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、昨日、山戸議員より一般質問があり、重複する部分もあろうかと思っておりますが、よろしくお伺いをいたします。

令和2年9月議会で、マウンテンバイクコースの整備について、質問をさせていただいたことがあります。

その中で、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画に基づく事業の一環として、コースの監修については、大阪にある東洋フレーム株式会社と契約を締結して、令和2年度から令和4年度までの3か年で、総合運動公園内にマウンテンバイクを整備しているというところの答弁がありました。現在、マウンテンバイクコースは予定どおり完成しているのかと、お伺いをする予定ではございましたが、昨日の山戸議員の質問の中で答弁をいただきましたが、その中で、5つのコースがあるが、2つのコースについては整備済みであり、3つのコースについては未整備で、3月末までに完成をする。4月から全てのコースが使用することができるとの答弁でしたが、3つの未整備コースはどこなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースにつきましては、プロライダーの竹之内悠氏の監修によりまして、初心者から楽しみ、電動マウンテンバイクでも楽しめるコースという、2つのコンセプトをもとに、令和2年度から今年度末にかけての3年間で、コースを整備しているところでございます。

当初、計画していた東西南北の4つのコースのうち、遊歩道を改良して整備した東コース及び西コースは、既に一般開放しております。

残りの北コース及び南コースに加えまして、小さな子供たちが楽しめる1周約60メートルの周回できるキッズコースも作製し、計5コース全てが本年度末に完成し、4月から一般開放する予定となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 詳しい説明ありがとうございました。

再質問ではございませんけれども、1点、気になることがございまして、東コースと北側のコースについては、まだ整備されているところ、されてないところがあって、土がそのまま置いてあるような状況になっておりますので、見た目感じ、見栄えが悪いという言い方は適切かどうか分かりませんが、その点も含めて、3月末までのコース整備でございますので、完成した後は、土等については、どこか見えないところに置くとか、そういうことを配慮していただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、コースの維持管理について、お伺いをいたしたいと思っております。

マウンテンバイクコースは、未舗装ですので、雑草が茂ったりだとか、また木々が生い茂っているところがありますので、倒木があったりとかして、コースが使用できない可能性もあるかと思っておりますが、現状としてコースの維持管理については、どのようにされているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

既に一般開放している2つのコースの維持管理につきましては、ネットフェンスの補修など、基本的に市が直接管理を行っておりますが、遊歩道として管理する部分と重複している箇所が

ありますので、指定管理業務として、一部、草刈りなどを指定管理者に行っていただいております。

今年度中には、5つのコース全てが完成となりますので、来年度の維持管理につきましては、遊歩道指定管理業務区分を除き、全てのコース維持管理を外部委託したいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） コースの維持管理については、市がやっていたりとか、外部委託しているということでしたので、了承をいたしました。

3番目の今後の利活用については、昨日の山戸議員の質問の中で、詳しく説明を受けさせていただき、了承しましたので、質問のほうについては割愛をさせていただきたいと思います。

次に、宿毛市総合運動公園北側の未利用地について、お伺いをいたしたいと思います。

宿毛市総合運動公園は、市民体育館、武道場、陸上競技場、多目的グラウンド、駐車場522台を兼ね備えており、2002年、高知県体では、ラグビーフットボール及び柔道会場として利用されていますと、市のホームページで掲載をされております。

宿毛市総合運動公園をつくるために、多くの土地を購入したと思いますが、そこで宿毛市総合運動公園北側の未利用地の面積について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

宿毛市総合運動公園につきましては、都市計画決定される前から、宿毛市土地開発公社による用地の先行取得が行われていましたが、平成8年の都市計画決定時に規模が縮小されたことにより、北側の山林に使用していない土地が約

13ヘクタール残っています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁の中で、未利用地の面積として13ヘクタール残っているということ、お伺いをいたしました。

現在、宿毛市総合運動公園北側の未利用地については、手つかずの状態であると思っておりますけれども、今後、未利用地の利活用について、何か考えていることがあれば、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、一般質問にお答えします。

未利用地については、急傾斜地の山林が多く、区域内には、土地取得に依っていたけなかつた未買収地も複数残っていることから、現時点で利活用の計画はありません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今現在では、利活用については考えていない。所有者がおり、まだ購入できていないところもあるのでということでした。

一つ、令和4年9月議会の一般質問の中で、仮設住宅の建設場所について私自身お伺いをしたときに、答弁の中で、建設用地の全てを公有地で確保することはできませんので、新たな建設用地の整備や、民間地の借上げ等が必要だというふうに考えているとの答弁を危機管理課長からいただきました。

また、高知県でも仮設住宅用地確保に向けて、土地を探しているとの記事もありました。

この未利用地を仮設住宅用地として、何とか利用することはできないのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

仮設住宅は、被災者の避難生活の負担軽減と、一日も早い復興に重要な役割を果たすものでありまして、発災後、速やかな建設が必要になるところでございます。

高知県におきましても、速やかに仮設住宅を建設する体制づくりとして、応急仮設住宅供給計画を策定しておりますが、県下全域におきまして、浸水想定エリア周辺では適地が少なく、建設候補地の確保は大きな課題となっているところでございます。

南海トラフ地震により、甚大な被害が想定される本市宿毛市におきましても、大変重要な問題であると捉えておりますが、宿毛市総合運動公園北側の未利用地につきましては、土地取得に応じてもらえなかった未買収地が複数ありまして、一体的な面整備を要する仮設住宅用地としての活用は難しいと、そのように現在考えているところでございます。

なお、宿毛市総合運動公園周辺などの浸水想定エリアから離れた内陸部におきましては、未利用地、要するに使われてない、そういった土地や面整備しやすい平坦地が多くあります。

今後、これらの土地利用も含めまして、来年度から始まる事前復興まちづくり計画作成の中で、仮設住宅用地の位置づけを行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） よく分かりました。いろいろと考えていただきたい、そのように思っております。

次に、宿毛市空家等対策計画について、お伺いをいたしたいと思っております。

本市では、宿毛市空家等対策計画を令和2年3月に策定をしております。計画策定の背景と

して、近年、人口減少や社会的ニーズの変化に伴い空き家が増加しており、そのうち、適正な管理が行われていないものは、安全性の低下や公共衛生の悪化、景観の阻害など、様々な問題を発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことになりかねません。

そこで、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する公共福祉の増進と、地域の振興に寄与することを目的として、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月26日には全面施行をされました。

法では、空き家等の所有者または管理者が空き家等の適切な管理について、第一次的な責任を有することを前提としつつも、空き家等に関する計画的な対策の実施については、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握する立場にある市町村の責務としております。

また、令和2年3月時点では、本市における空き家等総数は1,238軒、空き家率は6.7%となっております。

空き家等の調査に関する事項の中で、空家等実態調査の情報に基づき、土地建物登記簿、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿等から所有者等を把握しますとありますが、現状として、空き家の所有者の把握はされているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

本市の空き家の把握作業につきましては、平成29年1月から民間業者に業務を委託し、水道の停止状態や、各地区から情報提供いただく中で現地調査も同時に行い、空き家の状況把握と台帳作成を行いました。

その後も、住民の方からの情報提供なども

とに、老朽化が進んでいる空き家の情報収集を継続して行っており、市職員による現地調査も併せて実施しているところでございます。

令和5年1月末現在の空き家把握件数は、1,044件となっておりますけれども、所有者死亡による相続人不存在や、居住地不明等による所有者不明空き家が114軒ありまして、所有者の全数把握には至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど課長より答弁をいただきまして、全体の空き家についての把握はされていないですけれども、ある程度の空き家については把握をされているということで、また令和5年1月の空き家状況については、1,044軒ということで回答をいただきました。

私の空き家実態の数字については、令和2年3月の部分で質問のほうを考えておりますので、令和2年3月現在での空き家の数についてを言わせていただいておりますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

次に、空き家等の利活用について、お伺いをいたしたいと思います。

先ほども言いましたが、本市における空き家等総数は、1,238軒であります。中でも、Aランクの物件は、目立った損傷は認められないものが827軒で67.5%。Bランクの物件は、危険な損傷が認められないものが220軒で17.9%と、AランクとBランクと合わせると1,047軒で、85.4%あります。

Aランク、Bランクの物件については、所有者の意向によりますが、賃貸をしたり、売買をしたりできる物件だと考えております。

先日、四万十市が空き家の利活用ということで、民間不動産業者と連携して空き家利活用促進事業を始めるとの記事がありました。本市

としても、空き家等の利活用を考えるべきだと思いますが、本市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

本市での空き家の利活用につきましては、宿毛市ホームページで空き家を紹介する空き家バンクにおきまして、売買や賃貸を希望する物件を掲載し、空き家を探している方におつなぎをしております。

空き家バンクの登録につきましては、自主的に申し出ていただき、登録に至るケースや、固定資産税の納税通知書に同封した空き家の利活用を啓発する文書をきっかけに御相談いただく場合もございます。

また、宿毛市空き家等実態調査でAランクと判断された空き家に対しましては、納税通知書に同封した文書とは別に、利活用を促す文書のポスティングも行っております。

移住希望者から住居に関する相談も多くありまして、戸建て住宅を希望される割合も高いことから、空き家の掘り起こしは重要と考えております。

状態のよい物件も年数が経過すると、雨漏りなどのリスクも増えますので、利活用を希望される所有者に、早い段階で御相談いただけるよう啓発活動などの取組を続けてまいります。

なお、高知県におきましても、所有する空き家について、家族で話し合うきっかけづくりのツールといたしまして、令和4年度に空き家決断シートを作成し、所有者への啓発を行っております。

個人の資産である空き家は、物件ごとに様々な事情もあろうかと思いますが、活用するか取り壊すかなど、早期に今後の方針を判断できれば、管理費用の削減や今後の利活用にも有利で

あるため、こういった決断シートも活用し、所有者の意思確認も進めてまいりたいと考えております。

空き家の利活用につきましては、現在の取組に加えまして、四万十市の空き家利活用事業の分析、そしてその他先進的な事例につきましても情報収集を行い、今後におきましても、より有効な手法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

先ほど、課長の答弁にありましたけれども、先進的に取り組んでいる実態が数多くあると思いますので、そういう事例を参考にしながら、宿毛市としてマッチングするような事業をしていただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、宿毛市都市計画マスタープランについて、お伺いいたします。

その中で、中央地域のにぎわいづくりについて、お伺いしたいと思っております。

宿毛市都市計画マスタープランの中で地域別構想が記載をされており、地域区分に当たっては、市民の身近な生活行動単位である小学校区を基本にして、市域を中央地域、西部地域、東部地域、小筑紫地域、橋上地域、沖の島地域の6地域を設定をしています。

今回は、中央地域に焦点を当てて質問をいたします。

中央地域は、宿毛小学校区（都賀川地区を除く）、あと篠山小学校区から構成をされており、中央地域の地域づくりの目標として、新しい拠点と地域の魅力が共存し、災害に強く、にぎわいのあるまちとされております。

また、市街地・居住地整備の方針の中で、空

き家店舗や施設跡地等を含めた低未利用地等については、地域住民や関係団体等と連携し、にぎわい創出事業や各種イベントの実施を検討するとともに、民間活力を活用した効率的な管理運営や、地域に求められる都市機能の誘導等を図るなど、町なかのにぎわい創出を推進しますとありますが、現在、どのような取組がされており、今後、どのような事業を実施していく予定であるのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランにおける中央地域のにぎわい創出に関する御質問でございますが、昨年12月、旧庁舎を活用した宿毛市交流複合施設さくら内に、宿毛市いきいきふれあいセンターを設置いたしましたところでございます。

これは、あつたかふれあいセンターすくもと、すくもいきいきサロンを統合したものでございまして、シニア世代の健康増進や憩いの場として、開設以来、多くの方々に御利用をいただいているところでございます。

同じく、さくら内にある多目的ホールにつきましても、NPO法人 元気な田舎ねeとによるチャレンジショップとしての利用が決まり、4月からの事業開始も予定をされているところでございます。

また、先日は、宿毛小学校校庭西側の歴史ふれあい公園、これは宿毛小中学校整備に伴ってつくった広場でございますが、こちらに岩村3兄弟の胸像が設置をされました。

今後は、市内小学校のふるさと学習や、スタンプラリー史跡でクイズなども計画されておまして、史跡めぐりの観光客なども立ち寄ってくれるものと、そのように大いに期待をしているところでございます。

そして、これまでも市街地の観光や、交流の

拠点としての役割を果たしてきた、宿毛まちのえき林邸につきましては、今後も引き続き、中央地域の核といたしまして、交流人口の拡大や地域の活性化に役立ててまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、昨年4月には、宿毛商工会議所内に飲食店分科会が組織をされまして、市内飲食店でのスタンプラリーの開催や、宿毛中学校の生徒とのコラボ商品の検討など、新たな取組も進められているところでございます。

飲食店分科会を中心に進められている様々な取組は、当初の想定を上回る、そういったものとなっております。これらの取組をさらに推し進めるため、商工会議所と連携をいたしまして、商店街事業者で組織されました団体などにも呼びかけを行い、宿毛市の地域商業の活性化を図ることを目的とした、宿毛市商業系市街地振興協議会を本年2月に設立をしたところでございます。

今年度中に宿毛市商業系市街地振興計画を策定をいたしまして、来年度以降、計画に基づくアクションプランを順次実行に移し、中央地域のさらなるにぎわいに寄与してまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年、避難タワーのほうも市の中心部に設置をさせていただきまして、その下のところが高齢者の憩いの場として、トイレ整備などもさせていただいているところでございます。

こちらもしっかり活用しながら、にぎわいづくり、また高齢者の方々の生きがいくくりにも活用してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、市長より詳しい、いろいろな取組について説明を受けました。

やっぱり市役所がこちらに移動して、旧庁舎

がある周辺とか、中心市街地については、にぎわいが落ちてしまったとかいうような、市民のお話もありましたので、今回、このような質問をさせていただきましたけれども、中央地域が見合う取組をされているということで、今後も、もう少し、今よりもさらににぎわうような取組をしていただきたいと思います、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは次に、仮称でございますけれども、奥谷美術館の施設整備について、お伺いをいたします。

令和3年3月策定の宿毛市都市計画マスタープランの中で、宿毛文教センターを中心とする文化・コミュニティーエリアにおいて、市民の文化意欲の高揚や生涯学習活動の推進を図るため、（仮称）奥谷美術館等の施設整備について検討します、との記載がありました。

令和元年9月議会では私が、また令和3年12月議会では、堀議員が一般質問をして、答弁もいただいているところではございますが、（仮称）奥谷美術館等の施設整備について、どのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市出身で、本市名誉市民でもあります画家の奥谷 博先生の美術館の施設整備につきましては、多くの方々の賛同を得ておりまして、本市だけではなく、高知県西部の芸術文化環境や、地域振興などにも大きく寄与するものであるという、そのように考えているところでございます。

先ほどお話にもありましたように、令和元年9月議会に岡崎議員より、また、令和3年12月議会では、堀議員より質問をいただきまして、

お答えをさせていただきましたように、本市の単独財源だけでの実現は、困難な状況にありまして、高知県とも建設や運営に係る現状や課題などについて協議をいたしました。具体的な進展にはいまだ至っていない、そういう状況にあります。

奥谷先生には、昨年4月に宿毛時代の作品群33点を寄贈いただき、その一部を宿毛文教センター1階グランドホールに展示をさせていただいているところをごさいます。今後も定期的に作品の入替えを行って、皆様に御紹介をさせていただきたい、そのように思っております。

先ほども申しましたが、美術館の施設整備は宿毛市だけではなく、高知県西部地域の芸術文化環境や、地域振興などにも大きく寄与するものであると考えておりますので、今後も諦めることなく、引き続き、高知県との協議に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） なかなか難しい問題であると思えますけれども、高知県と協議していただきながら、どういうことができるのか、またはできないのか、検討していただながら、この美術館ができる方向性で努力していただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

保育行政について、お伺いをいたします。

厚生労働省は2023年2月28日、2022年（令和4年）12月の人口動態統計速報を公表しました。

2022年1月から12月の出生数は79万9,728人で、前年度より4万3,169人減少、1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回り、過去最少を更新いたしました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が20

17年に発表した日本の将来推計人口では、出生数が80万人を割るのは2033年としており、推計よりも11年早く少子化が進んでいることになるとの報道がありました。

そこでお伺いをいたしますが、本市の過去5年間の出生数について、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君） 福祉事務所長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の出生数について、平成30年は123人、令和元年は115人、令和2年は83人、令和3年は91人、令和4年は81人となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま、所長より過去5年間の宿毛市の出生数について、お伺いをいたしました。

令和元年の115人を対象にして、令和2年、令和3年、令和4年を比較しますと、この3年間で90人ほどの子供の数が減少しているように思えます。

それでは、次の質問に移りますけれども、私立保育園・幼稚園の役割について、お伺いをいたしたいと思えます。

現在、本市においては、私立保育園1園、私立幼稚園1園と合わせて2園あります。

先ほども答弁をいただきましたが、本市の出生数の減少に伴いまして、園児の数も減少をしております。これから出生数が増えていけば、何も問題はありませんが、今の状態で、年々、出生数が減っていくと、私立保育園、私立幼稚園の経営が大変になってくるのではないかと危惧するところがあります。

そこでお伺いをいたしますけれども、私立保育園と私立幼稚園の役割について、お伺いをい

たしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君） 福祉事務所長、お答えいたします。

私立の宿毛保育園と宿毛幼稚園につきましては、それぞれの特色を生かした教育・保育に取り組んでいただいております。宿毛保育園は市街地にあつて、長年町の子供たちを中心に、市内でも大規模な保育園として、多くの子供たちの受入をしてくれています。

また、公立保育所が第2、第4土曜日を休園としているのに対し、土曜保育が毎週できる園として、週末に仕事等で家庭保育ができない家庭にとって、なくてはならない保育園となっています。

宿毛幼稚園は、小学校以降の生活や学習の基盤を養う学校教育の始まりとしての役割を担う幼稚園型認定こども園として、幼稚園に保育園機能が追加された形で運営されておまして、宿毛市内で唯一、幼児期から教育が受けられる施設となっています。

本市といたしましては、子育て支援施策の一つとして、子供を預ける保護者の皆さんが、それぞれの仕事や家庭の状況に応じて、公立保育所と共に、保育サービスを行う施設を選択できることが重要であると考えておりますので、両園におかれましては、引き続き私立の強みである柔軟性を生かした施設運営をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま所長より詳しい説明、私立保育園と私立幼稚園の役割について、お伺いをいたしました。ありがとうございます。

でも、将来的なことを考えると、子供の数が減ってっていく、最悪のシナリオですけど

も、私立保育園なり幼稚園なりが、最終的には閉園まで追い込まれる可能性がなきにしもあらずなので、そのことを踏まえながら、前々から今後の保育園の数についても、検討をしていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお伺いをいたします。

次に、浸水エリア内にある保育園について、お伺いをいたしたいと思います。

過去にも多くの議員が同じ質問をされていると思いますが、再度お伺いをいたしたいと思います。

令和3年12月議会の一般質問の答弁の中で、私立、公立関係なく、早期での高台移転が望ましいと考えている。今後におきましても、私立宿毛保育園の意向も聞かせていただきながら、宿毛市全体として、市内保育園全ての園児が安心安全に通園できるよう、そのように努めていきたいと考えているとの答弁を市長よりいただいております。

現在、浸水エリア内にある保育園は、公立の二ノ宮保育園と、私立の宿毛保育園の2園になりますが、現状として、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

津波浸水区域にある私立保育園と公立の二ノ宮保育園につきましては、南海トラフ地震による津波浸水に備えまして、施設の高層化や浸水区域外への移転が必要であると考えています。

今後につきましては、できるだけ早い対応が必要だと思っておりますので、引き続きまして、宿毛保育園の意向もお聞きしながら、宿毛市全体として市内保育園に通う全ての園児が、安心安全に通園できるよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 市長より答弁いただきました。ありがとうございます。

先ほども市長の答弁の中で、宿毛保育園の意向も聞かせていただきながら、ということでございましたけれども、前の令和3年12月議会の一般質問の中でも、宿毛保育園の意向を聞かせていただきながらという答弁がございました。

令和3年12月でございますので、1年3か月ぐらいたっているんですかね。一般質問をする中で。

その間に、全く宿毛保育園からのアクションがなかったのかどうかということをお伺いしたいんですけども、その点、再質問をいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

担当課とも協議をさせていただいているところでございますが、宿毛保育園の関係者の方からは、現地での建替えのほう望ましいのかなと、意見をお伺いしているところでございまして、来年度は、保育園のほう、それから保育園は私立でございますので、運営されている理事等と公式の場でもお話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） どうもありがとうございます。

早目早目の対応をお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田でございます。よろしく願いいたします。一般質問をさせていただきます。

私は、ずっと新型コロナワクチン接種について疑問を持っておりましたので、関係機関の皆様、いろいろと教えていただきました。そして、私もまた、それなりに調べてまいりました。

まず、とても心配なのは、やはり遺伝子組換えワクチンということと、日本にはそもそもコロナで亡くなる方は、世界に比べて100分の1であったということ。そして、風邪をひいても2週間もすれば、完全に回復するという状態に今はなっております。

これが今、緊急事態といえるのでしょうか。まだワクチンは続いておりますので、非常に心配をしております。

政府はやっと、マスクをお願いしてきましたが、3年かけて、もともと個人の判断でありましたが、個人の判断と発表したにも関わらず、そこに介入してくる傾向が見られます。

この事業は、命がかかっています。どこかの偉い首長が言いました。命は地球よりも重たい。今まで新型コロナワクチン接種について、安全性、危険性にずっと疑問がありましたので、本日もまたその質問をさせていただきます。

命の問題は、取り返しがつきません。誰かひとりでも気づいてもらいたい、そういう思いで、この場で質問をさせていただきました。

でも、執行部の皆さんは、感染症対策はワクチン接種、マスクと言いつけてきました。

議員の役目は、市民の命を守ることが第一。そのことは、市長をはじめ職員も同様です。私たちの訴えより、市長や皆さんのほうが、ずっと

と重たい。子供の命を守るからです。

一議員の訴えを無視しないで、何とかこの実態に歯止めをかけるべく、動きに取り組むべきと思っております。

コロナ対策といい、高齢者を守るためと重症者も出ていないインフルエンザでもマスクの強制はありません。発達上、酸素が必要な子供たちに、効果がないとするマスクをつけさせ、治験中で、初めての遺伝子組換えワクチンを打たせ、国は求めてなかった黙食を強制させ、全て法律を無視し、できるはずのない軍国時代の命令、強制を学校という建物の中で、あつてはならない行為と私は思っています。

国の人口動態統計も2022年が出ました。高齢者が多くなっているのです、毎年、2万人前後増加して、推移をしております。

後から担当課長が言ってくれると思いますが、2021年は戦後最多の死者が出ました。2022年は、もっと多くの方が亡くなっているのではと思っております。

何があったのでしょうか。コロナ死ではとても説明できません。

週刊誌等も、少しずつ話し始めました。2022年の12月だけでも、一月だけで2万4,000人を超えています。早い自治体は、1月も2月の統計も、ぼつぼつと出ていますが、心配です。

大多数が信じているから、正しいとはなりません。行政が言っているからと、それだけの理由で正しいとはなりません。

医療協会は、コロナは怖いとしたら、もうかります。メディアは、コロナは怖いとあおり続けてきました。

令和2年4月、緊急事態宣言……

緊急事態宣言、令和3年2月14日、コロナワクチン特例承認。新型コロナウイルスは存在しないと、世界58か国、日本も含め国家が回

答をしています。

ワクチンに効果があると信じて接種したのなら、無念の死となるのではないのでしょうか。

高知県も、令和5年1月の死亡者数、25%増と驚くばかりです。自分で情報収集して、自分で考えて、あと判断することが重要だと思います。

誠の心で、市民に向き合っているのか、伺ってまいります。

当市の接種状況について、お聞かせください。

6か月から4歳はどうでしょうか、出てますでしょうか。

それから、5歳から11歳。10代、20代、30代、そして宿毛市全体と、教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、4番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

現在、実施しておりますワクチン接種の状況について、御説明いたします。

通告の段階では、現在、実施しておりますオミクロン対応のワクチンと、あと小児の5歳から11歳、6か月から4歳、それぞれ、その区分での御答弁をということでお聞きしておりましたので、数字のほう、個別に持っておりませんので、この形でお答えさせていただきます。

まず、オミクロン株対応ワクチンの対象者は、12歳以上の初回接種、1回目、2回目が完了した方が対象となり、令和5年2月15日時点で、12歳以上の対象者、1万6,010人に対しまして、9,367人の接種が完了しており、接種率が58.5%となっております。

次に、5歳から11歳の小児接種につきましては、初回接種、1回目、2回目が完了した方に、現在、追加接種を実施しております。

同じく令和5年2月15日時点で、対象者2

04人に対しまして、88人に接種が完了し、接種率は43.1%となっております。

最後に、6か月から4歳の乳幼児接種につきましては、令和4年10月24日から開始しております。対象者は447人となっております。

乳幼児接種における初回接種は3回で完了するため、初回接種を完了するには最短で11週間を要します。

3回目の接種を完了した方は、直近で3月9日時点で7人となっており、接種率は1.6%となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、2021年、2022年の死亡者数について、お伺いをいたします。

国の3回目接種率と超過死亡について教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

全国の3回目のワクチン接種率につきましては、3月7日現在、68.4%となっております。

次に、超過死亡数の御質問についてですが、超過死亡や過少死亡は、ある時点の実際の死亡数が、平年に比べて増減したかを示すもので、感染症の流行が社会に与える影響を把握するためや、疾患の対策の優先度を表す指標として、広く用いられているものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、新型コロナウイルス感染症による死亡者数や、ワクチン接種との関係についての報告や研究がなされていることは承知しておりますが、人口動態統計による死亡者数などをもとに、単純に算出した数字を本市が示すべきものではないと考え

ますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） もうこれは、人口動態統計で出ておりますので、本市も当然、皆さんに明らかにしていく要素であると思いますけれども、どうしたんでしょう。納得できません。

私が調べましたので、2022年は、15万8,387人、8.9%の増であります。2021年4月11日から2022年11月まで、全死亡が231万2,157人の予測に対し、実際亡くなったのが、245万5,661人、超過死亡は14万3,504人です。

コロナが入っているという、コロナ死は様々で、陽性であれば、どんどんコロナ死となっておりますので、これを省いたとしても、コロナ以外の予測は203万6,691人で、実際亡くなったのが、213万7,775人、超過死亡が10万1,084人です。

これが、あり得ない数字ということを認識してください。

例えば、2012年から2021年の平均を出しますと、1万8,700人です。前年比が2%あります。

この推移で、2011年に東日本大震災があって、2022年、過去10年間をたどってみても、2011年は東日本大震災がありましたので、5万5,000人ほど増えておりますけれども、その他、2020年まで2万人の増でずっときております。それが2021年の……

前年比で2万人を超える数は、今までありません。高齢者がおりますので徐々には増えていきますけれども、公的なデータで示された事実であります。

打つほど感染爆発をしてきました。第8波の波を見れば分かります。政治の基本は国民の命を守ることであり、この2年間に災害も戦争も

ない。ベトナム戦争でも、20年間でおよそ6万人の死者になっております。

これは、国家安全保障の危機ではないでしょうか。

突然死が起きています。ワクチン未接種には、起きていない超過死亡が話題にならないのはなぜでしょうか。この原因は、ニュースになるべきものなのに、なっておりません。

この数字を認識できましたでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

本市といたしましても、市民の命を守ることを第一に取組を進めておりますところを、御理解いただきたいと思っております。

先ほどの死亡数の超過死亡の件に関しましては、死亡数の増減を表すために、実際の死亡数と比較する死亡数につきまして、様々な報告や研究では、前年の死亡数と比較しているものや、予測される死亡数と比較しているもの様々見受けられまして、川田議員の御質問に対しまして、適切な数字をお答えしかねるというものと御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 幾ら、数字はたくさんありますけれども、いろんな側面から出ておりますので、私はこの側面から超過死亡を出していただきましたというのを期待しておりましたけれども、出なくて残念でした。

2022年は、2月が最も多かったですよね。1万9,490人の増加です。そして、高知も入っていました、8月でしたね。そして10月、11月、12月と、さらに1月、2月、今年に入って、どんどん死亡者が増えております。

それでは、ワクチンの安全性と効果・危険性

の認識について、お伺いをいたします。

課長は、私の以前の質問で、大丈夫ですか、このワクチン。安全でしょうか、お尋ねいたしました。接種に関しては、安全であるという御答弁もいただきました。必要性についても国の指示に基づき、必要であると認識しているとも言われました。

そして、国会でも大きく議論をされたデータ改ざん問題は、小島教授が指摘された、感染者に接種者が多く感染している答弁に、内容を把握しておらず、お答えできないとも言われました。

これら、市民に積極的に向き合ったお答えでしたでしょうか。市民から批判の声がありましたことを、お伝えしておきます。

あまりにも接種判断に対する情報が少ないからです。国に情報を取りに行き、市民にワクチンについて説明、公開をしていくべきと、私は考えます。

ワクチンは2021年の2月、特例承認をされて以来、死者増加は、それまではなかったデータであると考えます。いま一度、安全とする根拠について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

これまでの答弁と同様となりますが、ワクチンは臨床試験の結果などに基づいて、有効性、安全性、品質について審査が行われ、国において承認されていることから、安全であるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 安全、承認しておりますけれども、特例承認になっておりますけれども、御存じでしょうか。

書いてますよ。コピナティ筋注の添付書にち

やんと載っておりますので、特例承認です。承認はされておられません。

特例承認ですから、治験中です。そのことをしっかり、市民に周知していくべきだと思います。

次に、長期の動物実験について、お伺いをいたします。

特例承認だから、長期の動物実験は行われていません。普通、ワクチンの動物実験は、5年から7年かけてするのはなぜでしょう。ワクチンは、後からいろいろと出てきます。今、何もなくても、5年後、10年後、どうなるかわからないのに今も打っています。

長期の動物実験についての認識について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナワクチンは、医薬品開発に必要な臨床試験のプロセスを経て、有効性と安全性が示された結果、世界中で承認されております。

一般的な医薬品開発の場合、研究室における試験管内での実験や動物実験を経て、人を対象とした臨床試験が行われます。

臨床試験にもステップがありまして、安全性や有効性の確認など様々な試験が行われ、そのデータや製品の品質管理などに間違いや偽りがないかといった様々な調査も行われます。

現在、日本で承認されている新型コロナワクチンは、臨床試験や調査など、必要なプロセスが省略されることなく実施され、信頼性が確認されたデータにより、ワクチンの有効性、安全性が示されております。

承認審査に当たっては、行政機関のみならず、独立した第三者委員会による議論も世界各国で行われている状況にあります。

動物実験の長期にわたる実験についてという

ことですが、国は、科学的根拠や最新データを基に、その状況に応じて必要な情報を今後も示されていくものと考えておりますので、本市としましては、今後も国の示す情報を、市民の皆様に分かりやすく伝えることに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 添付書ありますから、見てください。

効能とか、安全性とか載っています。

アメリカも特例承認なんですけれどもね、緊急承認。でも、日本では、アメリカが認めたから日本もやりましょうという話で、日本では臨床試験はしていませんから、今からやりますよという話なんです。間違わないように。

安全性は今からやって、何かがありましたらお知らせくださいと書いてますよ。ここに。見てください。

効果・効能に関連する注意として、本来の予防効果の持続期間を確立していませんと、あります。

次、スパイクタンパクについて、お伺いをいたします。

スパイクタンパクは、血管を傷つけ血が固まりやすいなどありますが、以前の答弁では、接種後は分解されて残らないと聞いています。しかし、長期のデータはないことから、3年、5年後どうなるか調べないと分かりません。

高知大学の先生が、今、研究で、3か月、1年後、2年後と結果を出しています。

脳に残るか、心臓に残るか、それぞれスパイクタンパクの存在を確認しつつあります。

スパイクタンパクをつくり続けるなら、この先何が起こるか分かりません。

スパイクタンパクについて、教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナワクチン接種が開始され、2年が経過しており、インターネットを検索すれば様々な情報が掲載されており、メッセージーRNAワクチンや、スパイクタンパク質についての研究を掲載しているサイトも多数存在していることは、確認しております。

12月議会では、メッセージーRNAワクチンによる子供や妊婦への影響についての御質問に対しまして、メッセージーRNAは、数日で分解され、長期間体内に残ることはないと言われていたとお答えをさせていただきましたが、今回の御質問は、メッセージーRNAワクチンの接種により、体内で産生されるスパイクタンパク質についての御質問と認識しております。

スパイクタンパク質の影響につきまして、現時点で本市が見解を述べるものではないと考えますので、答弁は控えさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチンに関する様々な研究は、今後ますます進んでいくものと考えますので、本市としましては、スパイクタンパク質の影響に限らず、今後も国の示す方針や情報に変化があった場合は、市民の皆様へ周知を含めて、迅速な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 川田議員に申し上げておきます。

先ほどから、川田議員の質問は、国政に関することがほとんどを占めております。この一般質問は、先ほども申しましたように、宿毛市の一般行政事務に関することという取り決めがありますので、その範囲を超えないようお願いいたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 範囲を超えない、超えてません。市民の皆さんが接種事業をしているワクチンのことについて、お伺いしております。

次、特例承認についてお伺いをいたします。

以前、私の質問で、治験中の周知の必要性をお聞きいたしました。

日本で承認され、公的接種の対象となっているワクチンは、臨床試験で有効性と安全性に関して、厳格な評価が行われた上で、薬事承認されている。現在、一部で臨床試験が継続されているが、その目的は、より長期に有効性や安全性が認められるかについて、情報収集をしているとの認識である、と御答弁をいただきました。

したがって、治験中との周知は必要でないということでありました。

添付書を見ると、特例承認をおろしているファイザー、2021年2月にあります。このワクチンは、特例承認医薬品で治験中でないという人がいるが、これは普通の承認ではありません。いま一度、特例承認についてお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

特例承認とは、海外で流通している医薬品等を対象に、有効性と安全性の両方を早急に確認したものに對して、迅速な承認を行うことをいいます。

現在、実施しています新型コロナワクチンも特例承認され、実施しているところです。

なお、過去には2010年1月に新型インフルエンザワクチンが特例承認され、実施されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 特例承認をするのには、

ほかに薬がないとか、今、緊急でどうしても打たなきゃいけないとか、そしてある程度効果があるという、3つの条件があるわけですね。

課長も言ってくれました、その他、そういう状況の中で打たれるものが特例承認とされたワクチンであって、コリナヴィー筋注、ファイザーも特例承認となります。

インフルエンザなどは、特例承認とは載っておりませんので、今打っているワクチンについては、特例承認であるということが規定されております。

次、5類と緊急事態について、お伺いをいたします。

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある持病の蔓延など、緊急に使用されることが必要な医薬品であり、緊急事態でなければ、特例承認してまで治験中のワクチンを打たせることはないと思いますが、今、緊急事態でしょうか。そこのあたり、少し教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

通告の内容としましては、5類に変わった場合に、特例承認、このまま使用し続けるのかという御質問というふうに認識しておりますので、答弁としましては、特例承認されたワクチンが5類となった後も、使用してもよいかということに関しましては、今後もワクチンの使用に関しては、国が決定するものと認識しておりますので、市としてお答えできる範囲のものではないかと御理解お願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 課長の言われるとおり、5類と緊急事態についての詳細をお聞きしました。

特例承認の説明について、私が順番を間違

ましたけれども、この特例承認では、緊急事態であるから打つわけですので、国が打てると奨励をしているわけで、打つといってもこんなに緊急事態が出てない今の状況で、ずっと特例承認のものが国民、市民に打たれていくのかと。緊急事態でもないのに、2週間も寝てれば、完全に皆さん復帰されますよね。1週間でも治る方もおられる。それが緊急事態でしょうか。

そういう方に、今も打ち続けている、接種しているワクチンが、特例承認のものを打っていいでしょうか。研究も不十分なもの臨牀実験も不十分なもの、そういうものを打っていいでしょうかということをお聞きをしました。

○議長（寺田公一君） 川田議員、それは質問ですか。

質問なら座ってください。

健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

5類に、移行した場合に、このまま特例承認のまま、ワクチンを打ち続けることがよいのかという御質問かと思いますが、先ほど答弁させていただきましてとおり、国のほうが今後、示していくものと考えておりますので、市として、これ以上の答弁は控えさせていただきたいと思

います。

以上です。
○議長（寺田公一君） 川田議員、先ほども言いましたが、簡明に質問することと、質問して、質問内容が分からなければ、反問もしますが、質問をしたときに、立ったままでそこにおられると、議事進行できませんので。よろしいですか。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国に聞いてから、お答えをいただきましたかですね。厚労省のほうはきちんと答えてくれると思います。

たくさんの市民が接種をしているわけですので、大事な質問だと思っております。

次、基礎疾患者のワクチン接種の確認について、お伺いをいたします。

接種が優先されてきた医療関係者、高齢者、基礎疾患を持つものとされてきたが、ファイザーの添付書にあるのは、基礎疾患を持つ人は注意がいるとあります。

亡くなっている例を見ると、基礎疾患ありの方が非常に多くあります。

再度確認をしたい。基礎疾患を持つ人の接種券の送付は、何に基づいたものか、教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

ファイザー社のワクチン添付文書によると、抗凝固剤治療を受けている方、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する方の接種に関しましては、接種要注者となっておりますが、基礎疾患を有する方は、コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクがほかの方よりも高いため、接種してはいけない特別な理由がなければ、一般的には接種が進められております。

また、ワクチン接種は、体調のよいときに受けるのが基本で、病状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けたほうがよいと考えられ、医師の予診の際には、健康状態や体質を勘案し、診察及び接種適否の判断を慎重に行うとともに、予防接種の必要性、副反応、有用性について説明を行いまして、同意を得た上で注意して接種することとされておりました、本市におきましても、そのように実施いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ファイザーの添付書にあるものと、厚労省が基礎疾患があるものと比べてみますと、ファイザーの添付書にあるのは、慢性腎疾患、慢性心疾患、慢性肝疾患、がんの方、それからうつ病の方、精神疾患を持っておられる方は注意をしてくださいと。できたら避けてくださいとありますので、厚労省とはまるっきり反対の方向になっておりますけれども、そのあたりの注意はよろしいでしょうか。お願いをいたします。

大丈夫でしょうか。よく調べてくださいね。

厚労省と一致したのは、ぜんそくと長期施設に入所されている方ですかね。それと、がん患者の方、これがファイザーが治験から外しているよというところと、厚労省が外したらいいよというのは、この3つが合致していましたですね。

5類の移行について、お伺いをいたします。

4月から新型コロナウイルスは、感染症法上の扱いを2類から引き下げるとしました。

法的位置づけが5類になります。これにより、変わる医療提供等の概要について、お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

2類相当から5類への移行後は、医療機関での診察について、発熱外来などの一部でしか対応できなかったものが、基本的には全ての医療機関で対応可能となることや、医療費や検査費について、全額公費負担が受けられていたものが、外来受診や検査費用は一部の取扱を除いて自己負担となります。

また、行動制限や就業制限がなくなり、マスクの着用に関しては、5類への移行を前に、昨日13日からは屋内外問わず不要となり、マスクの着脱は個人の判断に委ねられることが基本

となりました。

なお、ワクチン接種に係る費用につきましては、当面は公費負担とすることが示されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

次、頻回接種についてお伺いをいたします。

頻回接種、今、皆さん5回接種を完了している方もいらっしゃいますので、驚いておりますけれども、国に基づいてなさっているというお答えでしょうけれども、ワクチンの有効性、安全性の問題がないと認識していると言われるかも分かりませんが、頻回接種をするということは、私は、頻回接種をすると抗体がどんどん増えていきますけれども、役に立たない抗体も増えるということが言われております。

中和抗体というのが、上がっては駄目なので、特に女の子や女性が危険と言われております。

知識は、自分を守る武器となります。

頻回接種について、教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナワクチンの接種回数は、最も多い方で5回の接種が完了しております。

接種回数に関しましては、国の指示に基づいて実施しており、ワクチンの有効性、安全性に問題ないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 問題ないんですかね。

問題なかったら本当にいいと思います。

次、筋肉注射の危険性について、お伺いをいたします。

筋肉は、神経がいっぱい通っていますから、昔から危ないと敬遠されてきた手法であります。

筋肉による誤接種で、筋肉拘縮症、大腿骨問題等、裁判判例もあります。

いずれも患者が勝訴しています。

2022年6月、紙面報道に、ワクチン集団接種で男性が神経損傷、市は30万円の賠償をいたしました。

実施自治体としての責任を認め、示談成立。ワクチン事業で死亡者があれば、これは国の問題にはなりますけれども、この筋肉損傷については、接種自治体が認め、30万円をお支払いしました。示談が成立しました。

筋肉注射の危険性について、教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

現在、日本で実施している定期及び臨時予防接種において、筋肉注射として実施しているのは、新型コロナワクチン、HPVワクチン、高齢者肺炎球菌となっております。

高齢者肺炎球菌につきましては、皮下注射も可能となっております。

通常、筋肉注射の際は、肩の下にある三角筋へ接種を行います。筋肉には毛細血管やリンパ管が多く存在するため、静脈内注射には及ばないものの、皮下注射の2倍の速度で薬剤を体内に吸収することが可能であることに加え、比較的薬剤の量を多く注入できるメリットがあります。

しかし、議員おっしゃられるように、筋肉に接種する場合は、薬剤によって痛みを強く感じる場合や、肩関節に近いことから、肩に炎症を起こしたり、まれに腋窩神経や橈骨神経を損傷し、腕が回りにくいなどの後遺症が残ってしまうケースなどもあります。

現在、新型コロナワクチンを実施しています個別医療機関及び集団接種会場においては、筋肉注射の部位や手技については、事前に動画を

視聴するなど情報を共有しており、接種の際には、体格により針を刺す深さも変わることから、細心の注意を払い実施しており、今後も安全な接種に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） HIV、子宮頸がんワクチンですかね、あれも非常に危険なワクチンと、被害者がたくさん出ておりますので、気になっております。

これからのワクチン接種の概要について、教えてください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

令和5年3月7日付、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室発出の事務連絡をもとに、御説明させていただきます。

まず、接種の法的位置づけにつきましては、令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより、接種が継続されます。

今後の接種のスケジュールにつきましては、令和4年10月から、現在実施しております令和4年秋開始接種は5月7日で終了となり、5月8日から8月末までを令和5年春開始接種として実施します。

対象となる方は、65歳以上の者、5歳以上の基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者等として、使用するワクチンは、現在、使用しておりますオミクロン株2価ワクチンとなります。

また、令和5年秋冬の追加接種として、9月から12月には、接種可能な全ての年齢の者を対象として実施される予定となっており、この接種に使用されるワクチンは、現在、未定となっております。

なお、先ほども御説明いたしましたが、接種に係る費用につきましては、引き続き、公費負担での接種が進められる予定となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 接種券送付は、いろいろ複雑になっていきますので、打たなきゃいけないと思った方には、間違った送付になったりしますので、注意をしていただきたいと思います。

次、5歳から11歳のワクチン承認・接種について、お伺いをいたします。

オミクロン株B.A. 5に対応した5歳から11歳の子供用ワクチンを承認いたしました。

武漢型B.A. 4-5対応で、2価ワクチンのことでもあります。

これは、…~~(詳細)~~…のデータのみですが、接種について詳細をお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

5歳から11歳のワクチン接種につきまして、令和5年2月28日に、ファイザー社の5歳から11歳用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されました。

このワクチンは、初回接種（1回目、2回目）を完了したもので、前回の新型コロナワクチン接種の終了後、3か月以上を経過したものに対して接種を行うものです。

接種開始につきましては、令和5年3月8日からとなっておりますが、本市へのワクチンの配送は、本日3月14日予定となっていることから、本市での接種開始は医療機関との調整期間を考慮しまして、4月上旬になる予定です。

なお、対象者は、令和5年2月15日現在、204人となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申入れがありますので、この際、これを許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問における新型コロナウイルスについての質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「これは」の次から、「のデータのみであります」の前まで、発言について取り消しをお願いいたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を許可することに決しました。

一般質問を続行いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 5歳から11歳、ワクチン承認・接種について、お伺いをいたします。

これは、2価ワクチンと思いますが、非常に少ない臨床データでございますので、接種についての安全性等を含め、詳細をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、この内容で答弁をさせていただきましたが、もう一度、答弁させていただきます。

5歳から11歳のワクチン接種につきましては、令和5年2月28日に、ファイザー社の5歳から11歳用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されました。

このワクチンは、初回接種を完了したもので、前回の新型コロナワクチン接種の終了後、3か月以上経過したものに対して、接種を行うものです。

接種開始につきましては、令和5年3月8日からとなっておりますが、本市へのワクチンの配送が、本日3月14日となっておりますことから、本市での接種開始は、医療機関との調整期間を考慮して、4月上旬になる予定です。

なお、対象者は、令和5年2月15日現在、204人となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、10番の努力義務の今後について、お伺いをいたします。

子供たちのマスクをずっと続けてまいりました黙食等の今の現状はどのようになっているのでしょうか。そして、これからの子供たちのマスクはどうなって、黙食については、もう改善はされると思いますけれども、全体的にどうなっているか。

マスクも、国は優先順には、やはり人権のところから個人の対応となっておりますけれども、学校では非常に厳しい中で、宿毛市は全校生徒がやっていました。

でも、全国では70校、マスクなしにするところがありましたよね。これは去年の段階ですので、もっとあると思います。

東京だけでも4校ありました。

その学校から、マスクをしていないということで、感染症が出ましたという事例も、1校もなかったですよ。

そういうことと、それから黙食についても、

国は求めてなかったということでしたけれども、ずっと3年間も続けてまいりました、黙食。本当に子供たちは、黙食というのは、人間の冒涇以外は何物でもない。絶対的に立場の弱い子供たちには、行ってはならないことだったのではないかと、私は思いました。

そういうことも含めて、これからの子供たちのマスクや黙食など、そういう感染症対策について、これからのことをお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、文部科学省が作成しました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルで対応しているところでございます。

衛生管理マニュアルは、国の対応方針の変更により、随時更新されているところでございます。

今回、令和5年2月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が、マスクの着用の考え方の見直しについて発表されまして、学校におけるマスクの着用は、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされておりますが、適用につきましては、4月1日からという形になっております。

以上のことから、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しの詳細が届きましたら、各学校に周知をしたいと思っております。

また、黙食につきましては、昨年11月25日の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針で、これまで国民への周知等として、国民

に対し基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすることを促す、そういう項目が削除されております。

文部科学省、高知県からは、各学校の感染状況を踏まえまして、机を向かえ合わせにしない、大声での会話を控える、換気の確保等の適切な感染対策を講じた上で、会話等を行うことは差し支えないとされているところでございます。

本市につきましては、これまでも新型コロナウイルスの感染対応につきましては、国、県の取扱い準拠してきておりますので、黙食の変更については、既に学校に周知を行いまして、各学校もその対応を実施しているところでございます。

マスクの着用と同様に、4月1日からの詳細が届き次第、学校に周知を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 子供たちのために接種をしてくれと、岸田総理も言うておりましたけれども、ナチスの収容所から生き残った95歳の方の言葉があります。

私たちは、もう生きた。十分生きた。でも、子供たちの笑顔を見て、見届けて、この世を終わりたいという言葉も、非常に重く受け止めております。

それでは、コオロギ食の危険性について、お伺いをいたします。

徳島県の高校で、コオロギパウダーを使ったお菓子づくりや、パウダーを使った給食が2022年11月、今年2月にも、コオロギエキスを使った給食を出したと分かっております。

中薬大辞典によると、妊婦に使用してはならない。不妊、アレルギー、皮膚病と課題を指摘されています。

最近では、コオロギを子供たちに食べさせよう

と、補助金を使って広がりを見せておりますけれども、このことについて、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） ただいまの御質問にお答えします。

昨年11月28日に、徳島県の県立高校にて、全国で初めてコオロギの粉末を使用した給食を実施したことは、報道等により承知しております。

また、コオロギ食の危険性について、認識しているかということにつきましては、当市の学校給食事業に限定して答弁させていただきますが、食物アレルギーの観点からも課題が残るものと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） いろいろと名前が変わって入ってきているようですので、十分、給食のほうには気をつけていただきたいと思います。

政府は、牛は殺しても、コオロギ食を養殖する農家には、どんどん補助金を出すというような非常におかしなことが起こっておりますので、よろしく願いいたします。

次、3番の肥料、飼料、エネルギー高騰による支援について、お伺いをいたします。

農業も漁業も全般です。私たちの家庭そのものの生活も非常に物価が高くなり、大変な日々を過ごしておりますけれども、産業振興計画の土台である第1次産業をどう守っていくのか。今年度はどうであったのか、支援についてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

肥料、飼料、エネルギー高騰による支援についてであります。国や県の補助であります。

フティネットといわれる施設園芸や、漁業者の燃油高騰や飼料への補助金、肥料高騰への補助金、畜産農家に対する配合飼料への補助金などが実施されております。

宿毛市の支援の取組といたしましては、市内の農林漁業者に対して、種苗費、薬剤費、燃料費、動力光熱費、肥料費、飼料費の価格高騰分を支援するため、令和4年分の対象経費に、経費率を用いて算出した額の90%、上限50万円を給付する、宿毛市農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金を今月の20日まで受付しておりますので、申請していただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今年度はそういうことで、了解をいたしました。

気になるところは、来年度も継続していく予算がついているのかどうか。来年度のことについて、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川田議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度の支援についてであります。国、県におきましては、現在、肥料につきましては、令和5年5月までの購入分におきましては、補助を実施する予定となっております。

宿毛市といたしましては、現在、実施しております令和4年中の経費に対する宿毛市農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金を令和5年度に実施する予定は、現在のところはありませんが、肥料等の価格高騰につきましては、収まる心配もなく、今後の動向も注視していく必要があります。

新たな国や県の対策など、情報収集や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次は、マイナンバーカードについて、お伺いをいたします。

交付率に伴う交付税の算定についてという話の中で、皆さん御承知だと思うんですけども、備前市で非常に不可解なと言うか、教育機関で子供たちの食べ物を人質にした、犯罪的ともいえるようなことが、自治体で行われているということが判明いたしました。

それで、地方自治法には、住民はその属する普通地方公共団体の役務提供を等しく受ける権利を有することが定められているはず。

備前市がなりふり構わず、普及に躍起になるこの背景には、政府によるあめとむちの政策があると聞いております。

マイナンバーカードの普及率を地方交付税の算定に反映させようとしている事実について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

国の令和5年度地方財政計画において、地方交付税における基準財政需要額の算定項目の一つであります地域デジタル化社会推進費には、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費として、約500億円が市町村分として増額算定される予定となっております。

これにつきましては、地域のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの交付率が高い市町村については、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多くなると想定されることから、各市町村のマイナンバーカード交付率に応じて、基準財政需要額を割り増しする算定となっているものでございます。

本市のマイナンバーカードの交付率は、令和5年1月末時点で79.4%となっており、全

国平均の60.1%を大きく上回る状況にありますが、現時点での算定となる根拠について、詳しく示されておりませんので、最終的にどの程度になるかというのは、今は分かっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） この備前市の出来事を見てみますと、大きな署名運動になりました。備前市では、マイナンバーカードの差別の持ち込みをやめようと、3万2,000人のまちで、反対運動が起こりました。そして、署名運動は4万3,000人の結果となりました。

子育て支援にマイナンバーカードの差別は許さないと署名したのは、つくった人が圧倒的に多く、そんな政策は賛成できないとの署名が大きく動いたものと思います。

そして、このマイナンバーカードですけれども、利用範囲の拡大がどんどん保険証や免許証、子供の成績とかも入っていく予定が、どんどん連なっておりますので、個人としては、拡大に伴う認識とか周知について、個人でそれを知る由というのは、なかなか困難ではあると思います。

マイナンバーカードを持つということは、これはもうマイナポータルを利用することに、申し込むとなりますので、そうすると自己責任ということになります。

知らない間に取り返しがつからないことになっても困りますので、利用範囲の拡大に伴う認識と周知について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの利用につきまして、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付、

マイナポータルを使用した行政手続のオンライン化など、利用範囲の拡大によりまして、利便性が向上いたしております。

なお、マイナポータルを使用した行政手続など、利用者の任意の選択となりますが、利用範囲が拡大される際などは、今後も広報やホームページなどで周知をしまいたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、保険証としての利用について、もうすぐそこになっておりますけれども、保険証の一元化について、昨年、政府が健康保険をマイナンバーカードに一括すると発表いたしました。

病院にかかれなくなるのではと、不安に駆られた高齢者が、申請に訪れる数を増しております。

人々の不安心理を利用して、カード普及を図るこそくな手法とも思われます。

保険証としての利用について、詳しいことをお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長お答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関しましては、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すという政府の方針のもとで、現在、関係省庁において、具体的な内容について検討がなされているところでございます。

本市といたしましても、国民健康保険の保険者として、今後、こうした検討状況を注視しながら、健康保険証廃止への対応を検討していくこととなりますが、市民の皆様にとりまして、健康保険制度は非常に重要かつ身近なものと認識をしており、状況を見ながら、広報紙等により周知を図るなど、対応してまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

次は、医療機関のカード読み取り機について、お伺いをいたします。

マイナ保険証は、専用のカードリーダーを設置し、それを扱える人員がそろった医療機関、保険薬局でしか使うことができません。

厚生労働省保健局、昨年8月に公表した全国の医療施設22万9,686施設のうち、顔認証つきカードリーダーの運用開始施設は、6万1,659施設で、全体の26.8%であります。

当市の状況をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用申込と併せて、医療機関におけるシステム導入が必要となりますが、厚生労働省が公表しております令和5年3月5日現在の資料によりますと、宿毛市内で当該システムの導入が完了している医療機関は、病院等で10機関、薬局が10機関の合わせて20機関となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マイナンバーカードを持たない人の不安の声が多くあります。

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを一括する方針の発表があり、高齢者は不安を持っておりますが、人々の不安心理を利用したやり方で、非常にこそくな手法だと思います。

利用者側も、マイナンバーカードやマイナ保険証をどうしても取得すべきツールとは見ていません。マイナンバーカードの申請率は、2月4日現在、65.9%と発表です。しかし、マ

イナンバーカード保険証の登録は、全国人口比34%で、人口の6割以上がマイナ保険証に登録していません。

この状況下で、保険証を廃止すれば、苦情があふれ、窓口業務は混乱が必至であります。

命と健康に関わる医療を人質にするのは、思想信条に反して、マイナンバーカードを取得するか、医療を受け取る権利を諦めるかの選択になるのではないかと心配が起きます。

マイナンバーカードを持たない人についての保険証の対応をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

健康保険証との一体化に関する具体的な内容については、まだ確定したものではありませんが、健康保険証が廃止される令和6年秋以降は、マイナンバーカードの紛失や未取得等も含め、保険資格の確認ができない方については、保険者が資格確認書は無償で交付することにより、引き続き、保険診療を受けることができるようにする方針であるというふうに、認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次は、口座のひもづけについて、お聞きをいたします。

口座ひもづけの現状についてでございますが、とうとう最大の眼目である、預金口座とのひもづけが始まるうとしています。

従う人が多いと踏んだのか、まず手始めは、年金受給者から実施ということです。

行政機関が既に把握している住民の口座情報をマイナンバーにひもづけて、登録する新制度も導入されています。

住民に通知し、期限までに不同意の回答がなければ、同意したものと自動的に登録するとあ

りますが、施設に入っていて、郵便は自宅に届くという人もいれば、認知症などで判断がつかない人もいることが想定されます。

個人情報、適正な方法で取得しなければならないと法で定められており、十分な判断能力を要していない人から、個人情報を引き出すことは禁じられているはずであります。

次は、児童手当受給者も、同じ手法で収集していきます。不同意がなければ同意とみなされます。法を逸脱して情報収集に乗り出した以上、情報が適切に保護されるか懸念があります。

口座ひもづけの現状について、教えてください。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

公金受取口座の登録に係る御質問でございました。

公金受取口座の登録について、現行のマイナンバー法において、マイナポータル経由、それから行政機関等の経由、金融機関の経由の3種類の登録方法がございまして、利用者の同意により、今後運用が進んでいくものと考えております。

一方で、先般、行政機関が把握済みの口座を公金受取口座として登録する制度を設けることなど、行政機関等経由の登録方法に、特例制度を創設するマイナンバー法の一部改正法案が国会に提出され、審議されるといった報道がございました。

まずは高齢者層を対象として、年金受取口座を利用していいか確認をし、不同意の回答がなければ、同意とみなすという内容もございまして、行政機関として、日本年金機構を想定するものでありましたので、担当より幡多年金事務所に問い合わせをいたしました。詳細は分からないということでした。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 詳細はこれからということでしょうか。

最後に、マイナンバーカードの利便性と危険性について、お伺いをいたします。

マイナポイント申請者には、一人最大2万ポイントの金を配るといふ、よっぽど欲しい情報だろうと思います。

政府が頑固にマイナンバーカードを普及させようとする理由が、ここにありそうであります。

マイナンバー利用客は、利用したら同意したとみなされます。1度使うと同意、国家権力政府が一方的に変更できるなど、国が勝手に規約を変更できるとあります。

勝手に変えるといっても、税金を払っているから、来年から法人税が上がるとか、勝手にこの契約が国のほうで変わってきたり、地方自治体のほうで、こういう税金がこうなりましたというの、もう勝手に上がってくるわけですので、法というのは、そんなものではないでしょうかと理解をしております。

しかし、国が勝手に決める法律であっても、マイナンバーカードに反対したドイツは、違憲判決で廃案となり、アメリカは任意でありましたが、マイナンバーカードの漏えいや、不正で問題化され、イギリスは運用1年で廃止されました。フランスは、国民の抵抗があり廃案となり、オーストラリアは猛反対で廃案。

外国は、法案として上がってきたが、何らかの理由で、廃案になったマイナンバーカードの利便性と危険性について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの利便性といたしまして、本人確認のための身分証明書として利

用できるほか、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニでの取得、それから健康保険証としての利用、オンラインでの行政手続など、様々なサービスが利用できる点が挙げられます。

一方、マイナンバーカードの危険性についても、御質問をいただいておりますが、マイナンバーカードは、セキュリティ対策が取られておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、カードには顔写真がついているため、第三者がなりすましで使用することは困難となっております。またカードには、暗証番号が設定されており、一定回数間違えるとカードの機能がロックされ、利用できなくなります。

なお、カードを紛失した場合は、24時間365日対応のコールセンターに電話をすれば、カードの一時利用停止を行うことができますので、御連絡をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） いろいろ問題が後から出るのも、このマイナンバーカードかも分かりません。

国がやるからうのみにするのではなく、いいか悪いかを含めて、1個1個判断することが必要です。

なぜ日本にこんなにマイナンバーカードを進めるのか、本当によいものなのか、なぜか。外国で廃案になっているが、どうしてだろう。市民も成長するきっかけにしたいと思っております。

私の質問に対して御答弁いただいたことが、市民のお役に立てば幸いと存じます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時12分 散会

令和5年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和5年3月15日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第50号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第50号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（13名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |
| 8番 山 上 庄 一 君 | 9番 山 戸 寛 君 |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 | |

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|-----------|
| 事務局 長 | 黒 田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 奈 良 和 美 君 |
| 議事係 長 | 桑 原 美 穂 君 |

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|--------------------------|-----------|
| 市 長 | 中 平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 岩 本 昌 彦 君 |
| 企 画 課 長 | 上 村 秀 生 君 |
| 総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長 | 桑 原 一 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 有 田 巧 史 君 |
| 市 民 課 長 | 岡 本 武 君 |
| 税 務 課 長 | 山 岡 敏 樹 君 |

| | |
|----------------------------|----------|
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 恵介 君 |
| 健康推進課長 | 松田 まなみ 君 |
| 長寿政策課長 | 谷本 裕子 君 |
| 環境課長 | 谷本 和哉 君 |
| 人権推進課長 | 川村 志保 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 敬二 君 |
| 商工観光課長 | 長山 敏昭 君 |
| 土木課長 | 澤田 英典 君 |
| 都市建設課長 | 小島 裕史 君 |
| 福祉事務所長 | 朝比奈 淳司 君 |
| 水道課長 | 川島 義之 君 |
| 教育長 | 鎌田 勇人 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 克哉 君 |
| 生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長 | 中平 成也 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 建一 君 |

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 皆さん、おはようございます。今回、質疑の通告を提出したのは私ひとりということで、何か寂しいような、荷が重いような感じで、この場に立たせていただきました。今回の質疑、新規事業を中心に質疑をさせていただきますので、それぞれ担当課長のほうからの御説明、よろしく願いをいたします。

まず、はじめに質疑いたしますのは、議案第4号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、こちらの41ページになりますが、第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、18節負担金補助及び交付金の省エネ家電製品買い替え促進補助金について、担当課の御説明を求めたいと思います。

まず、この事業の内容と目的について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、令和4年宿毛市一般会計補正予算（第8号）、41ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、18節負担金補助及び交付金、省エネ家電製品買い替え促進補助金1,000万円の目的と事業内容について、御説明いたします。

本事業は、昨今の電気料金の高騰による市民

生活への影響や家計への負担増を踏まえまして、エアコンなど省エネ性能の高い家電製品への買い替えを促進することで、二酸化炭素排出量の削減と電気料金の負担軽減による生活者支援を行うことを目的としております。

事業内容といたしましては、使用中のエアコンや冷凍冷蔵庫を省エネ性能の高い商品に買い替える場合に、それぞれ本体価格の3分の1、もしくは5万円を上限として、どちらか低い額の補助金を交付しようとするものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 内容と目的について、御説明をいただきました。

そこで再質問をさせていただきますが、省エネ家電というのは、どういったものが定義なのか、そちらを教えていただきたいのと、エアコンと冷蔵庫が対象の家電だということなのですが、冷凍の機能のみの冷凍庫の家電製品、今度の事業の家電製品として含まれるのでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

補助対象とする省エネ家電につきましては、家庭での電気使用料が比較的多いといわれておりますエアコンと、冷凍冷蔵庫を対象家電としております。

省エネ性能につきましては、JIS規格C9901という基準がありまして、その基準に基づく省エネ達成率が、冷凍冷蔵庫につきましては2021年度目標、エアコンにつきましては2010年度目標の100%以上の商品を対象とする予定としております。

省エネ基準達成率につきましては、統一省エネラベルでその商品の省エネ達成率が判断できますので、購入の際に御確認いただけたらとい

うふうに思っております。

それから、冷凍庫のみの商品が対象になるのかということでしたけれども、今回の補助事業の中では、冷凍庫のみについては補助金の対象から外させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） エアコンと冷蔵庫のみということで、冷蔵庫は含まれないということです。

こちらの事業の補助金を申請する場合の申請方法、またこの事業の開始時期、また市民の皆様には、この事業をどのようにして周知なさるのか。

また、自分が購入しようとしている家電が、この補助事業の対象かどうか、やはり店頭に行き、家電量販店の方にお伺いするのが一番だと思いますけれども、家電量販店の皆様への周知はどのようになさるのでしょうか。こちらについても、御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

補助金の申請等につきましては、市広報5月号や市ホームページで詳しく周知を行う予定ですけれども、必ず省エネ家電を購入する前に、購入予定商品の見積書や、それから設置場所が分かる写真などを添付して、環境課に申請書を提出していただき、市の補助金決定後に購入、設置していただくことになります。

また、市内電気店などに対しましては、補助制度の説明資料を送付するなどして情報提供を行い、スムーズな申請手続等につなげていきたいと考えております。

それから、今回、エアコンを補助対象としておりますので、申請の受付等につきましては、夏の暑い時期までにエアコンの設置が完了でき

るように、申請書の受付開始時期につきましても、5月下旬、まだはっきり日にちまではこの場ではお伝えできませんけれども、5月下旬までには、補助事業の事務処理が受付できるように事務処理を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 省エネにもなりますし、宿毛の経済の活性化にもつながる事業だと思って、期待しております。

環境課の省エネ家電の補助事業についての質疑は、以上といたします。

続いて質疑いたしますのは、議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算。こちらのほうから質疑をさせていただきます。

52ページの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金のダブル成人式補助金について、御説明をお願いいたします。

昨日、高倉議員の一般質問の中でも、ダブル成人式を取り上げられておりましたので、重なる部分もあるかとは思いますが、改めて御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、52ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、ダブル成人式補助金100万円について、事業の目的とその内容を御説明いたします。

本事業は、市外に転出した宿毛市出身者のUターン促進や帰省による交流人口の増加、再会の場の提供、地域経済の活性化などを目的として、当該年度に40歳を迎える方を対象として

実施するダブル成人式の開催に対して、補助金を交付しようとするものでございます。

補助金の交付先につきましては、式典の企画や運営などを行う実行委員会を想定しております。対象経費といたしましては、式典を開催する会場の借上料や景品代、参加者募集に関する費用などを想定いたしまして、100万円の上限を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 市内出身者の方々が40歳という節目にあたり、また郷土のよさなどを見直す事業だとは思いますが、Uターンの促進や、人口減少対策というような側面もあるかと思っておりますけれども、担当課長として、そのほかにどういったことを効果また期待しておられる事柄がありますでしょうか。御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

Uターンの促進、人口減少対策以外で期待する効果についてでございますが、40歳という年齢は、それぞれの土地での生活基盤もできているため、きっかけがなければ、なかなか宿毛市に帰れないという方もいらっしゃるのではないかと思います。

例えば、長年、地元宿毛に帰ってきてなかった人が、こうした機会をつくることによりまして、久しぶりに帰省していただき、地元のよさを再認識することや、旧友との再会がきっかけとなり、それまではあまり帰省しなかった人が、毎年、宿毛に帰ってくるようになるなど、交流人口の増加につながっていく。

また、40歳は仕事盛りの年齢でもありますので、責任のある業務を任されている方も多くいらっしゃると思います。そういった同世代の

方が集まることで、それぞれの職業の交流の場となる可能性もあり、業種を超えたビジネスのマッチングや新たな取引が生まれるなど、地域経済の活性化にもつながっていく、そういった波及効果などを期待しているところでございます。

人と人がつながり、参加者にも宿毛市にとっても、未来につながる式典となるよう、開催に向けた支援、フォローアップを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 40歳、私にとっては、はるか昔となりましたけれども、事業の成功をお祈りしております。

それでは、続いて質疑をさせていただきますのは、同じく87ページになりますが、第3款民生費、第5項人権政策費、1目人権政策総務費、こちらの12節委託料、男女共同参画計画策定支援事業委託料、こちらについての御説明をお願いいたします。その目的と内容について、お示しください。

○議長（寺田公一君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

同じく議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、87ページ。タブレット、93ページになります。

第3款民生費、第5項人権政策費、1目人権政策総務費、12節委託料、男女共同参画計画策定支援業務委託料の226万3,000円につきましては、令和5年度実施予定の男女共同参画における、市民、事業者アンケート調査に係る委託料となっております。

本市におきましては、現在、宿毛男女共同参画プランを平成16年3月に策定し、男女共同参画に取り組んでまいりましたが、その後、女

性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性の活躍推進法が制定され、この法律に基づく施策を推進するための計画の策定も努力義務となっており、改定が必要な状況となっております。

前計画から20年近くが経過しようとしており、現在の市民の意識や、各事業所におけるワークライフバランスや、女性の登用や活躍推進の取組の現状把握のため、市と受託業者で協議を重ね、調査票の作成や発送、集計、分析及び結果の取りまとめ等を委託するものです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 男女共同参画の社会の実現のための貴重な資料になるものと思いますが、こちらのアンケートは、どのような方々を該当者とするのでしょうか。

男女別、また年代、そういったアンケートの送付先について、どのようにして決められるのか、そちらのほうの御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

アンケート対象予定につきましては、無作為に抽出した市内在住、満20歳以上の男性、女性、それぞれ1,000人ずつの2,000人。また、市内の200事業所を予定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） もう一つ、再質問をさせていただきます。

こちらのほうは、大体いつ頃をめどに、この調査事業を行われるのでしょうか。

こちらの期間的なものを教えていただければと思います。

○議長（寺田公一君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、

再質疑にお答えいたします。

アンケートの実施につきましては、令和5年度中にアンケートを実施し、関係資料につきましても令和5年度中に策定する予定です。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） ありがとうございます。

続いての項目に移ってまいります。

同じく103ページ。こちらの第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、特産果樹高付加価値化推進事業業務委託料について、この事業は、こういった目的、内容なのかをお示してください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和5年度一般会計予算、103ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、特産果樹高付加価値化推進事業業務委託料50万4,000円について、御説明いたします。

現在、JA高知県と連携し、新たな作物として産地化を目指して取り組んでおりますフィンガーライムにつきましては、オーストラリア原産の高級かんきつとして流通しており、主に高級料理店などのコース料理などの食材として使用されております。

特徴としては、口の中にかんきつの爽やかな味と、フィンガーライム独特の香りが広がり、品種毎で、様々な鮮やかな色味や酸味、食味、香りなどが非常に珍しいかんきつであります。

しかし、食品としてのデータがなく、また多数ある品種の中から、今後、有望な品種を選択していくことの検討も必要であります。

そこで、機能性分析に実績のある高知大学と

連携し、品種による違いや他の香酸かんきつとの比較を行うことで、データに基づいたフィンガーライムの説明や、PRを市場関係者やバイヤーへ実施することが可能となり、さらなる販路を開拓すること。また、機能性成分のデータを参考にすることで、品種ごとの特性を把握し、より優位な品種での産地化を図ることを目的として、この研究を高知大学に業務委託するものであります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） フィンガーライムという、多分、市民の皆さんの中にも、あまり聞いたことがない、どんな果樹だろうと思われている方いらっしゃると思います。私も、本当に最近、この名前を知りまして、一度だけ見たことがありますけれども。フィンガーという名のおり、本当に指ぐらいのライムなんです。

先ほどの課長の御説明にもありました、こちらのフィンガーライムは、オーストラリアが原産ということなんです、私のイメージでいうと、オーストラリアというのは、非常に降雨量が少なく、乾燥した土壌を持っている国かなという印象があるんですが、日本のように降雨量が多くて、多湿な環境の中でも、生育が問題ないのでしょうか。その点、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

オーストラリア原産であるフィンガーライムの日本での栽培についてであります、気候など大きな違いがありますので、露地栽培ではかなり厳しいとお聞きしております。

宿毛市ではハウス施設での栽培管理を行い、一定の温度、湿度をコントロールしながら、適正な栽培技術の確立を図っておりまして、徐々に生産量も増加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 新しい果樹ということで、今後いろんな研究や栽培方法、いろんな形で、また変わっていったりしていくんだと思いますけれども期待しております。

そして、もう一つ、新しい果樹ということで、このフィンガーライムの日本での生産というのは、どのような生産状況になっているのか。

それから、先ほど、高級なお店で取り扱いがあるということですが、フィンガーライムは、飲食店や消費者の方々の中では、どういった評価、評判なのか、それも教えていただけますか。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

まず、今現在の生産状況についてであります、日本国内では、まだまだ生産農家が少ない状況です。希少価値の高いかんきつであるということで、愛媛県八幡浜、宮崎県、三重県など、ほかの地域でも産地化する動きがあります。

今後、さらに注目される作物であると考えております。

また、飲食店や消費者の評判についてありますが、市場関係者からは、プチプチとした食感や品種による色の違いなど、見た目も好評で、高級食材として人気が高く、今後も需要が見込まれるかんきつであるとの話をJAの担当者からお聞きしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 新しいかんきつ、フィンガーライム、本市が先進地となることを期待しております。

それでは、続いて、質疑続けてまいります。

次は、137ページ。

こちらの第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及び交付金の文化公演事業費補助金について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、川村議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、137ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及び交付金、文化公演事業費補助金240万円に係る目的と内容について、お答えいたします。

令和5年度新規事業等調査票につきましては、13ページとなります。

まず、事業の目的といたしましては、宿毛市は令和6年3月に市制70周年を迎えます。また、岡本知高氏にとりましても、今年12月にCDデビュー20周年を迎えます。

今回は、その2つの節目を記念し、岡本知高氏のソロコンサートを実施するものです。

事業の内容といたしましては、今回、主催となるさくらの里すくも音楽祭実行委員会に補助金として支出するもので、宿毛市及び宿毛市教育委員会が、共催として実施する予定としております。

開催日は、令和6年2月または3月で、会場は宿毛市総合社会福祉センターで、所属事務所と調整をしております。

なお、宿毛市での岡本知高氏のコンサートは、2013年11月以来となりますので、約10年ぶりの開催となります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 昨年、名誉市民となられた岡本知高さんのコンサート、楽しみにい

たしております。

続いて、文化振興に関する質疑をいたします。

同じく137ページから139ページにかけてなんですが、第9款教育費、第4項社会教育費、こちらの3目公民館費、並びに5目歴史館費に関することです。

こちらのほう、文教センターの開館30周年記念事業として、5つの事業が、新規事業等調査表のほうに記されておりますけれども、この30周年記念事業、これまでも周年事業としては、10周年、20周年と様々事業を行われてきたと思いますが、今回の30周年記念事業の内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、川村議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、137ページから139ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費及び5目歴史館費。文教センター開館30周年記念事業の内容と目的について、お答えいたします。

令和5年度新規事業等調査票につきましては、14ページから18ページになります。

当事業の目的といたしましては、宿毛文教センターは平成5年に開館以来、10周年、20周年と周年事業を行ってまいりました。

10周年のときには、飛び出せ想像力と題し、公民館では、奥谷 博自薦展、図書館では、検証 坂本嘉治馬、歴史館では、野中兼山と宿毛展などを実施いたしました。

また、20周年のときには、あすなろからひのきへと題し、公民館では子どもフェスティバル、図書館ではアナウンサーによる読み聞かせ、歴史館では企画展などを実施いたしました。

今回、30周年といたしましては、宿毛クローズアップと題し、新規事業及び既存事業を拡充し、様々な記念事業を計画しております。

内容といたしましては、公民館では、青少年育成事業として、地元音楽ユニット、マージアイランドが、子供たちと楽曲を作成しライブコンサートを行うイベントや、多目的ホールで映画を上映する文教映画館、小学生と中学生を対象とした、干物やわら縄づくり体験、平田町の城跡の散策、防災キャンプなどを予定し、歴史館では、歴史冊子の製作や、先日、歴史ふれあい広場に胸像が設置、寄贈されました岩村三兄弟をテーマにした企画展など、様々な事業を予定しております。

なお、公民館費としては、合計161万5,000円。歴史館費としては、合計312万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 多彩な記念事業、私の個人的には、国立映画アーカイブの映画の上映、大変期待しておりますので、またよろしく願いいたします。

次に移ります。

次は、同じ145ページのほうの第9款教育費、第6項教育諸費、3目高等学校費、18節負担金補助及び交付金。こちらの離島高校生修学支援補助金についての御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、145ページ。

第9款教育費、第6項教育諸費、3目高等学

校費、18節負担金補助及び交付金、離島高校生修学支援補助金12万円の事業内容について、御説明させていただきます。

本年度、沖の島中学校から卒業される方がおりまして、本事業は令和5年度からの新規事業となります。

新規事業等調査表では、12ページに掲載しているところでございます。

事業の目的としましては、公立の高等学校が設置されていない沖の島から幡多郡内の公立高等学校等へ進学するため、沖の島に居住する保護者のもとを離れ、学生寮、アパート等で暮らし、高等学校等に通学する保護者に対しまして、補助金を支給することで経済的負担を軽減しようとするものでございます。

補助金額は、月額1万円としております。金額の根拠につきましては、幡多郡内の高等学校に調査を行ったところ、大部分の高等学校に寮がございまして、通常、朝夕の2食があるものの食費と居住費の明確な区別がなく、一括した寮費となることがわかりました。

その中で、金額も3万円から3万6,000円程度となっておりますので、そのため、寮費のうち、食費を除いた金額や定期船代等の交通費を考慮しまして、月額1万円の定額としたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質疑をさせていただきます。

月額1万円の支給ということなのですが、その支給方法は、どのような形をとられるのでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、支給方法について御説

明させていただきます。

補助金申請については、年度当初に一括していただきまして、補助金の支給につきましては、4月から7月、8月から11月、12月から3月の4か月分をまとめて、3回で支給しようとするものです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 学期ごとの支給ということで、どうも御説明ありがとうございます。

令和5年度の宿毛市一般会計予算については、以上といたします。

そして、最後になりますが、最後は、議案第10号別冊、令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第4号）から、質疑をさせていただきます。

一番最後の10ページになりますが、第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、3目建設事業費、12節委託料、下水道ストックマネジメント等計画策定委託料を増額し、そして14節の工事請負費ストックマネジメント工事費と同額を減額補正しておりますけれども、この内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、5番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第10号別冊、令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、10ページ。

第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、3目建設事業費、12節委託料、下水道ストックマネジメント等計画策定委託料3,333万1,000円の増額と、14節工事請負費ストックマネジメント工事費の減額補正について説明します。

宿毛クリーンセンター、宿毛高砂ポンプ場及び5か所のマンホールポンプのストックマネジ

メント事業につきましては、施設の長寿命化を行うものですが、この事業は、令和2年度から6年度までの5か年で計画しており、今年度も計画に沿って工事を実施しております。

令和7年度以降の計画策定に2年が必要であり、令和5年度の国費の割り当てが不透明となるため、本年度の工事費の一部である3,333万1,000円を、委託料として繰越しするものです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 川島水道課長、ありがとうございます。

市民の重要なライフラインの一つである水道事業に携わる川島課長、再質問として、思いやお考えを一言お聞かせいただけますか。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川村議員の再質疑にお答えします。

水道課長としての思いということですが、私、水道課長として本議会、最初に答弁させていただいたのは平成24年の第2回定例会でありまして、そのときは、小筑紫町伊与野の水道タンクのところから水が漏れてまして、何年間もそれが漏れてたのが気づかず、直接、被害を与えたということで、補償の案件について答弁させていただきました。

そのときも思ったのですが、水道施設につきましては、昭和の時代に建設がされている施設がかなり多くありまして、時間が経過して、更新が必要となっている施設や設備があるということで、安全安心な水を提供するために、適切な維持管理と計画的な施設更新を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも、川島課長、

ありがとうございました。

以上で、私の今回の質疑を終わらせていただきます。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第50号まで」の47議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託をいたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月16日、3月17日、3月20日及び3月22日から3月24日まで、並びに3月27日は休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、3月16日、3月17日、3月20日及び3月22日から3月24日まで、並びに3月27日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月16日から3月27日までの12日間は休会し、3月28日午前10時より再開いたし

ます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時42分 散会

議案付託表

令和5年第1回定例会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|------------------------|----------------------------|---|
| 予算決算 常任委員会 (24件) | 議案第4号 | 令和4年度宿毛市一般会計補正予算について |
| | 議案第5号 | 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第6号 | 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について |
| | 議案第7号 | 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について |
| | 議案第8号 | 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| | 議案第9号 | 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について |
| | 議案第10号 | 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について |
| | 議案第11号 | 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について |
| | 議案第12号 | 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第13号 | 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| | 議案第14号 | 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について |
| | 議案第15号 | 令和5年度宿毛市一般会計予算について |
| | 議案第16号 | 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について |
| | 議案第17号 | 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について |
| | 議案第18号 | 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計予算について |
| | 議案第19号 | 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について |
| | 議案第20号 | 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について |
| | 議案第21号 | 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計予算について |
| | 議案第22号 | 令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について |
| | 議案第23号 | 令和5年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について |
| 議案第24号 | 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | |
| 議案第25号 | 令和5年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | |
| 議案第26号 | 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | |
| 議案第27号 | 令和5年度宿毛市水道事業会計予算について | |
| 総務文教 常任委員会 (12件) | 議案第28号 | 宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について |
| | 議案第30号 | 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| | 議案第34号 | 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第36号 | 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第39号 | 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第42号 | 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>議案第43号 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて</p> <p>議案第44号 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて</p> <p>議案第45号 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて</p> <p>議案第46号 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて</p> <p>議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p> <p>議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p> |
| 産業厚生 常任委員会 (11件) | <p>議案第29号 宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について</p> <p>議案第31号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第32号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第33号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第35号 宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第37号 宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第38号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第40号 宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について</p> <p>議案第41号 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第47号 市道路線の変更について</p> <p>議案第48号 市道路線の変更について</p> |

令和5年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第22日（令和5年3月28日 火曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第50号まで
（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）
（議案第4号から議案第50号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 議案第51号 宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第18号
- 第3 委員会調査について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第50号まで
- 日程第2 議案第51号 宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第3 陳情第18号
- 日程第4 委員会調査について

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（12名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 7番 高倉 真弓 君 |
| 8番 山上 庄一 君 | 10番 岡崎 利久 君 |
| 11番 野々下 昌文 君 | 12番 松浦 英夫 君 |
| 13番 寺田 公一 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（1名）

- 9番 山戸 寛 君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

- | | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 奈良 和美 君 |
| 議事係 長 | 桑原 美穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 上 村 秀 生 君
総 務 課 長 兼
選挙管理委員会事務局長 桑 原 一 君
危機管理課長 有 田 巧 史 君
市 民 課 長 岡 本 武 君
税 務 課 長 山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼
会 計 課 長 佐 藤 恵 介 君
健康推進課長 松 田 まなみ 君
長寿政策課長 谷 本 裕 子 君
環 境 課 長 谷 本 和 哉 君
人権推進課長 川 村 志 保 君
産業振興課長 岩 本 敬 二 君
商工観光課長 長 山 敏 昭 君
土 木 課 長 澤 田 英 典 君
都市建設課長 小 島 裕 史 君
福祉事務所長 朝比奈 淳 司 君
水 道 課 長 川 島 義 之 君
教 育 長 鎌 田 勇 人 君
教育次長兼
学校教育課長 和 田 克 哉 君
生涯学習課長
兼 宿 毛 文 教
センター所長 中 平 成 也 君
学 校 給 食
センター所長 平 井 建 一 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

山戸 寛君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

日程第1「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより、議案第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第50号ま

まで」の47議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（川村三千代君） おはようございます。予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第4号から議案第27号まで」の24議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、3月16日、17日、20日、22日の4日間にわたり審議を行いました。

その後、3月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案24件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算の46ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、14節工事請負費、本庁舎一般駐車場改修工事費220万円についてであります。

本事業は、本庁舎の一般駐車場の出入口を広げるための工事を行うものです。

委員からは、駐車場については、入口が狭く出入りが難しいということで、東側に出口を設置してはどうかとの意見があったが、検討はしていないのか、との質問があり、執行部からは、東側の出入口についても検討してきたが、西地域の学校の関係で造成工事が行われることや、車の内輪差を含め計算すると、出入口確保には6台から8台分の駐車場スペースが必要となり

断念した、との回答がありました。

続きまして、52ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、ダブル成人式補助金100万円についてであります。

本事業は、市外に転出した宿毛出身者のUターン促進や交流人口の増加などを目的に、当該年度に40歳を迎える方を対象として、ダブル成人式を開催するため、実行委員会に補助金交付するものであります。

委員からは、ダブル成人式の周知方法はどのように考えているのか、との質問があり、執行部からは、二十歳の成人式のように、何らかの名簿を活用することは想定しておらず、実行委員会から各中学校単位で発信する。

また、市の広報等の周知も考えている、との答弁がありました。

本事業に対して、委員からは、実行委員会の人選を含めて、透明性を確保する中で実施しないといけない。

また、できる限り、多くの方に情報が届くように、長い周知期間を設けるなど、十分な検討を行っていただきたい、との意見がありました。

続きまして、55ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、18節負担金補助及び交付金、電動アシスト自転車購入費補助金60万円についてであります。

本事業は、自転車を活用したまちづくりの一環で、電動アシスト付自転車の購入に対して補助金を交付するものであります。

本事業に関連して、委員からは、本年4月からはヘルメットの着用が努力義務化されるが、着用を促す取組はどのようにしていくのか、との質問があり、執行部からは、ヘルメット着用については、自転車を活用したまちづくりを進める上で、市民へもしっかりと周知していかな

ければならず、来月4月の広報に掲載し、周知を図る予定になっている、との答弁がありました。

続きまして、59ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料、事前復興まちづくり計画作成業務委託料2,500万円についてであります。

本事業は、南海トラフ巨大地震発生後の早期復興を目指すと共に、住民が被災前から被災後の生活に対し、今後も住み続けられるまちであると実感しながら、生活していくためのビジョンとなる計画の作成を行うものとなっております。

委員からは、委託先はどのような業者を想定しているのか、との質問があり、執行部からは、全国的にもそれほど事例はないが、防災関係やまちづくりに関するコンサルタントを想定している、との答弁がありました。

さらに委員からは、地域住民の意向が盛り込まれていくのか危惧しているが、どのように想定しているのか、との質問があり、執行部からは、事前復興という取組は比較的新しい取組でもあり、東日本大震災の事例からの教訓を生かし、住民の意向・意見をくみ取って、住民が自らつくり上げた実感するものにしていきたい、と考えている。

この前段として、東北ではどういうことが起きたのかということ十分に伝え、行政の考えも示した上で、住民の意見を聞くことが大事だと考えている、との答弁がありました。

続きまして、143ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、13節使用料及び賃借料、陸上競技場写真判定機借上料300万7,000円についてであります。

本事業に対して委員からは、今年の12月に

3種公認がなくなることになるが、この写真判定機の借上料が必要な理由は何か、との質問があり、執行部からは、現在の写真判定機が昨年11月頃に故障し、業者に見てもらったが復旧が困難であった。来年度の陸上競技大会開催に向け、写真判定機は必要と考え、レンタルで設置することとした。

なお、レンタルは令和5年度限りを想定している、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

第2分科会の主な審査概要について、御報告いたします。

はじめに、議案第15号別冊、令和5年度宿毛市一般会計予算、82ページ。

第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、14節工事請負費、保育園遊具等撤去工事費80万9,000円についてであります。

本件は、今年度に保育園の遊具を点検し、撤去が必要と判断されたものについて、撤去する費用であります。

委員からは、中央保育園や咸陽保育園など、閉園後の遊具も点検しているのか。また、使用できる遊具は、ほかの園や公園等への移設は考えていないのか、との質問があり、執行部からは、点検は閉園したところの遊具も行っており、危険な遊具については撤去する予定としている。

また、遊具の移設については、今後の施設の利用方法が決まっておらず、状況によっては、遊具を残しておいたほうがよい場合も考えられるので、状況に応じて対応していきたいと考えている、との回答がありました。

続いて、87ページ。

第3款民生費、第5項人権政策費、1目人権政策総務費、12節委託料、男女共同参画計画策定支援業務委託料226万3,000円につ

いてであります。

本件は、宿毛男女共同参画プランの改定に必要な現状把握のため、意識調査をアンケート形式で行うもので、設問の作成から実施、分析までを外部委託するものであります。

委員からの男女共同参画に対して、どのような状況であると考え意識調査を行うのか、との質問に対し、執行部からは、女性の活躍推進法も策定され、例えば、宿毛市振興計画にも男女共同参画の推進が挙げられており、女性の管理職も増えてきている。

現在の計画は平成16年3月に作成され、20年近く改定されておらず、社会の中のワークバランスや生活スタイルなど、現在の考え方や家庭の在り方も変化する中、20歳以上の男女1,000人ずつ、また事業所における女性の役職登用の状況に関する部分も調査し、今の情勢に沿ったものをつくっていききたい、との答弁がありました。

これに対し委員からは、男女だけではなく同性間でも考え方が異なる場合もある。幅広く意見を聞き、細かい部分まで計画としてすくい上げるように努めていただきたい、との意見がありました。

同じく89ページ。

第3款民生費、第5項人権政策費、4目住宅新築資金等償還推進事業費、11節役務費、手数料100万1,000円のうち100万円についてであります。

本件は、住宅新築資金等貸付金の債務者が死亡し、相続人が全員放棄した案件で、裁判所に相続財産管理人選任の申立てに必要な予納金であります。

委員からは、この申立てを行うことで、どのような効果、目的があるのか、との質問があり、執行部からは、相続資産の中に幹線道路沿いの物件があるが、現在、相続人不在のため、相続

資産を動かすことができない。相続財産管理人を選定することで、資産を売却できるようになり、債務返済に充てることができると考えている、との回答がありました。

次に、103ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、直七高付加価値化推進事業業務委託料100万円についてであります。

本件は、直七のPRを行うことで、さらなる販路拡大を狙うものであります。

委員からの今後は配布を行った苗も成熟して、生産量も増えることが想定される。サイズや傷等で規格外の直七も多くなり、そのような受入されなかった直七の受け皿を考える時期に来ているのではないかと。

以前、市内の飲食店で直七を使った料理や飲み物を提供する計画をしたが、数が不足、実施には至らなかったことがある。タイアップするなどして、宿毛で直七を食べることができる機会の創出も含めて、検討していただきたい、との意見に対し、執行部からは、生産者とも協議しながら、市内の飲食店などとマッチングできれば、サポートしていきたい、との答弁がありました。

続きまして、104ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市産業祭実行委員会補助金525万円であります。

本件は、4月29日に開催を予定している宿毛市産業祭への補助金であります。

委員からの産業祭にキッチンカーのブースが設けられていないと聞いている。また、新たに来年度において取り組むフィンガーライムをPRする予定はあるのか、との質問に対し、執行部からは、今年度に商工観光課が導入補助を行

ったキッチンカーは、5月3日に行われる道の駅すくもサニーサイドパークリニューアルオープンに際し、一堂に集めて披露する計画等もあり、今回はスペースを設けることには至らなかった。

市の補助で行っている事業でもあり、来年度以降は実行委員会等で協議して進めていきたい。

また、フィンガーライムのPRは予定していないが、生産している農業公社は産業祭に出店しているため、今後の生産状況なども見ながら検討していきたい、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、市の予算を使って行う事業について、産業祭などのイベントで披露やPRを行うことにより、市民に認知してもらうこともでき、また、新たな事業展開も図れるよう、各課が連携して取り組んでいただきたいとの意見がありました。

最後に、122ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料、計画策定業務委託料570万9,000円についてであります。

本件は、平成21年度に策定された宿毛市公営住宅等長寿命化計画について、見直し時期を迎えたため、改めて実態調査を行い、現状を考慮した上で、修繕計画や建て替えなどの政策方針について改定を行うものです。

委員からは、現在の計画を策定した当初は、現実とそぐわない部分があったので、今回はしっかりと行っていただきたい、との意見があり、執行部からは、今回の計画は社会資本整備総合交付金に必要な長寿命化計画と、人口減少や建物の老朽化等を鑑みて、管理戸数を減らしていく宿毛市独自の再編計画を統合させていくものであり、現実味のある計画にしたいと考えている、との答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました24議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第28号は、宿毛市個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の保護に関する規定が、同法に一元化されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、議案第28号と同様に、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じることから、本条例を制定しようとするものです。

議案第34号は、宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金が40万8,000円から48万8,000円に増額されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、沖の島～片島航路における新船の就航に向け、必要な事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、国の基準に基づき、消防団員の報酬年額を3万4,000円から3万6,500円に引き上げるなど、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号から議案第46号までは、いずれも定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてでございます。

内容につきましては、議案第43号は土佐清水市と、議案第44号は大月町と、議案第45号は三原村と、議案第46号は黒潮町と、それぞれ締結している定住自立圏の形成に関する協定において、連携して取り組むこととしていた四万十市における看護系4年制大学の誘致について断念したことから、当該取組について、それぞれの協定から削る変更を行おうとするものです。

議案第49号及び議案第50号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地、西部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上12議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案12件についての御報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（三木健正君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案11件についての審査結果を報告いたします。

議案第29号は、宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定についてでございます。

内容につきましては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を効率的かつ総合的に推進する上で、必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬のマイクロチップ情報登録制度が開始されたことに伴い、マイクロチップ情報を登録した飼主は、市への登録申請が不要となることから、当該登録申請手数料を徴収しないこととするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正

しようとするものです。

議案第35号は、宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市いきいきふれあいセンターにおけるすくもいきいきサロンを、回数券によって利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、建替事業により取り壊した手代岡小集落地区改良住宅団地に関する項目を削るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、借地借家法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、下水道使用料等について、消費税を乗じた額の端数計算の処理方法を改正すると共に、過料の金額について改正しようとするものです。

議案第41号は、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第40号と同様に、消費税の端数計算及び過料の額を改めると共に、民法の改正に伴い、給水装置等の申し込みに関する手続を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号及び議案第48号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、市道坂ノ下田ノ浦線及び市道駅前3号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、11議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第50号まで」の47議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第50号まで」の47議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（寺田公一君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第4号から議案第50号まで」の47議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第51号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（野々下昌文君） 議会運営委員長、ただいま議題となっております議案第51号「宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例について」、提案理由の説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が一元化されると共に、令和5年4月1日以降は、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律、改正後個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用とされることになりました。

しかしながら、地方公共団体の議会は、改正後個人情報保護法においては、適用対象外となったことから、議会において引き続き、個人情報保護の適正な取り扱いを確保するため、議会独自で新たに宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上が、議案第51号についての提案理由の説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第51号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号について、電子表決により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

(電子表決)

○議長(寺田公一君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第51号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、陳情第18号を議題といたします。

これより「陳情第18号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(三木健正君) 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

陳情第18号は、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書についてであります。

.....

内容といたしましては、物価高騰から生活保護利用者の暮らしを守るために、緊急に大幅な保護基準の引き上げを国に求めるものであります。

審査の過程で、委員から、今回の物価高騰は生活保護の生活はもとより、年金生活者や子育て

て世帯等も含めて、社会全体が大きな打撃を受けている。そういった中で、国でも諸所の対策をとっており、今後も物価高騰に対して、低所得者や住民税非課税の子育て世帯等を対象に、給付金を支給するように進められている。

燃料などの物価高騰は、生活保護者だけというよりは、社会全体を捉えて取り上げるほうがよいと考える、との意見や、生活保護受給者が物価高騰等で苦しい生活を強いられているという陳情者の説明は理解できるが、陳情書にある物価高騰に見合う生活保護基準の大幅な引き上げが必要と記載されている内容については、生活保護者を含む低所得者や子育て世帯の方々へ、政府も各種対策を講じており、意見書提出の採択は難しいと考える、といった意見がありました。

陳情者の意見陳述も踏まえ、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件について、報告を終わります。

○議長(寺田公一君) 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第18号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 1番、今城です。

陳情第18号物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書について、私は、本陳情は、採択すべきものとし、

反対討論を行います。

まず、生活保護基準とは何か、これを確認しておきたいと思えます。

憲法は、我々全ての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、その実現のために生活保護法で生活保護基準を定め、保護を具体的に行うようにしています。

生活保護基準は、生活保護者のみならず、非課税世帯、就学支援のほか、労働者の最低賃金も生活保護基準に基づき決定されるのです。

昭和35年、最高裁判決では、生活保護基準は現時点の経済状態に着目し、理論的、客観的に決定すべきであり、決してその時々予算状況によって左右されるべきものではないとしています。

このように、生活保護基準は、私たち全ての国民の生存権の基準であり、生活保護者のみならず、多くの国民の生活の土台の基準であることを確認しております。

以下、審査結果に反対の理由を述べます。

まず、1つ目、本審査については、生活保護基準が最低労働賃金など、様々な制度の土台であり、多くの国民生活に影響を及ぼすものであるという基本認識を欠く審査であったこと。これが最大の問題であります。

それは、審査報告の中で、物価高騰は生活保護者だけというよりは、社会全体を捉えて取り上げるほうがよいとか、生活保護者を含む低所得者や子育て世帯の方々へ、政府も各種方策、各種対策を講じており、意見書提出の採択は難しいなどと、生活保護基準を生活保護者だけのものとして論じていることに、基本的な誤りがあります。

また、生活保護基準について、このような緊急支援対策という別次元の施策を同列に論じていることも、大きな誤りがあります。

次に、反対意見の2つ目。陳情の趣旨である、

今の生活保護基準が、物価に見合っているのかどうかについて、全く審議しておりません。つまり、審査に値しない審査報告であるということです。

次に、3点目ですが、今の生活保護基準が物価に見合っているのかどうかについての判断についてです。

これは参考にしていただきたいんですが、現在、7地裁において、生活保護基準引き下げの取消判決が出ていますので、紹介しておきましょう。

2013年、厚労省は突如、独自の物価指数をもとに、食費や光熱費などの生活扶助の基準額を平均6.5%、年齢、家族構成によって最大10%を引き下げました。いわゆるデフレ調整です。

これをもとに、その後も5年ごとに生活保護基準の引き下げが行われ、各地で取消訴訟が行っているわけです。

それでは、判決を読み上げます。短くしたもののですが、述べます。

大阪地裁判決。2021年2月22日。

厚労大臣は、消費者物価指数よりも著しく大きい下落率の生活扶助の改定を行った。これは、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や、専門的知見との整合性を欠いている。

したがって、最低限度の生活の具体化に係る判断及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の逸脱、乱用があるから本件改定は違法である。

熊本地裁判決。2022年5月26日。

ゆがみ調整やデフレ調整などに際し、厚労大臣の判断過程や手続に過誤、欠落がある。

厚労大臣の裁量権を逸脱、乱用したものと言わざるを得ない。

東京地裁判決。2022年6月24日。

本件改定は、専門的、技術的な検討を経ておらず、統計等の客観的な数値等との合理的関連

性や専門的知見との整合性がなく、違法である。

横浜地裁判決。2022年10月19日。

引き下げ根拠の一つとされた物価下落率は、生活保護受給世帯の支出が少ないパソコンやテレビなどの価格下落が大きく影響したもので、受給世帯の実態に即しているとは評価できない。

宮崎地裁判決。2023年2月10日。

厚労大臣の判断や手続には、過誤、欠落があり、裁量権を乱用している。よって減額処分を取り消す。

和歌山地裁判決。2023年3月24日。

内容、手続面においても、厚労大臣の裁量権の逸脱、乱用があったという。

青森地裁判決。2023年3月24日。

厚労省独自の物価指数に基づく基準額は、生活困窮者の生活実態を適切に反映していない。

専門家抜きの決定プロセスに加え、原油高による物価上昇が起きた2008年を物価下落の起算点としたことに、十分な説明がなく、専門的知見と整合性に欠け、違法である。

このようなものですが、今後も4月以降、次々と判決が続く予定です。

このように、2013年以降、物価と生活保護基準が見合っていない現状は明白であります。

そして、その決定過程、その決定方法に違法判断が続く現状下において、国は対応を放置するのではなく、早急にかつてのように論理的かつ客観的に、現在の生活保護基準を改定すればよいということだけのことです。

本請願の趣旨について、2013年以降の生活保護基準の引き下げが物価に見合っていないこと、さらに近年の物価高騰において、その乖離が広がっていることから、生活保護基準を2012年に立ち返って、現在の物価に見合う生活保護基準に改定するよう、国に意見書を提出するよう求めているのであって、至極真つ当で、何ら矛盾はありません。

判決で繰り返し述べられているように、生活保護基準は、現時点の経済状態に着目し、論理的、客観的に決定すべきものであり、事実として、物価との乖離、これが明白であるのであるから、宿毛市議会が市民からの陳情を受けて、これを採択しないのはおかしいということです。

それは、議会の怠慢、あるいは何がしかの偏見ではないのかということです。いかがでしょうか。

法の精神にのっとり、住民の福祉向上のために努めるのが、我々議員の役目ならば、本陳情は採択し、国に対し適正な生活保護基準に是正するよう、意見書を提出すべきものと考えます。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第18号について、電子表決により採決いたします。

「陳情第18号」は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（寺田公一君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対2人、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下

委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました50議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えているところでございます。

令和5年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたとおり、一つ一つの課題に全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様におかれましては、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、この場をお借りいたしまして、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、今議会は、議員の皆様には任期最後の

定例会となりました。この4年間、市政発展のために、大変貴重な御指導、御助言をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

特に、今期をもって御勇退される議員におかれましては、大変長きにわたりまして、本市の発展のために多大な御尽力を賜りましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

どうか健康に御留意されまして、今後とも市政発展のために御指導御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、再度の出馬を予定されておられます議員の皆様におかれましては、再びこの議場でお会いいたしますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(寺田公一君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和5年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

議員 松浦英夫

議員 今城 隆

令和5年3月24日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

予算決算常任委員長 川 村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 審査結果 | 理 由 |
|--------|-------------------------------|------|-----|
| 議案第 4号 | 令和4年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 5号 | 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 6号 | 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 7号 | 令和4年度宿毛市定期船業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 8号 | 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 9号 | 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第10号 | 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第11号 | 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第12号 | 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第13号 | 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第14号 | 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第15号 | 令和5年度宿毛市一般会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第16号 | 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |

| | | | |
|--------|-----------------------------|------|----|
| 議案第17号 | 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第18号 | 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第19号 | 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第20号 | 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第21号 | 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第22号 | 令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第23号 | 令和5年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第24号 | 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第25号 | 令和5年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第26号 | 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第27号 | 令和5年度宿毛市水道事業会計予算について | 原案可決 | 適当 |

令和5年3月20日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|---|------|----|
| 議案第28号 | 宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第30号 | 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第34号 | 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第36号 | 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第39号 | 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第42号 | 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第43号 | 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 原案可決 | 適当 |
| 議案第44号 | 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 原案可決 | 適当 |
| 議案第45号 | 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 原案可決 | 適当 |
| 議案第46号 | 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 原案可決 | 適当 |
| 議案第49号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第50号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 原案可決 | 適当 |

令和5年3月22日

宿毛市議会議長 寺田公一殿

産業厚生常任委員長 三木健正

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--|------|----|
| 議案第29号 | 宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第31号 | 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第32号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第33号 | 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第35号 | 宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第37号 | 宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第38号 | 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第40号 | 宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第41号 | 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第47号 | 市道路線の変更について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第48号 | 市道路線の変更について | 原案可決 | 適当 |

令和5年3月22日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 三 木 健 正

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 件 名 | 審査結果 | 意 見 |
|------|------------------------------------|------|-------|
| 第18号 | 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書 | 不採択 | 不 適 当 |

令和5年3月20日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年3月22日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 三 木 健 正

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年3月24日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和5年第1回定例会

| 質問 順位 | 質問議員 | 質 問 の 要 旨 |
|----------|-----------------|---|
| 1 | 1 番 今城 隆君 | <p>1 前議会質問事案の進捗について（市長）</p> <p>（1）防災行政情報伝達について</p> <p>（2）在宅要介護者（家族）の支援について</p> <p> ア アシストスーツ・訪問理美容・加齢性難聴者の補聴器補助・その他の支援について</p> <p> イ 家族介護慰労金支給事業について</p> <p>2 生活保護の冬季加算の特別基準について（市長）</p> <p>（1）制度の概要について</p> <p>（2）特別基準の適用実績および今後の対応について</p> <p>3 学校建設について（市長、教育長）</p> <p>（1）宿毛小中学校PFI建設事業の概要と進捗状況について</p> <p>（2）西地区小中学校建設について</p> <p> ア 基本方針およびスケジュールについて</p> <p> イ 学校を地域づくりの核とするために</p> |
| 2 | 1 1 番 野々下昌文君 | <p>1 教育行政について（教育長）</p> <p>（1）主権者教育について</p> <p> ア 子ども議会の内容や、子どもたちの意見の受け止めについて</p> <p> イ 子ども議会の継続について</p> <p> ウ 「もし市長になったら」作文募集について</p> <p>（2）公立中学校の地域移行について</p> <p> ア 公立中学校の休日部活動移行の推進について</p> <p> イ 部活動指導員の導入配置について</p> <p>2 宿毛市陸上競技場について（市長、教育長）</p> <p>（1）トラックの改修を断念した時期について</p> <p>（2）議会への報告について</p> <p>（3）5年前の検定時の状況について</p> <p>（4）地盤沈下の追跡調査について</p> <p>（5）原因の特定と改修内容について</p> <p>（6）他市町村長の考えや県との対応、今後の取組について</p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| 3 | 9番 山戸 寛君 | <p>1 自転車を活用したまちづくり計画とその事業について (市長)</p> <p>(1) まちづくり計画の位置づけについて (2) まちづくりプロデュース事業委託業務の内容について (3) まちづくり推進本部会について (4) 実施計画に基づく各課の事業について (5) 電動アシスト自転車購入費補助事業について (6) レンタサイクル事業について ア 運営管理委託業務の内容・範囲について イ インセンティブ事業の内容と委託先について ウ 施設整備費補助金の内容と支給先について エ 利用者数と利用料収入について (7) 総合運動公園MTBコース整備事業について ア 整備費用の総額について イ コースのランク・レベルについて ウ 有効な活用ビジョンについて (8) ジャパンサイクルリーグ高知大会について (9) PDCAサイクルについて</p> |
| 4 | 3番 三木健正君 | <p>1 市長の政治姿勢について (市長)</p> <p>(1) 7年間の集大成について (2) 今後について</p> <p>2 農道の維持管理について (市長)</p> <p>(1) 一般農道の状況について ア 一般農道 (基幹的農道と圃場内農道) の現状について イ 維持や修繕 (改修) 等にかかる受益者負担率について ウ 近年の実績について (2) 今後の維持管理について ア 今後の支援について</p> <p>3 宿毛市斎場 (火葬場) における災害発生時の広域火葬計画について (市長)</p> <p>(1) 緊急事態発生時の広域火葬計画について ア 現在の宿毛市の対応について イ 近隣市町村との連携について (2) 宿毛市斎場 (火葬場) の事業継続計画について ア 現在の計画について</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | <p>イ 施設の状況について</p> <p>ウ 施設の維持管理、事業継続計画の見直しを含めた今後の計画について</p> <p>4 避難道の維持管理について（市長）</p> <p>（1）令和5年度の整備・修繕計画について</p> |
| 5 | 7番 高倉真弓君 | <p>1 インボイス制度導入について（市長）</p> <p>（1）インボイス制度の現状について</p> <p>（2）零細企業への対策と対応について</p> <p>2 災害に対する事前復興について（市長）</p> <p>（1）復興に重要な地籍調査の現状について</p> <p>（2）自然災害に対する対策について</p> <p>（3）宿毛市の事前復興への取組について</p> <p>3 中村宿毛道路高架下付近（平田町戸内）の排水路について（市長）</p> <p>4 ダブル成人式における移住Uターンについて（市長）</p> <p>（1）現在の移住状況、助成事業について</p> <p>（2）Uターンに対する助成事業について</p> |
| 6 | 10番 岡崎利久君 | <p>1 宿毛市総合運動公園について（市長、教育長）</p> <p>（1）MTBコースについて</p> <p>ア 計画どおりにコースが完成したのか</p> <p>イ コースの維持管理について</p> <p>ウ 今後の利活用について</p> <p>（2）宿毛市総合運動公園北側の未利用地について</p> <p>ア 未利用地の面積について</p> <p>イ 未利用地の利活用について</p> <p>ウ 仮設住宅用地としての利用について</p> <p>2 宿毛市空家等対策計画について（市長）</p> <p>（1）所有者の把握について</p> <p>（2）空家等の利活用について</p> <p>3 宿毛市都市計画マスタープランについて（市長、教育長）</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | <p>(1) 中央地域の賑わいづくりについて (2) (仮称) 奥谷美術館等の施設整備について</p> <p>4 保育行政について (市長)</p> <p>(1) 出生数について (2) 私立保育園・幼稚園の役割について (3) 浸水エリア内の保育園について</p> |
| 7 | 4 番 川田栄子君 | <p>1 新型コロナワクチン接種事業について (市長、教育長)</p> <p>(1) 当市の接種状況について (2) 2021年・2022年の死亡者数について ア 国の3回目接種率と超過死亡について イ 原因不明の死亡増大について (3) ワクチンの安全性と効果・危険性の認識について ア 安全とする根拠について イ 長期の動物実験について ウ スパイクタンパクとの因果関係について (4) 特例承認について ア 特例承認について イ 5類と緊急事態について ウ 特例承認の説明について (5) 基礎疾患者のワクチン接種の確認について (6) 5類への移行について (7) 頻回接種について (8) 筋肉注射の危険性について (9) これからのワクチン接種の概要について ア 23年度以降の概要について イ 接種券送付について ウ 5歳から11歳のワクチン承認・接種について (10) 努力義務の今後について ア 子どものワクチン接種の努力義務について イ 児童のマスクと黙食について</p> <p>2 コオロギを食することの危険性の認識について (教育長)</p> <p>3 肥料、飼料、エネルギー高騰による支援について (市長)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>4 マイナンバーカードについて（市長）</p> <p>（1）交付率と交付税について</p> <p>ア 交付率に伴う交付税の算定について</p> <p>イ 利用範囲の拡大に伴う認識と周知について</p> <p>（2）保険証としての利用について</p> <p>ア 保険証の一元化について</p> <p>イ 医療機関のカード読み取り機について</p> <p>ウ マイナンバーカードを持たない人について</p> <p>（3）口座ひもづけについて</p> <p>ア 口座ひもづけの現状について</p> <p>（4）マイナンバーカードの利便性と危険性について</p> |
|--|--|--|

令和5年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|-------------------------------|-------|------|
| 第 1 号 | 専決処分した事件の承認について | 3月28日 | 承 認 |
| 第 2 号 | 専決処分した事件の承認について | 3月28日 | 承 認 |
| 第 3 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について | 3月28日 | 承 認 |
| 第 4 号 | 令和4年度宿毛市一般会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 5 号 | 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 6 号 | 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 7 号 | 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 8 号 | 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 9 号 | 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第10号 | 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第11号 | 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第12号 | 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第13号 | 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第14号 | 令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第15号 | 令和5年度宿毛市一般会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第16号 | 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第17号 | 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|--|-------|------|
| 第18号 | 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第19号 | 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第20号 | 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第21号 | 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第22号 | 令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第23号 | 令和5年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第24号 | 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第25号 | 令和5年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第26号 | 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第27号 | 令和5年度宿毛市水道事業会計予算について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第28号 | 宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第29号 | 宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第30号 | 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第31号 | 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第32号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第33号 | 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第34号 | 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第35号 | 宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|---|-------|------|
| 第36号 | 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第37号 | 宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第38号 | 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第39号 | 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第40号 | 宿毛市下水道条例等の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第41号 | 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第42号 | 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第43号 | 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 3月28日 | 原案可決 |
| 第44号 | 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 3月28日 | 原案可決 |
| 第45号 | 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 3月28日 | 原案可決 |
| 第46号 | 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて | 3月28日 | 原案可決 |
| 第47号 | 市道路線の変更について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第48号 | 市道路線の変更について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第49号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第50号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 3月28日 | 原案可決 |
| 第51号 | 宿毛市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について | 3月28日 | 原案可決 |

陳 情

| 受理番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|------|------------------------------------|-------|-----|
| 第18号 | 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書提出の陳情書 | 3月28日 | 不採択 |